

水上村次世代育成支援行動計画

『この村で育てたい』の声がきこえる

恵まれた自然と地域みんなの子育て応援

平成17年 3月

熊本県 水上村

はじめに

近年、少子化、核家族化の進行、就労形態の多様化など、子どもと家庭を取りまく環境が大きく変化しております。また、子育てについては、児童虐待の顕在化、思春期の問題など対応すべき課題が山積し、子どもをめぐる問題は、一部の特別な子どもや家庭の問題ではなくなっています。

本村では、「安心して子どもを生み、育てられる水上村」を目指し、平成14年3月に「水上村さくらっこプラン（水上村エンゼルプラン・水上村母子保健計画）」を策定し、子ども施策を進めてまいりました。

この度、この計画をさらに発展、展開させ、「水上村次世代育成支援地域行動計画」を策定いたしました。

この計画では、『この村で育てたい』の声聞きこえる恵まれた自然と地域みんなの子育て応援」を基本理念として、子ども達や次世代の親づくりの支援・家庭における子育て支援を地域全体で取り組んでまいりたいと思います。

今後は、村民・地域・行政の役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいります。

最後に、この計画に当たり、次世代育成支援行動計画検討委員会の皆様をはじめ、アンケート調査に際し、貴重なご意見、ご提案をいただきました村民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成17年3月

水上村長 成尾政紀

目 次

第1章 行動計画の背景・趣旨	1
1. 計画策定の背景	3
（1）国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯	3
（2）少子化がわが国にもたらすマイナスの影響	3
2. 計画策定の趣旨	5
3. 計画の期間	5
4. 計画の位置づけ	6
第2章 行動計画の基本的事項	7
1. 基本理念	9
2. 計画の方向性	9
3. 重点的視点	10
4. 基本目標	12
（1）地域における子育ての支援	12
（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	12
（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	13
（4）子育てを支援する生活環境の整備	13
（5）職業生活と家庭生活との両立の推進	13
（6）子ども等の安全の確保	14
（7）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	14
5. 計画の基本体系	15
第3章 子どもと家庭を取り巻く現状	17
1. 人口・世帯の動向	19
（1）人口の状況	19
（2）世帯の状況	23
（3）出生の状況	26
2. 地域の産業・就業構造の動向	28
（1）産業構造	28
（2）就業構造	30
3. 保育サービス等の状況	31
（1）保育所の状況	31
（2）幼稚園の概要	33
（3）小・中学校の状況	33
（4）子育て支援短期利用事業の状況	33
（5）放課後児童対策事業の状況	33
（6）児童館等、児童厚生施設の状況	34

(7)	その他施設の状況	34
(8)	母子保健事業の状況	35
(9)	相談事業の状況	37
(10)	児童委員の活動状況	37
(11)	手当等の状況	38
第 4 章	行動目標の設定	39
1.	基本目標に基づく施策の体系	41
(1)	地域における子育ての支援	41
(2)	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	42
(3)	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	42
(4)	子育てを支援する生活環境の整備	44
(5)	職業生活と家庭生活との両立の推進	45
(6)	子ども等の安全の確保	45
(7)	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	46
2.	具体的推進施策の内容	47
(1)	地域における子育ての支援	47
(2)	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	54
(3)	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	60
(4)	子育てを支援する生活環境の整備	73
(5)	職業生活と家庭生活との両立の推進	75
(6)	子ども等の安全の確保	76
(7)	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	81
3.	「特定 14 事業」に関する取組	86
(1)	「特定 14 事業」に係る目標事業量	86
(2)	目標事業量設定の考え方	87
第 5 章	行動計画の推進	89
1.	推進体制	91
(1)	庁内推進体制	91
(2)	庁外推進体制	91
2.	今後の課題	92
資料編		93
1.	児童人口推計	95
2.	子育て支援に対する意識・ニーズ	97
(1)	就学前児童・小学生保護者の意識・ニーズ	97
(2)	母親・父親の子育てに関する意識・ニーズ	122
(3)	中高生の将来意識	133
3.	委員名簿	141

第1章 行動計画の背景・趣旨

1. 計画策定の背景

(1) 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

平成14年1月 新しい「日本の将来推計人口」の公表

- ・平成62年（2050年）における合計特殊出生率の見通しが1.61（平成9年推計）から1.39（平成14年推計）と低下した。
- ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
- ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し。

平成14年5月 少子化対策に関する総理大臣の指示

- ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示。

平成14年9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告

- ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進。

平成15年3月 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策推進関係閣僚会議）

次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）

平成15年7月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

(2) 少子化がわが国にもたらすマイナスの影響

経済面

ア. 労働力人口の減少と経済成長への影響

- ・労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることにより労働力供給が減少する。
- ・貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下は、投資や労働生産の上昇が抑制され、経済成長率の低下等経済活動の制約を強める懸念がある。

イ. 国民の生活水準への影響

- ・少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少する。

社会面

ア. 家族の変容

- 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶により先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性がある。

イ. 子どもへの影響

- 子ども数の減少による子ども同士の交流機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

ウ. 地域社会の変容

- 人口の減少、高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になることが懸念される。
- 道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になることが懸念される。

このように少子化が、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念される中、国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制の整備、具体的な施策の推進を目的とした『次世代育成支援対策推進法』が、平成15年7月に制定されました。

この『次世代育成支援対策推進法』では、全国の地方公共団体に、国の示した策定の指針に基づき「地域行動計画」(市町村行動計画)を、平成16年度末までに策定することを義務付けています。

今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて新たに「夫婦の出生力そのものの低下」も大きな要因として指摘されており、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、考えていかなければならない様々な社会的経済的な課題があります。厚生労働省は、少子化の流れを止めるため、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の「子育てと仕事の両立支援」の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った総合的な取組を推進しています。

水上村(以下、「本村」という。)としても、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し、事業を実施していきます。

2. 計画策定の趣旨

本村では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制下の中で子育て支援事業を展開しています。

この次世代育成支援対策の理念として、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取組を行うことを基本として、住民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み育てることができる優しいまちづくりを目指し、「水上村次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

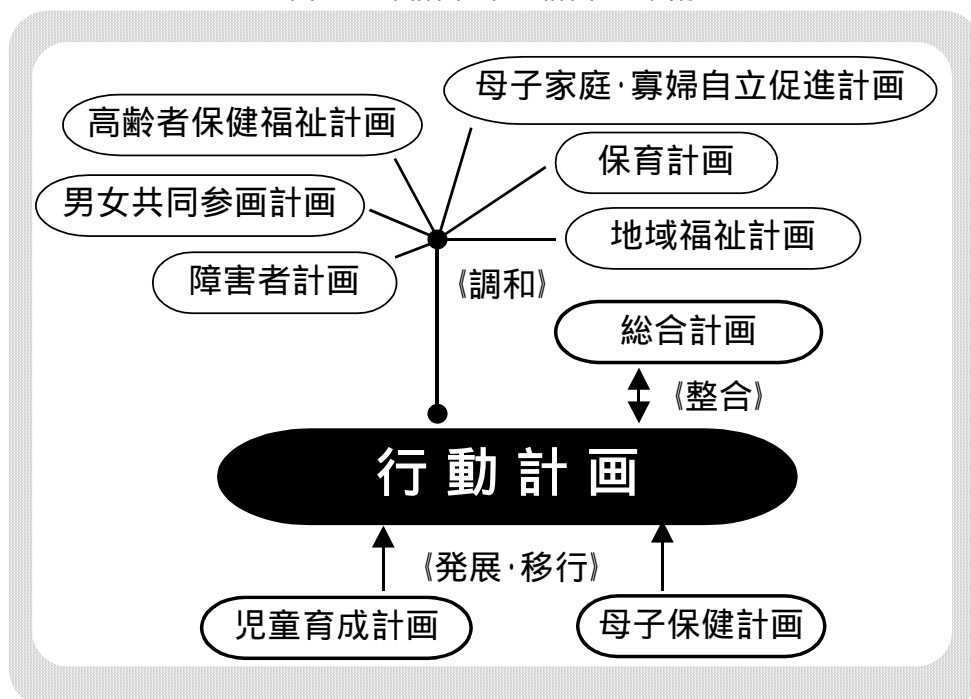
3. 計画の期間

「水上村次世代育成支援行動計画」の計画期間は、前期計画として平成17年度から平成21年度の5年間とし、後期計画（平成22年度から平成26年度）については、平成21年度までに前期計画の見直しを行った上で策定します。

4. 計画の位置づけ

本計画は、児童育成計画、母子保健計画を基本として、総合計画の位置づけとの整合をさせ、保育計画、地域福祉計画、母子家庭・寡婦自立促進計画、障害者計画、男女共同参画計画、高齢者保健福祉計画との調和を図ります。

図1-1 本計画と他の計画との関係



第2章 行動計画の基本的事項

1. 基本理念

本村の次世代育成支援対策の目指す方向性として次の基本理念を定めます。

『この村で育てたい』の聲がきこえる恵まれた自然と地域みんなの子育て応援

本村の恵まれた自然の中で「この村で育てたい」と思える環境の整備に努め、子ども達や次代の親づくりへの支援・家庭における子育て支援を地域全体で取り組んでいくことが重要になってきます。また、児童福祉や保健福祉医療の連携による住民生活に密着したサービスの推進を図らなければなりません。そこで、家庭・保育所・学校・地域全体が連携し、様々な問題について考え、解決に向けて、子育てを応援していくことを目指します。

2. 計画の方向性

本計画の実現に向けて、基本理念の下、計画の方向性を以下のように定めます。

子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。

子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることのこころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。

社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取り組む。

次世代の育成への支援においては、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークをつくり出します。

子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

地域における社会資源を積極的に活用し、また、自然環境や地域の伝統文化などを、次世代に受け継ぐ取組みを推進します。

子育て関連ならびに次世代の育成における支援については、安心して利用できる環境を整備し、適切な供給とサービスの質の確保と向上を図ります。

子育て関連ならびに次世代の育成支援については、地域の社会的な条件などの特性を踏まえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

3. 重点的視点

今後の次世代育成支援対策の施策検討にあたり、以下の8項目を重点的な視点として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、行政が最大の努力をはらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、これらの視点を踏まえ積極的に取組み、本計画の具体化に努めていく必要があります。

<視点その1>子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

<視点その2>次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

<視点その3>サービス利用者の視点

子育て支援に係る利用者のニーズの多様化に対応した、利用者の視点にたった柔軟かつ総合的な取組が必要となります。このため、サービス利用者の視点として以下のような方針を定めます。

本計画では、核家族化や社会環境の変化、住民の価値観の多様化に伴う子育て支援ならびに次世代育成関連サービスに対する利用者のニーズが多様化しており、利用者の個別のニーズに促した支援策を推進します。

<視点その4>社会全体による支援の視点

次代を担う子どもたちの成長を社会全体で支えていくためにも、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政・企業や地域社会を含めた社会全体が協働した支援施策を推進します。このため、社会全体の視点として、以下のような方針を定めます。

子育てに関しては、安心して働ける子育て支援環境としての保育所と地域との連携はもとより、子育てが母親や子育てをしている人の負担が軽減できるように、地域ぐるみで子育てをするような環境づくりを行います。また、働きながらの子育てが当たり前の社会づくりを促進します。

<視点その5>すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

<視点その6>地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する様々な活動関連機関があり、また、世代間交流としてのシルバー世代など人的な社会資源の活用が重要です。このため、地域における社会資源の活用の視点として、以下のような方針を定めます。

社会資源として、子育てに関するサークル、母親クラブ、子ども会、自治会など子育て支援等ができる団体のネットワーク化を図り、効果的な活動を促進します。また、保育所、公民館、学校施設等の各種公共施設の効果的な活用を図ります。

<視点その7>サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質の視点として以下のような方針を定めます。

現代の子どもを考えたサービスの質の重視やニーズに対応したサービスと質の向上を図るため、乳児保育から学童保育までの総合的・一体的な保育機能および子育て支援の一本化を検討します。また、子育て情報の提供や子育て相談機関の整備、育児に専念する母親への支援と子育てに関する専門職による相談体制等の充実など、子育てに恵まれた環境づくりを推進します。

<視点その8>地域特性の視点

本計画においては、地域の特性を活かすことが重要です。このため、地域特性の視点として以下のような方針を定めます。

自然環境を考慮することや伝統的文化行事など、地域に根ざした活動を十分に活用した子育て支援ならびに次世代育成のための推進策を図ります。

4. 基本目標

前項「3. 重点的視点」を受け、具体的な行動目標の指針となる以下の基本目標を定めます。

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組めます。

- ・地域における子ども支援ネットワークづくり
- ・豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
- ・保育所サービスの充実
- ・子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援ネットワークづくり
- ・一時保育の推進

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組めます。

- ・子どもと子育て家庭にやさしいむらづくり
- ・母子・思春期保健の確保と小児医療等の充実
- ・「食育」の推進
- ・妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取組めます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

- ・次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- ・健やかに生み育てる環境づくり
- ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・次代の親の育成
- ・学校の教育環境の整備
- ・有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なむらづくりに取組みます。

- ・子育て家庭を支援する地域づくり
- ・子育てを支援する生活環境の整備
- ・良好な住宅環境の確保
- ・安全な道路交通環境の整備
- ・安全・安心むらづくりの推進
- ・各種保育施設・医療費などへの助成

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

- ・男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現
- ・仕事と子育ての両立の推進

(6) 子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむむらづくりに取組みます。

- ・交通安全の推進
- ・犯罪等の被害防止活動
- ・被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

- ・児童虐待に関する相談体制の整備
- ・母子家庭・父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実
- ・障害のある児童への教育の充実

5. 計画の基本体系

<基本理念>

『この村で育てたい』の声がきこえる恵まれた自然と地域みんなの子育て応援

<方向性>

子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。

子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることのこころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。

社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取組ます。

次世代の育成への支援においては、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークをつくります。

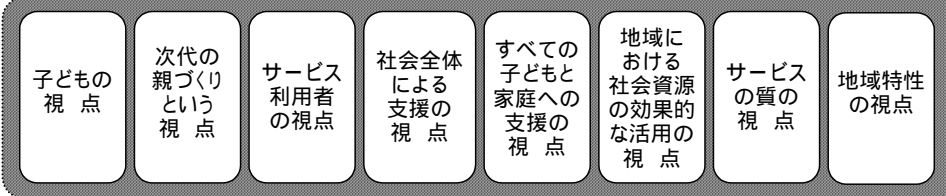
子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

地域における社会資源を積極的に活用し、また、自然環境や地域の伝統文化などを、次世代に受け継ぐ取組を推進します。

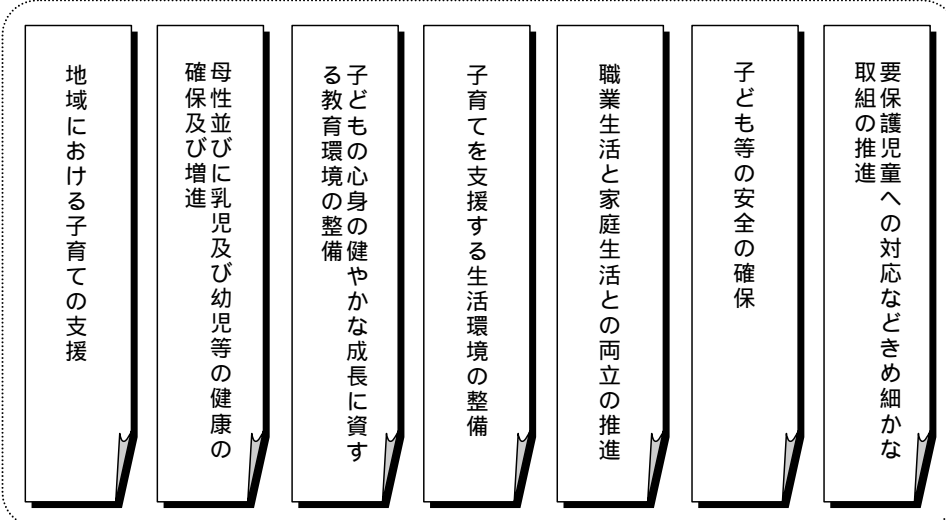
子育てに関連ならびに次世代の育成における支援については、安心して利用できる環境を整備し、適切な供給とサービスの質の確保と向上を図ります。

子育てに関連ならびに次世代の育成支援については、地域の社会的な条件などの特性を踏まえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

<重点的視点>



<基本目標>



第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

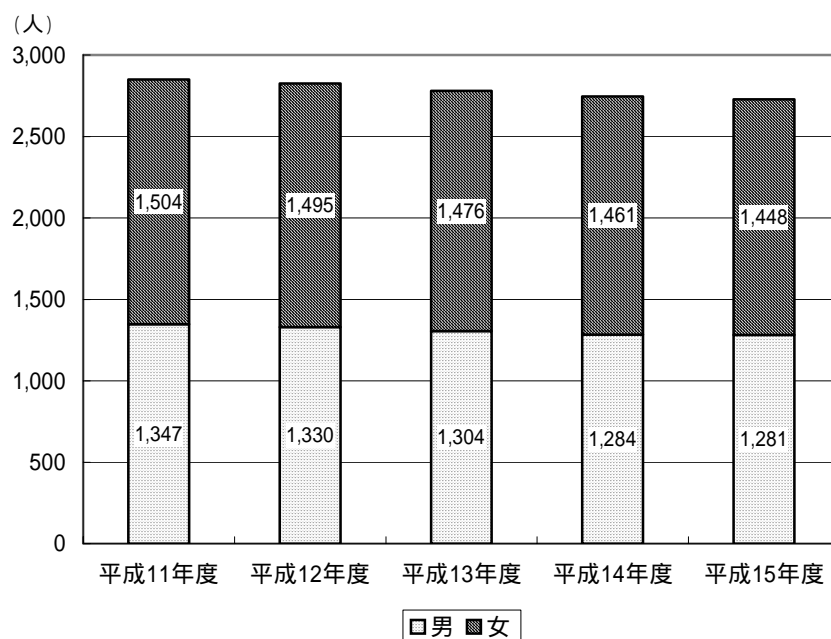
1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の状況

人口

平成15年度の本村の人口総数は2,729人で、平成11年度と比較すると122人(4.3%)の減少となっています。対前年の増減率をみると、平成11～12年度-0.9%、12～13年度-1.6%、13～14年度-1.3%、14～15年度-0.6%と年々わずかながら減少を続けています。

図3-1 人口の推移



各年度10月1日現在

資料:住民基本台帳

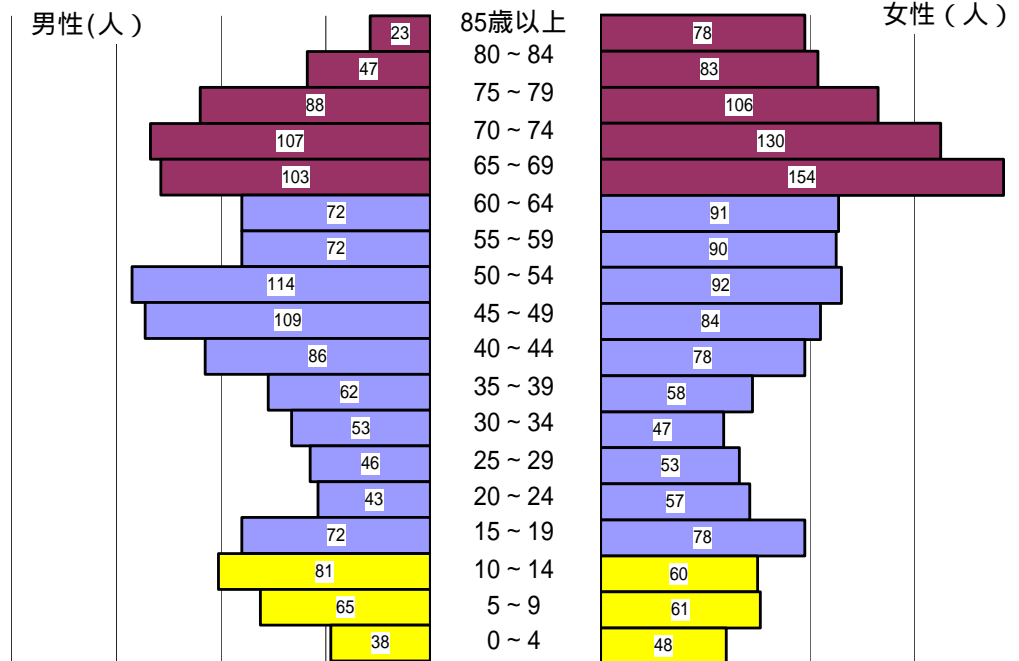
第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

年齢別・性別人口構成

本村の平成15年度における年齢別人口構成は以下のとおりです。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の構成比は、それぞれ12.9%：53.4%：33.7%となっています。

図3-2 人口ピラミッド



平成15年10月1日現在

資料：住民基本台帳



児童人口

本村における平成15年度の児童人口は220人で、平成11年度と比較すると25人(10.2%)の減少となっています。対前年の増減率をみると平成11～12年度-0.4%、12～13年度-0.4%、13～14年度-3.3%、14～15年度-6.4%と、減少傾向にあります。

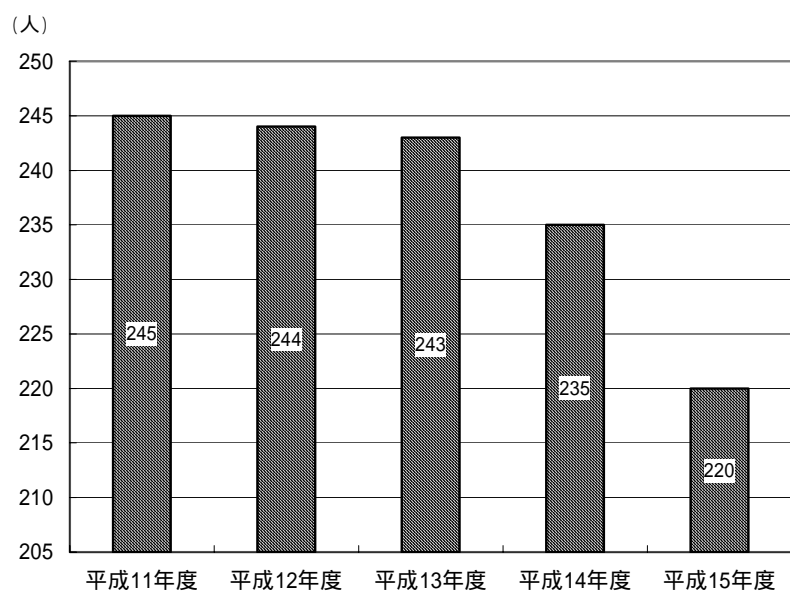
表3-1 児童人口の推移

単位:人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
0歳	15	18	17	14	14
1歳	20	15	18	19	14
2歳	22	21	18	17	20
3歳	19	23	21	17	17
4歳	31	21	25	19	17
5歳	34	33	22	27	20
6歳	32	35	34	22	29
7歳	20	33	35	32	23
8歳	24	20	33	35	33
9歳	28	25	20	33	33
合計	245	244	243	235	220

各年度4月1日現在 資料:住民基本台帳

図3-3 児童人口の推移



資料:住民基本台帳

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

外国人登録人口

本村における平成15年度の外国人登録人口は1人となっています。

表3-2 外国人登録人口の推移

単位:人

国名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
ALT	1	1	1	1	1

各年度4月1日現在 資料:住民福祉課

人口動態

本村の平成15年度の自然動態は14人の減、社会動態は24人の減となっており、全体では38人の減となっています。

表3-3 人口動態の推移

単位:人

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成11年度	18	49	-31	74	91	-17
平成12年度	18	26	-8	70	111	-41
平成13年度	16	23	-7	61	90	-29
平成14年度	13	24	-11	77	95	-18
平成15年度	13	27	-14	71	95	-24

各年度3月末現在 資料:住民基本台帳

昼夜間人口

本村の平成12年度における昼夜間人口は、昼間人口2,424人、夜間人口2,706人で昼夜間比率は89.6と100を下回っており流出超過となっています。

表3-4 昼夜間人口の推移

単位:人

	昼間人口	夜間人口	昼夜間比率
昭和55年度	3,742	3,668	102.0
平成2年度	2,882	3,115	92.5
平成7年度	2,657	2,919	91.0
平成12年度	2,424	2,706	89.6

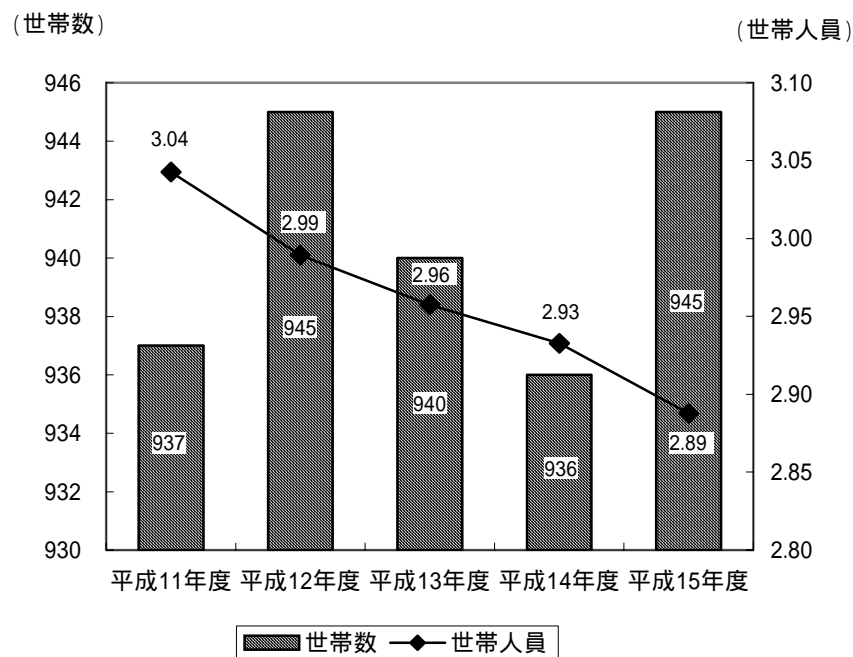
資料:国勢調査

(2) 世帯の状況

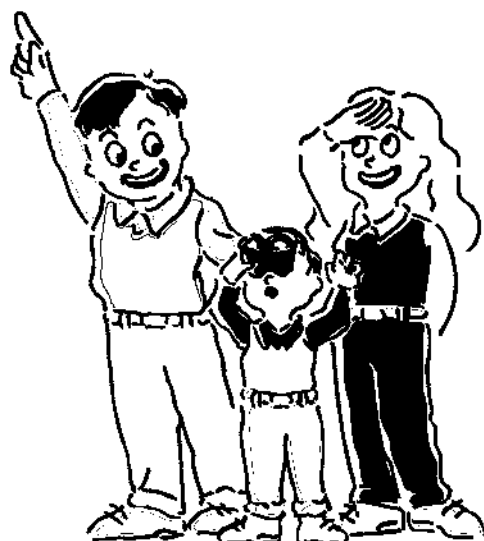
世帯数及び世帯人員

平成15年度の本村の世帯数は945世帯で、平成11年度の世帯数と比較すると8世帯(0.9%)の増加となっています。また、世帯人員は平成15年度で2.89人となっており、平成11年度と比べ0.15人(4.9%)の減少となっています。

図3-4 世帯数及び世帯人員の推移



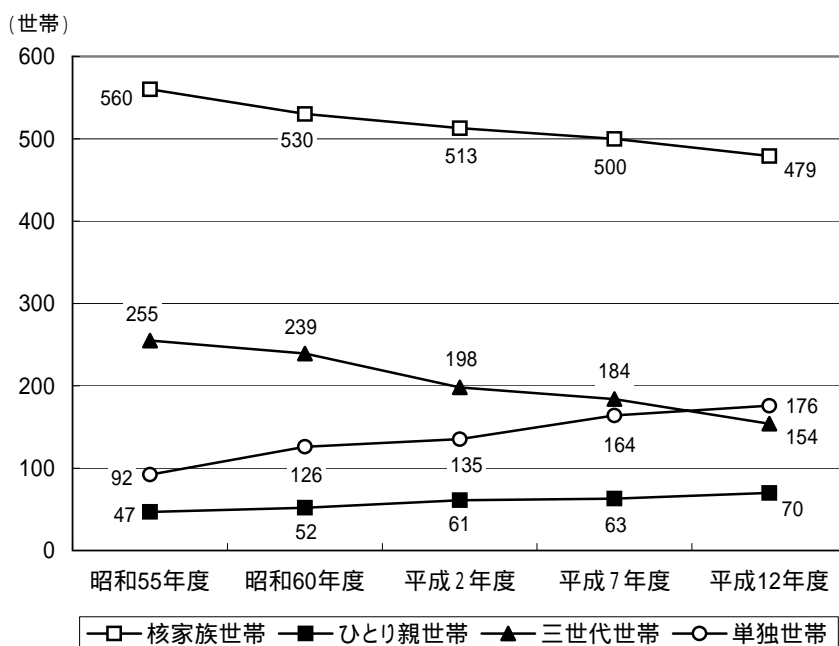
資料: 住民基本台帳



世帯構成

平成12年度の国勢調査における世帯構成は核家族世帯が479世帯で最も多く、次いで単独世帯の176世帯となっています。昭和55年度からの推移をみると、核家族世帯と三世帯世帯が減少しており、それ以外の世帯については増加傾向にあります。

図3-5 世帯構成の推移



資料: 国勢調査



表3-5 家族人員別世帯数・世帯人員・親族人員

単位:世帯、人

	総数	親族人員が1人	2	3	4	5	6	7人以上	
平成2年度	世帯数	941	135	289	175	122	82	63	75
	世帯人員	3,059	135	579	525	488	410	378	544
	親族人員	3,057	135	578	525	488	410	378	543
	6歳未満の親族のいる世帯数	114	0	0	11	16	23	25	39
	6歳未満の親族のいる世帯人員	649	0	0	33	64	115	150	287
	6歳未満の親族人員	180	0	0	12	28	32	37	71
	18歳未満の親族のいる世帯数	304	0	4	37	62	68	61	72
	18歳未満の親族のいる世帯人員	1,596	0	8	111	248	340	366	523
18歳未満の親族人員	649	0	4	41	102	153	139	210	
平成7年度	世帯数	923	164	291	154	111	85	58	60
	世帯人員	2,867	164	583	462	444	425	348	441
	親族人員	2,866	164	582	462	444	425	348	441
	6歳未満の親族のいる世帯数	109	0	1	10	18	32	20	28
	6歳未満の親族のいる世帯人員	595	0	2	30	72	160	120	211
	6歳未満の親族人員	167	0	1	10	25	48	33	50
	18歳未満の親族のいる世帯数	280	0	6	32	59	73	51	59
	18歳未満の親族のいる世帯人員	1,449	0	12	96	236	365	306	434
18歳未満の親族人員	593	0	6	35	98	156	127	171	
平成12年度	世帯数	894	178	288	141	115	77	56	39
	世帯人員	2,654	180	576	425	462	385	336	290
	親族人員	2,647	178	576	423	460	385	336	289
	6歳未満の親族のいる世帯数	94	0	1	7	23	27	19	17
	6歳未満の親族のいる世帯人員	497	0	2	21	93	135	114	132
	6歳未満の親族人員	132	0	1	7	27	35	31	31
	18歳未満の親族のいる世帯数	250	0	5	32	62	62	50	39
	18歳未満の親族のいる世帯人員	1,256	0	10	97	249	310	300	290
18歳未満の親族人員	501	0	5	35	100	133	111	117	

資料: 国勢調査

婚姻、離婚件数

本村における平成15年度の婚姻件数は8件、離婚件数は2件となっています。

表3-6 婚姻、離婚件数の推移

単位: 件

	婚姻		離婚	
	件数	率 (人口千対)	件数	率 (人口千対)
平成11年度	10	3.51	1	0.35
平成12年度	6	2.12	3	1.06
平成13年度	10	3.60	2	0.72
平成14年度	7	2.55	2	0.73
平成15年度	8	2.93	2	0.73

本村に住所があるもののみ

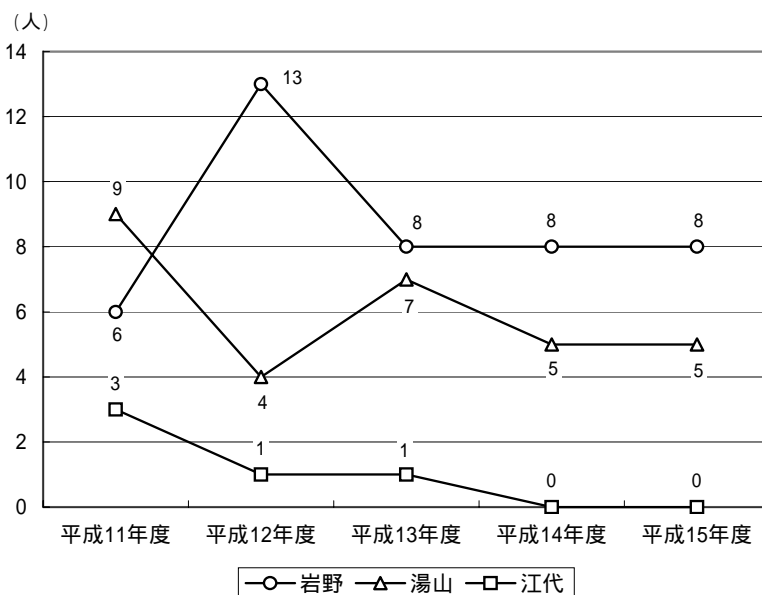
資料: 住民福祉課

(3) 出生の状況

出生数

本村における平成15年度の出生数は13人となっています。平成11年度から15年度における対前年増減数をみると11～12年度では同数、12～13年度では2人の減、13～14年度では3人の減、14～15年度では同数となっています。

図3-6 出生数の推移



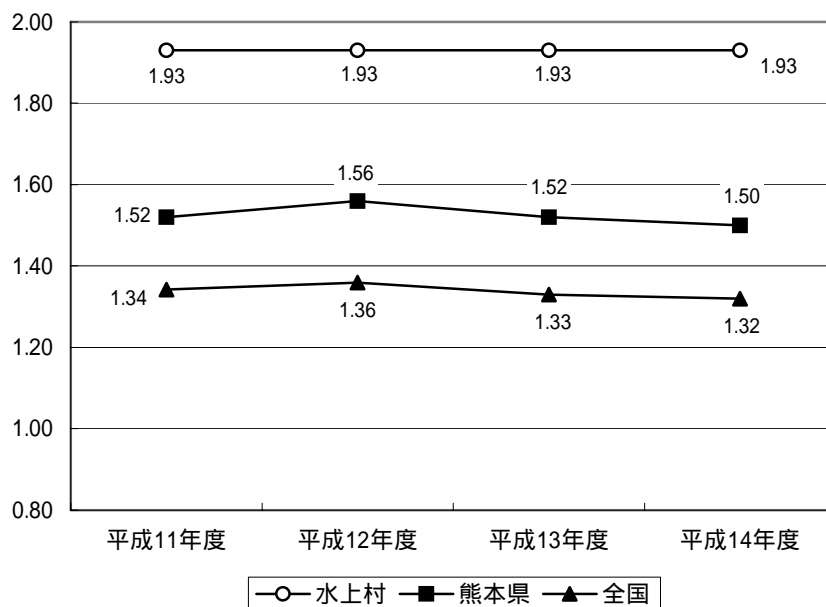
資料:住民基本台帳



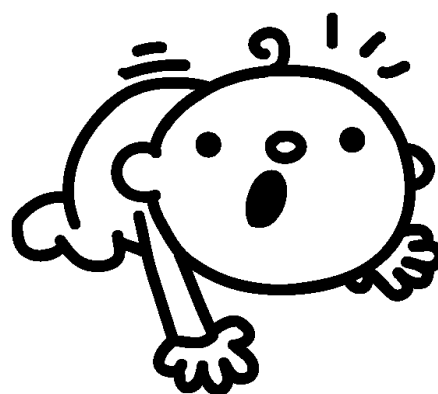
合計特殊出生率

本村の平成14年度の合計特殊出生率は1.93となっています。熊本県は全国平均に比べ合計特殊出生率が高くなっており、本村においても同様の傾向がみられます。

図3-7 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省



2. 地域の産業・就業構造の動向

(1) 産業構造

就業人口

平成12年度における就業者の産業分類別の構成比をみると、第一次産業29.8%、第二次産業25.8%、第三次産業44.4%となっています。

昭和55年度以降の推移をみると、第一次産業から第三次産業への就業者のシフトが進展しています。

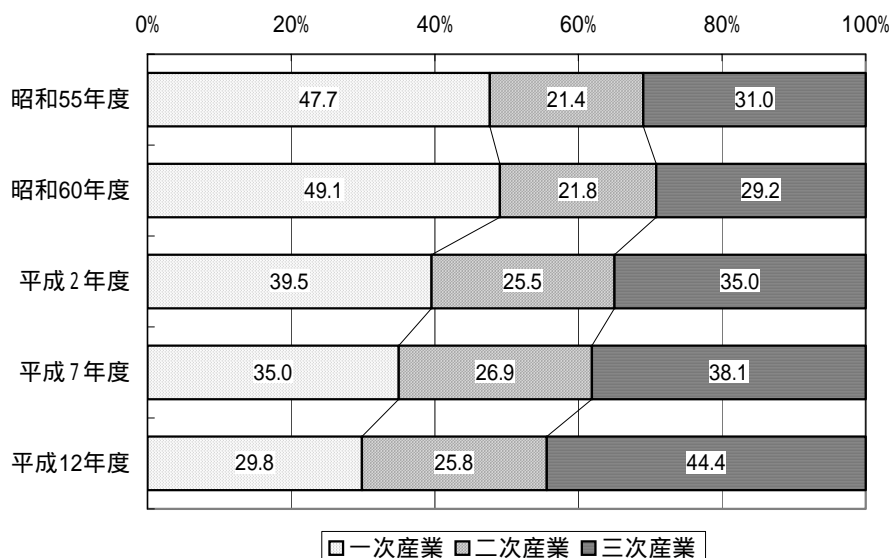
表3-7 就業者数(15歳以上)の推移

単位:人

	昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度			平成12年度			
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
総数	1,892	1,058	834	1,759	1,001	758	1,655	918	737	1,458	840	618	1,324	738	586	
一次産業	農業	686	341	345	612	333	279	467	240	227	350	208	142	291	161	130
	林業・狩猟業	216	156	60	251	193	58	187	145	42	160	129	31	104	86	18
	漁業・水産養殖業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	902	497	405	863	526	337	654	385	269	510	337	173	395	247	148
二次産業	鉱業	7	7	0	5	5	0	2	1	1	5	5	0	3	3	0
	建設業	169	120	49	144	112	32	142	107	35	157	110	47	146	106	40
	製造業	228	122	106	234	103	131	278	138	140	230	127	103	192	108	84
	小計	404	249	155	383	220	163	422	246	176	392	242	150	341	217	124
三次産業	卸売業・小売業	172	68	104	177	72	105	167	63	104	162	67	95	156	55	101
	金融・保険・不動産業	10	6	4	16	9	7	17	11	6	9	7	2	7	5	2
	運輸・通信業	44	42	2	32	30	2	34	31	3	29	25	4	32	26	6
	電気・ガス・水道・熱供給業	15	9	6	10	9	1	4	3	1	10	6	4	3	3	0
	サービス業	278	134	144	208	80	128	291	125	166	275	107	168	320	129	191
	公務	66	53	13	70	55	15	66	54	12	69	48	21	67	55	12
	その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	3	1	2
小計	586	312	274	513	255	258	579	287	292	556	261	295	588	274	314	

資料:国勢調査

図3-8 就業者数の構成比の推移



資料:国勢調査

工業の状況

平成14年度における従業者数は72人、事業所数は6事業所、製造品出荷額等は1,337百万円となっています。

表3-8 工業の推移（従業者4人以上の事業所）

	従業者数 (人)	事業所数	製造品出荷額等 (百万円)
平成11年度	90	8	1,359
平成12年度	104	8	1,772
平成13年度	76	6	1,399
平成14年度	72	6	1,337

資料:工業統計調査

商業の状況

平成14年度における従業者数は85人、商店数は40店舗、年間商品販売額は637百万円となっています。

平成3年度以降、従業者数、商店数、年間商品販売額はそれぞれ減少傾向にあります。

表3-9 商業の推移

	従業者数 (人)	商店数 (店舗)	年間商品販売額 (百万円)
平成3年度	110	51	1,168
平成6年度	116	48	941
平成9年度	97	45	918
平成14年度	85	40	637

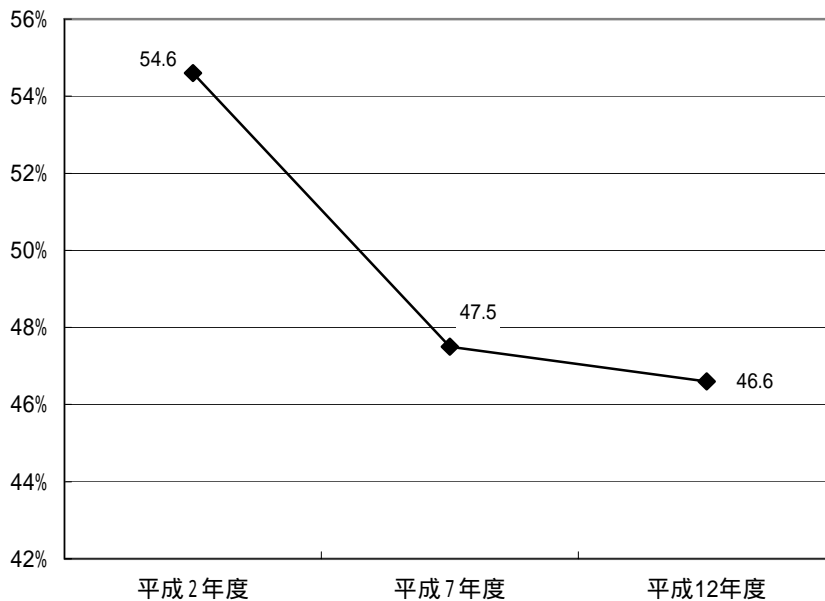
資料:商業統計調査

(2) 就業構造

女性の就業状況

平成12年度における女性の就業率は46.6%となっています。平成2年度以降の推移をみると、平成2～7年度では7.1ポイントの減少、7～12年度では0.9ポイントの減少となっており、減少傾向にあります。

図3-9 女性の就業率の推移



資料: 国勢調査



3. 保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

保育所の概要

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において、乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

平成15年現在、本村には公立2園（児童数90人）があり、稼働率85.7%となっています。また、保育士は9人、調理師は2人です。

なお、平成15年度において待機児童はいません。

表3-10 保育所の概要

単位：箇所、人

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立	箇所数	3	2	2	2	2
	定員数	110	110	105	105	105
	児童数	112	109	102	94	90
	稼働率(%)	101.8	99.1	97.1	89.5	85.7
保育士数		9	9	9	9	9
調理師数		2	2	2	2	2

資料：住民福祉課

保育所における外国人児童数

平成15年度において保育所に外国人児童はいません。

保育料

平成15年度における保育料は以下のとおりです。

表3-11 保育料

単位：円

階層	定義	平成15年度		
		定義	3歳未満児	3歳上児
1	生活保護世帯		0	0
2	市町村民税非課税世帯		4,000	3,000
3	市町村民税課税世帯	均等割額のみの世帯 (所得割の額のない世帯)	7,000	5,000
4		所得割の額のある世帯	13,000	10,000
5	所得税課税世帯	30,000円未満	16,000	13,000
6		30,000円以上90,000円未満	22,000	20,000
7		90,000円以上	22,000	20,000

資料：住民福祉課

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

(7) 特別保育等の状況

就学前児童の居場所

就学前児童の居場所は以下のとおりです。内訳は「保育園」86.0%、「自宅等」14.0%となっています。

表3-12 就学前児童の居場所

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳以上		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
自宅等	8	61.5%	2	12.5%	1	6.7%	0	0.0%	3	8.3%	14	14.0%
保育園	5	38.5%	14	87.5%	14	93.3%	20	100.0%	33	91.7%	86	86.0%
公立幼稚園	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
私立幼稚園	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	13	100.0%	16	100.0%	15	100.0%	20	100.0%	36	100.0%	100	100.0%

資料:住民福祉課

延長保育

本村において、延長保育は実施していません。

一時保育

本村において、一時保育は実施していません。

乳児保育

本村において、乳児保育は実施していません。

障害児保育

本村では平成15年度においては、障害児保育は実施していません。

表3-13 障害児保育利用状況

	単位:箇所、人				
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施箇所数	1	1	1	1	0
定員数	1	1	1	1	0
利用児童数	1	1	1	1	0

資料:住民福祉課

休日保育

本村において、休日保育は実施していません。

乳幼児健康支援デイサービス（病後児保育）

本村において、乳幼児健康支援デイサービス（病後児保育）は実施していません。

（2）幼稚園の概要

本村において、幼稚園は設置していません。

（3）小・中学校の状況

本村には小学校が2箇所、中学校が1箇所設置されています。

表3-14 小・中学校の状況

単位：人

小学校		中学校	
小学校名	学童数	中学校名	生徒数
岩野小学校	104	水上中学校	69
湯山小学校	64		

平成17年1月11日現在

（4）子育て支援短期利用事業の状況

ファミリーサポート事業

本村では、ファミリーサポート事業は実施していません。

子どもショートステイ事業

本村では、子どもショートステイ事業は実施していません。

（5）放課後児童対策事業の状況

本村において、児童クラブは実施していません。

(6) 児童館等、児童厚生施設の状況

平成15年度において、児童館は設置していません。

(7) その他施設の状況

公園

本村の公園面積は5.0haです。公園数は1箇所(住区基幹公園1箇所)となっています。

表3-15 公園の整備状況

種 別	箇所	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	0
	近隣公園	0
	地区公園	1
合 計	1	5.0

資料:企画観光課

図書館

平成15年度における図書館児童図書蔵書数は914冊です。

表3-16 図書館児童図書蔵書数の推移

単位:冊

	平成15年度
児童書	801
絵本	113
合計	914

資料:教育課

その他施設

その他の施設は以下のとおりです。

表3-17 その他施設

施 設 名	分 類
岩野公民館	公民館
水上カントリーパーク	公園
高城公園	公園
汗の原親水公園	公園
せせらぎ水辺公園	公園
癒しと健康のもり	公園
古屋敷森林公園	公園

(8) 母子保健事業の状況

乳幼児健康診査

平成 15 年度における乳幼児健康診査の受診状況は、3～4ヶ月児健診、6ヶ月児健診、9ヶ月児健診、2歳児健診、3歳児健診が100%、1歳6ヶ月児健診が92.9%となっています。

表3-18 乳幼児健康診査の受診状況の推移

単位:人

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
3～4ヶ月児健診	受診対象者数	18	16	21	13	12
	受診者数	18	16	20	13	12
	受診率	100.0%	100.0%	95.2%	100.0%	100.0%
6ヶ月児健診	受診対象者数		17	16	14	15
	受診者数		16	15	14	15
	受診率		94.1%	93.8%	100.0%	100.0%
9ヶ月児健診	受診対象者数		18	15	16	14
	受診者数		18	13	16	14
	受診率		100.0%	86.7%	100.0%	100.0%
1歳6ヶ月児健診	受診対象者数	15	22	15	16	14
	受診者数	14	18	15	16	13
	受診率	93.3%	81.8%	100.0%	100.0%	92.9%
2歳児健診	受診対象者数	23	21	18	18	19
	受診者数	21	18	18	16	19
	受診率	91.3%	85.7%	100.0%	88.9%	100.0%
3歳児健診	受診対象者数	22	26	14	19	16
	受診者数	19	24	14	18	16
	受診率	86.4%	92.3%	100.0%	94.7%	100.0%

資料:住民福祉課



第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

乳幼児歯科診査

平成15年度における乳幼児歯科診査の受診状況は、3～4ヶ月児健診、6ヶ月児健診、9ヶ月児健診、2歳児健診、3歳児健診が100%、1歳6ヶ月児健診が92.9%となっています。

表3-19 乳幼児歯科診査の受診状況

単位:人

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
3～4ヶ月児健診	受診対象者数	18	16	21	13	12
	受診者数	18	16	20	13	12
	受診率	100.0%	100.0%	95.2%	100.0%	100.0%
6ヶ月児健診	受診対象者数	/	17	16	14	15
	受診者数	/	16	15	14	15
	受診率	/	94.1%	93.8%	100.0%	100.0%
9ヶ月児健診	受診対象者数	/	18	15	16	14
	受診者数	/	18	13	16	14
	受診率	/	100.0%	86.7%	100.0%	100.0%
1歳6ヶ月児健診	受診対象者数	15	22	15	16	14
	受診者数	14	18	15	16	13
	受診率	93.3%	81.8%	100.0%	100.0%	92.9%
2歳児健診	受診対象者数	23	21	18	18	19
	受診者数	21	18	18	16	19
	受診率	91.3%	85.7%	100.0%	88.9%	100.0%
3歳児健診	受診対象者数	22	26	14	19	16
	受診者数	19	24	14	18	16
	受診率	86.4%	92.3%	100.0%	94.7%	100.0%

資料:住民福祉課

小児慢性特定疾患

平成15年度における小児慢性特定疾患の状況は、以下のとおりです。

表3-20 小児慢性特定疾患の推移

単位:人

	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院
悪性新生物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性腎疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぜんそく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性心疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内分泌疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
膠原病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糖尿病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
先天性代謝異常	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
血友病等血液疾患	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
神経・筋疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0

資料:住民福祉課

(9) 相談事業の状況

児童虐待相談件数

本村では平成15年度において児童虐待に関する相談はありませんでした。
 しかし、全国や本県においては平成11年度以降、相談件数は増加傾向にあります。

表3-21 児童虐待相談件数の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
水上村	0	0	0	0	0
熊本県	120	144	256	278	265
全国	11,631	17,725	23,274	23,738	26,573

単位:件

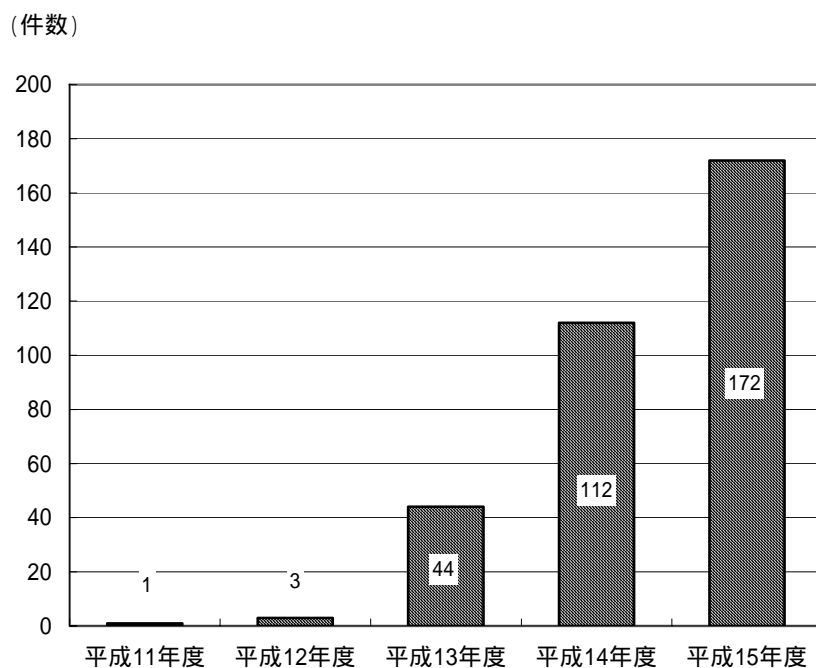
資料:住民福祉課

(10) 児童委員の活動状況

本村における主任児童委員数は2人となっています。

また、相談指導件数(子どもについての相談外も含む)は、平成15年度において172件となっており、平成11年度以降増加傾向にあります。

図3-10 相談指導件数



資料:住民福祉課

(11) 手当等の状況

児童扶養手当

平成15年度における児童扶養手当受給者数は19人です。

表3-22 児童扶養手当受給者数の推移（障害手当のみの受給者を除く）

単位:人

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
11	13	13	17	19

資料:住民福祉課

障害児手当

平成15年度における障害児手当受給者数は2人です。

表3-23 障害児手当受給者数の推移

単位:人

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
3	3	3	3	2

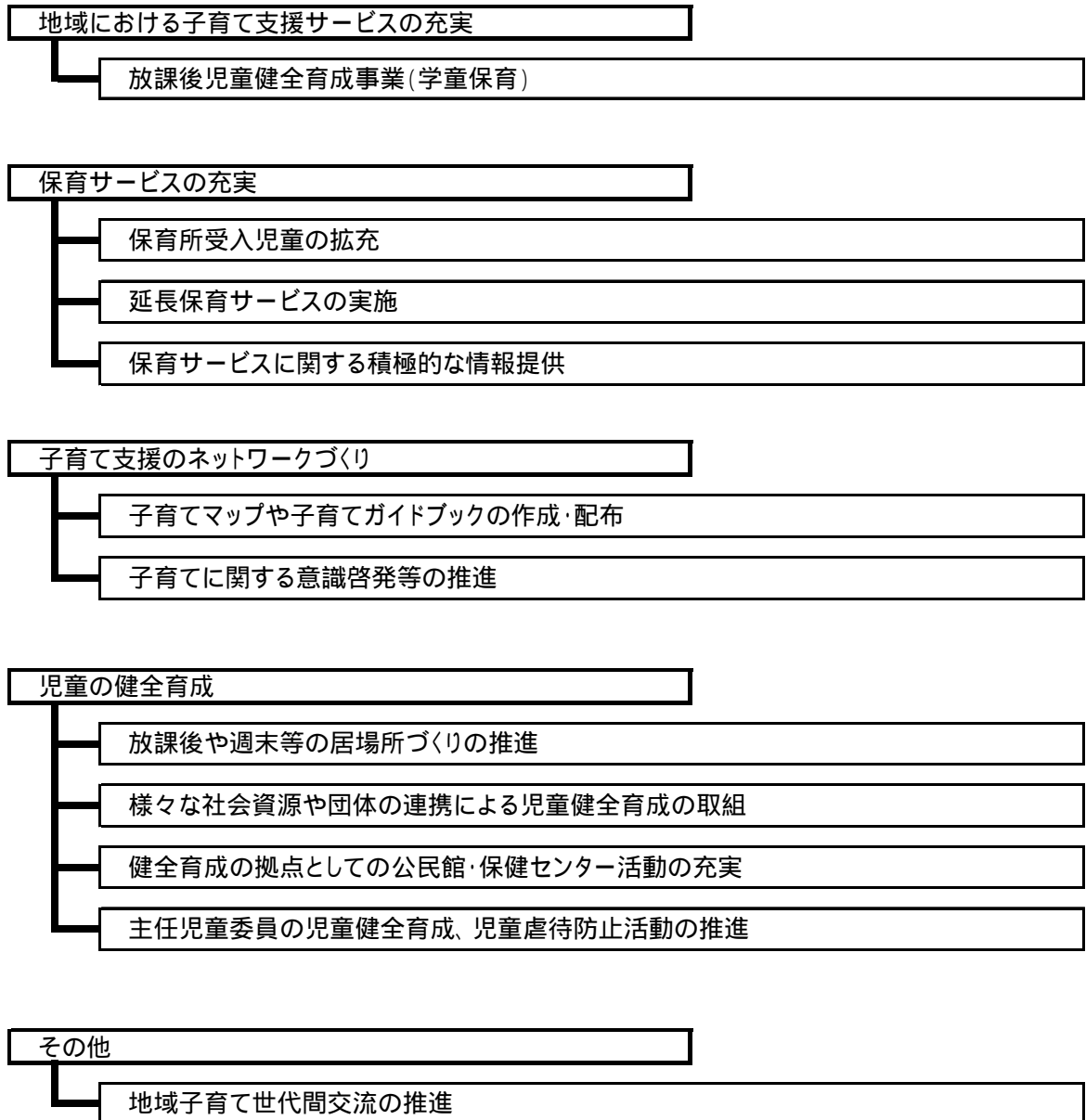
資料:住民福祉課



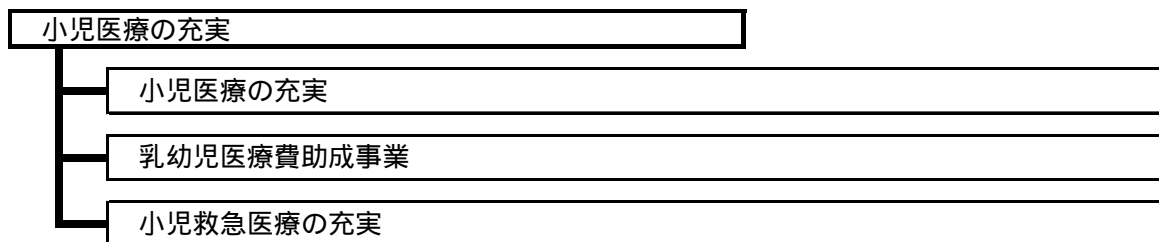
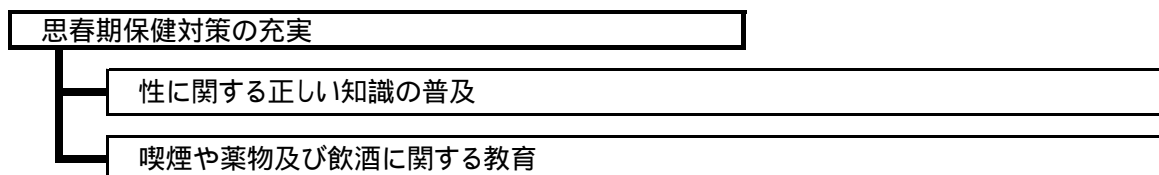
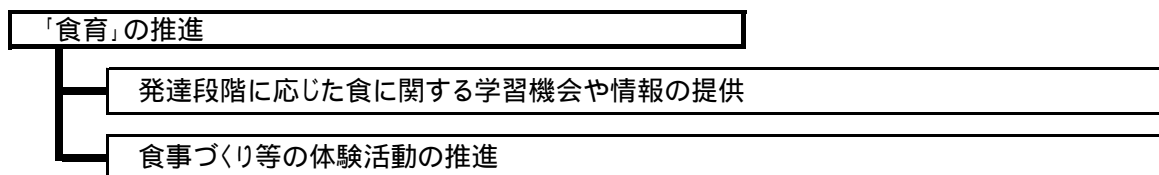
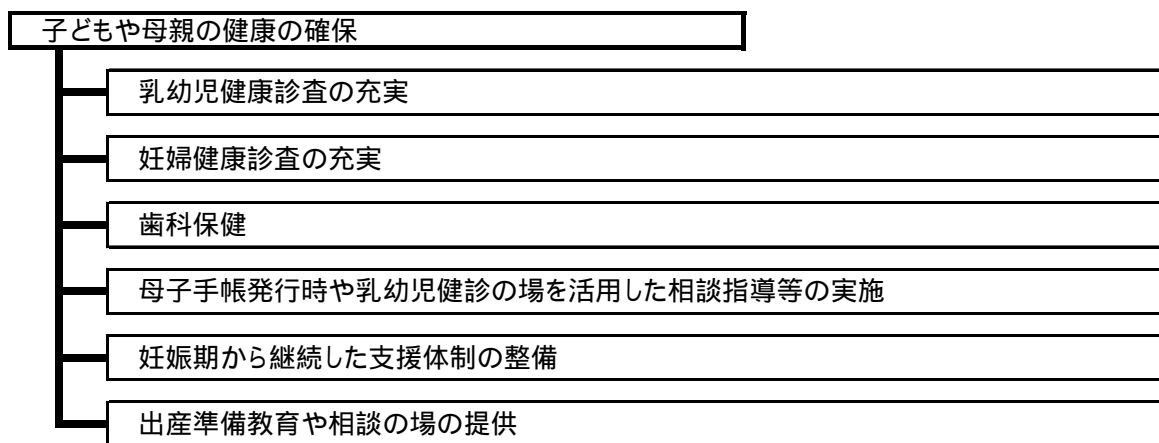
第4章 行動目標の設定

1. 基本目標に基づく施策の体系

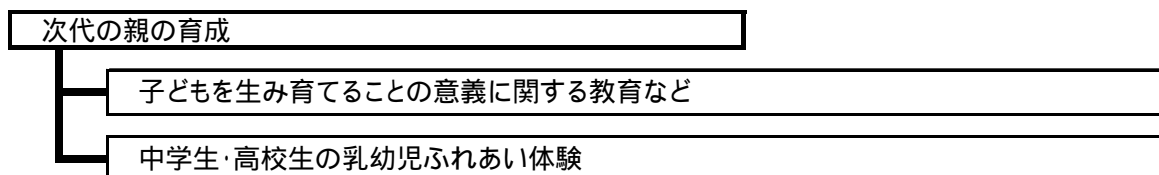
(1) 地域における子育ての支援



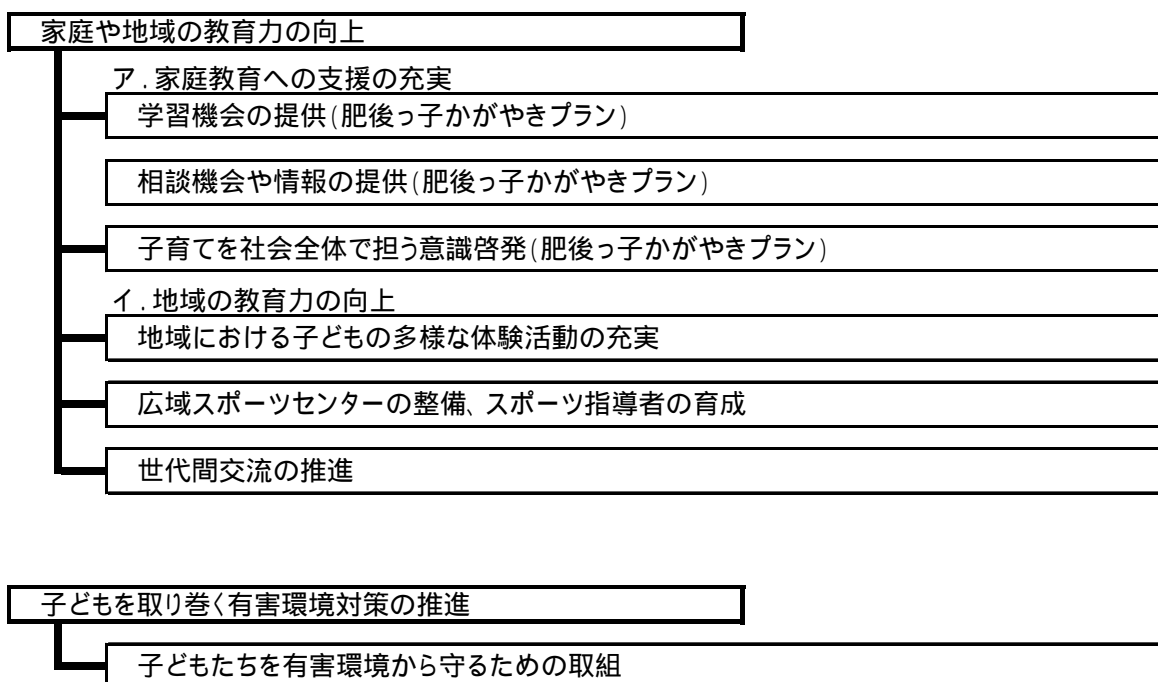
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



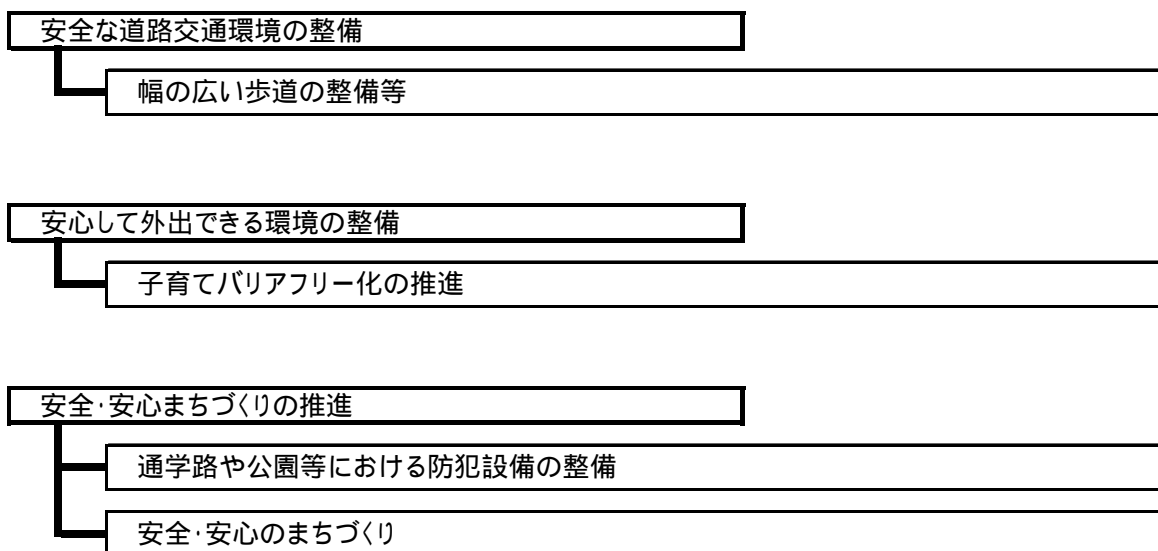
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



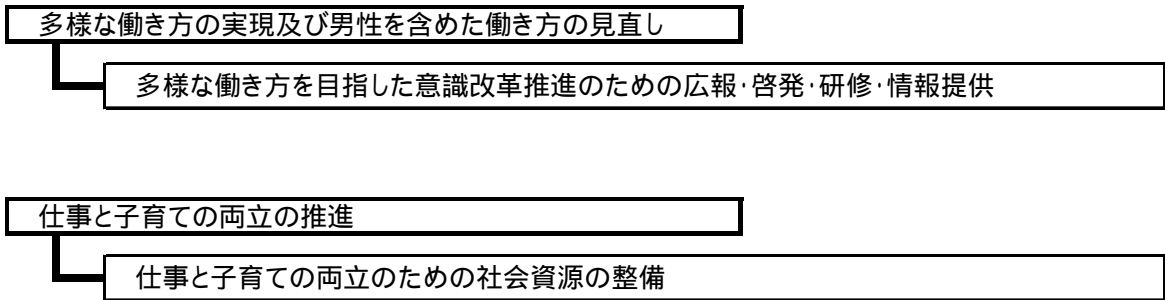
子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備	
ア. 確かな学力の向上	子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実
	ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化
イ. 豊かな心の育成	道徳教育の充実
	地域との連携による多様な体験活動の推進
	専門家による相談体制の強化
	子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり
ウ. 健やかな体の育成	学校におけるスポーツ環境の充実
	健康教育の推進
エ. 信頼される学校づくり	教員に対する適正な評価の実施
	安全で豊かな学校施設の整備
	児童生徒の安全管理
	学校評議員制度の活用
	地域に根ざした特色ある学校づくり
オ. 幼児教育の充実	保育所における養護機能の充実(肥後っ子がやきプラン)
	保育士等の資質向上(肥後っ子がやきプラン)
	保育内容、指導・援助方法の工夫改善(肥後っ子がやきプラン)
	障害のある子どもの教育の推進(肥後っ子がやきプラン)
	保育条件の整備(肥後っ子がやきプラン)
	子どもの育ちの連続性を図る条件整備(肥後っ子がやきプラン)
	地域住民が喜びや生きがいを感じるかかわりの場としての保育所(肥後っ子がやきプラン)
	保護者の保育ニーズへの対応(肥後っ子がやきプラン)



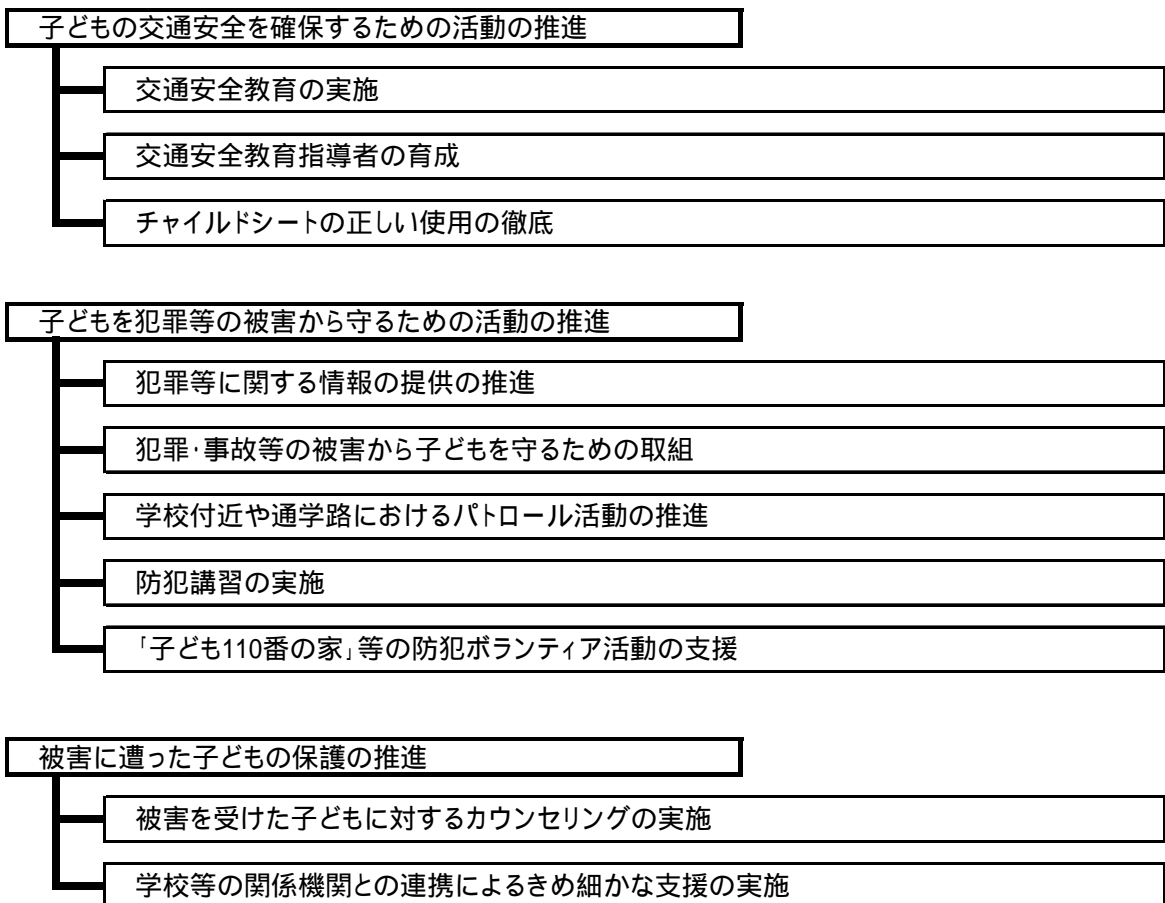
(4) 子育てを支援する生活環境の整備



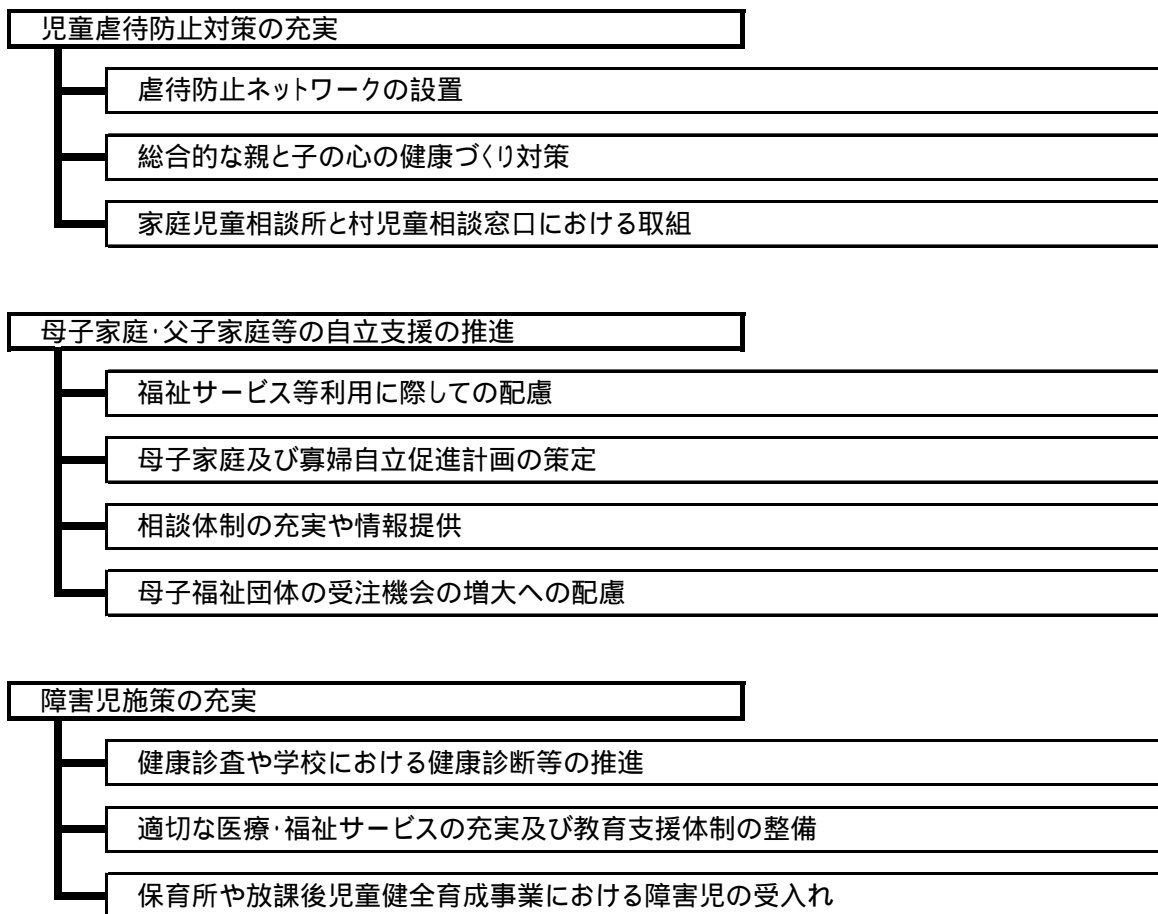
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進



(6) 子ども等の安全の確保



(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進



2. 具体的推進施策の内容

(1) 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実

【課題】

ニーズ調査の結果によると、「緊急の用件で子どもの面倒を見られなくなったこと」があるとお答えた保護者が40.3%、その対処方法としては「親族・知人に預けた」が68.0%となっていますが、親族・知人に預けた方の41.2%が預けることの困難さをあげています。緊急的なニーズはさほど高くはないものの、社会状況等の変化に対応した検討の必要があります。

推進施策	担当課
放課後児童健全育成事業（学童保育）	住民福祉課
<p>【事業内容】 就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の、おおむね10歳未満の小学校低学年児童に対し、放課後に遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。</p> <p>【平成15年度実績】 未実施</p> <p>【村の取組・方向性】 1か所 定員20人 交流機会の拡充と家庭における子育て支援を目的に地域福祉推進体制の整備を行いません。</p> <p>現在、「わんぱくキッズ（体験学習等）」（担当課 教育課）を、平日の午後3時（学校の終業時間）から午後5時30分までと土曜日の午前9時から午後5時まで実施しており、体験活動やボランティアをとおして学習をしたり、又自由時間には友達と遊んだり、宿題をしたりと放課後や土曜日の健全育成を図っています。今後もこの事業と合わせて放課後児童健全育成事業の推進を行います。</p> <p>ニーズ調査では小学生の親22.3%が「平日の放課後児童クラブを利用させたい」と、アンケートに答えています。</p>	

第4章 行動目標の設定

保育サービスの充実

【課題】

ニーズ調査の結果によると、保育サービスを平日に利用したい方が86.9%、「土曜日の保育サービスの利用意向」が「月1～2日利用したい」を含め72.6%、「日曜日の保育サービスの利用意向」が「月1～2日利用したい」を含め29.0%となっており、平日と土曜日の保育サービスニーズの高さが確認されています。

推進施策	担当課
保育所受入児童の拡充	住民福祉課
<p>【事業内容】 子供の幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備します。</p> <p>【平成16年度実績】 保育定員 105人 施設数 2か所</p> <p>【村の取組・方向性】 保育定員 90人 施設数 2か所 今後も平日保育の需要の高さに応えるべく内容の充実に努めます。</p>	

推進施策	担当課
延長保育サービスの実施	住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】 午前7時30分～午後6時までの朝30分、夕方45分の時間延長で今後も対応を続けますが、現代の多種多様な就労状態に応じ、保育時間については、引き続き検討して行きます。</p>	

推進施策	担当課
保育サービスに関する積極的な情報提供	住民福祉課
<p>【事業内容】 サービスを利用する方が保育サービスを選択することによって、サービスそのものの質を向上させるという観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。</p> <p>【村の取組・方向性】 保育所との連絡会（保護者会との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育サービスに関する積極的な情報交換を行いサービス内容の充実を図ります。 ・ 保護者会と合同での夏祭りや村内2か所の保育所での合同運動会の実施により、保育所と保護者間の交流で保育サービスや子育て等について情報交換ができるため、今後も続けていきます。 <p>保育料の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣町村に比べ、保育料は低料金となっています。同時に3人以上入所の場合、3人の内の1人は、保育料が無料になります。なお、これは階層で異なります。 	



第4章 行動目標の設定

子育て支援のネットワークづくり

<p>【課題】 子育て支援ネットワーク形成のための拠点及び人材の確保が課題です。</p>

推進施策	担当課
子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布	住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】 本村での子育てが楽しくできるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布を今後の検討課題とします。</p>	

推進施策	担当課
子育てに関する意識啓発等の推進	教育課 人づくり振興会議 岩野小学校 湯山小学校
<p>【事業内容】 地域住民すべての方が、子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。</p> <p>【平成 15 年度実績】 岩野校区 岩野っ子タイムトンネルの実施 湯山校区 湯山サミットの実施</p> <p>【村の取組・方向性】 今後も継続し、地域の教育力を子ども達へ反映するよう、異年齢交流等での講演会や物づくりを通して実施していきます。</p>	

児童の健全育成

【課題】
 子ども同士の交流の場として望ましいことでは、「土日の活動や遊びの場」が最も多く、次いで「放課後等の自主活動の場」となっており、ニーズ調査の結果からも、放課後や週末等の子どもの健全な居場所づくりへのニーズの高さが確認されています。

推進施策	担当課
放課後や週末等の居場所づくりの推進	教育課 住民福祉課
<p>【事業内容】 地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び安全に過ごすことができる、放課後や週末等の居場所づくりを推進します。</p> <p>【平成 15 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「わんぱくキッズの実施」 平日放課後、土曜日に実施 ・「子ども料理教室」年4回×2か所（土曜日を利用） <p>【村の取組・方向性】 放課後児童健全育成事業（学童保育）やわんぱくキッズ（体験学習等）を行なうことにより、体験活動や自主学習等、自由に遊べ安全に過ごすことができる放課後の居場所づくりを推進します。</p>	

推進施策	担当課
様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組	住民福祉課 教育課 企画観光課
<p>【事業内容】 保育所、公民館、保健センター、学校等の社会資源を活用し、主任児童委員、シルバー人材センター、地域ボランティア、子ども会、桜友会（青年団等）、自治会等が連携した児童健全育成の取組を進めます。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の児童育成機能の向上を図り、青少年の健全育成、社会参加活動、若者の交流等を促進します。 ・岩野公民館・交流センターの開放を行います。 	

第4章 行動目標の設定

推進施策	担当課
健全育成の拠点としての公民館・保健センター活動の充実	教育課 住民福祉課
<p>【事業内容】 公民館や保健センターが、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、体験学習や絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、様々な親子のふれあい事業を展開します。</p> <p>【平成 15 年度実績】 「子ども料理教室」年 4 回 × 2 か所（土曜日を利用） 平均参加人数 15 人</p> <p>【村の取組・方向性】 講演会開催や子ども料理教室等を実施し、今後も健全育成の拠点としての役割を果たしていきます。</p>	

推進施策	担当課
主任児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	住民福祉課
<p>【事業内容】 主任児童委員は、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めます。</p> <p>【平成 15 年度実績】 主任児童委員 2 人</p> <p>【村の取組・方向性】 主任児童委員 2 人 主任児童委員は、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めます。</p>	

その他

【課題】
 近年の核家族化等から、子どもが高齢者とふれあう機会が減少してきています。一方で、子どもの情操の向上や保護者の育児負担の軽減に加え、高齢者の生きがい対策としても世代間交流の意義は大きなものがあり、今後、積極的に推進することが必要です。

推進施策	担当課
<p>地域子育て世代間交流の推進</p>	<p>住民福祉課 湯山小学校 岩野小学校 岩野、湯山保育所 社会福祉協議会 人づくり振興会議</p>
<p>【事業内容】 地域の高齢者に地域の子育て支援に参画していただき、世代間交流を進めながら豊かな子育て支援を進めます。</p> <p>【平成 15 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい会や村内にある特別養護老人ホームへの慰問 ・ 岩野っ子タイムトンネルの実施 ・ 湯山サミットの実施 <p>【村の取組・方向性】</p> <p>ふれあい会 9回/年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校・中学校 合同の手芸工作作り、昼食の配膳 ・ 保育所 誕生会、クリスマス会、雛祭り会への参加 <p>特別養護老人ホームへの慰問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 七夕祭 ・ 餅つき <p>地域の高齢者との交流を図りお年寄りをいたわる気持ちを培います。</p>	

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

【課題】
 子育てについて悩んでいることでは、「病気や発育・発達に関すること」が就学前児童保護者で 38.7%となっており、今後、保護者のニーズに即した健診内容等の拡充が必要です。

推進施策	担当課
乳幼児健康診査の充実	住民福祉課
<p>【事業内容】 新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、保健指導等の充実を図ります。</p> <p>【平成 15 年度実績】 乳幼児健康診査の受診状況は、3～4ヶ月児健診、6ヶ月児健診、9ヶ月児健診、2歳児健診、3歳児健診が 100%、1歳6ヶ月児健診が 92.9%となっています。</p> <p>【村の取組・方向性】 今後も湯前町と多良木町との合同実施を継続し、母子の健康管理の充実に努めます。各健診の受診率及び満足度 100%を目指します。</p> <p>ニーズ調査でのアンケートによると、乳児健診の満足度について、「満足した」または「ほぼ満足した」と答えている方が 88.7%、1歳6ヶ月健診の満足度について、「満足した」または「ほぼ満足した」と答えている方が 74.2%、3歳児健診の満足度について、「満足した」または「ほぼ満足した」と答えている方が 53.2%となっています。</p>	

推進施策	担当課
妊婦健康診査の充実	住民福祉課
<p>【事業内容】 妊娠期、出産期、新生児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、保健指導等の充実を図ります。</p> <p>【村の取組・方向性】 県内医療機関で 2 回まで無料で受診できる受診券を配布します。 （超音波検査は 35 歳以上対象）</p>	

推進施策	担当課
歯科保健	住民福祉課
<p>【平成 15 年度実績】 6 ヶ月児 受診率 100%・罹患率 0% 12 ヶ月児 受診率 100%・罹患率 0% 1 歳 6 ヶ月児 受診率 92.9%・罹患率 0% 2 歳児 受診率 100%・罹患率 15.7% 3 歳児 受診率 100%・罹患率 56.3%</p> <p>【村の取組・方向性】 12 回実施 妊娠期 ・ 両親学級の中で、妊娠期から始まる子どもの丈夫な歯づくりを推進します。 乳児期 ・ 乳児健診時に、歯科衛生士による、集団指導を行います。 幼児期 ・ 虫歯予防教室を各保育所で行います。(歯磨き指導・かみかみ指導・食事指導) 3 歳以上児の希望者 ・ 村内保育所において、フッ素洗口を継続実施します。 児童・生徒 ・ 各学校の養護教諭と連携を取りながら歯の健康づくりに努めます。</p>	

推進施策	担当課
母子手帳発行時や乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施	住民福祉課
<p>【事業内容】 育児不安の解消等を図るため、母子手帳発行時や乳幼児健診の場を活用し親への相談指導を実施します。</p> <p>【村の取組・方向性】 母子手帳交付(妊婦相談) 予約によって、面接日を決め随時発行します。(20人/年) 3 ヶ月・6 ヶ月・12 ヶ月健診 ・ 湯前町、多良木町と合同実施 ・ 各年 12 回実施(3 ヶ月児と 12 ヶ月は同日実施) ・ 公立多良木病院小児科医師による相談指導 幼児健診(1 歳 6 ヶ月児・2 歳児・3 歳児) ・ 4 回/年実施 ・ 湯前町、多良木町の保健師相互応援 ・ 公立多良木病院小児科医師による相談指導</p>	

第4章 行動目標の設定

推進施策	担当課
妊娠期から継続した支援体制の整備	住民福祉課
<p>【事業内容】 児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制の整備を図ります。</p> <p>【村の取組・方向性】 妊婦訪問 ・ ハイリスク妊婦の訪問を充実させます。 産婦訪問 ・ 生後1ヶ月以内に全員訪問します。 新生児訪問 ・ 生後1ヶ月以内に全員訪問します。 乳幼児訪問) ・ 健診等でフォローとなった子どもを、保育所などからの情報を得ながら訪問していきます。 電話相談等 ・ 電話や面接など子育てに関する不安解消のために、随時対応していきます。</p>	

推進施策	担当課
出産準備教育や相談の場の提供	住民福祉課
<p>【事業内容】 安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」は誰もが望むことでしょう。そのために妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を積極的に進めます。</p> <p>【平成15年度実績】 両親学級 8回開催 湯前町、多良木町と合同で、沐浴実習を中心に、夫婦で参加しやすい夜間に開催。</p> <p>【村の取組・方向性】 両親学級 年5回開催 ・ 湯前町、多良木町と合同で、沐浴実習を中心に、夫婦で参加しやすい夜間に開催します。今後も参加しやすい夜間開催を継続します。妊娠期間だけでなく、以後の悩みを気軽に相談しあえる友達づくりや父親の育児参加意欲を高め、母親の負担軽減を図ります。両親のニーズにあった魅力ある学級の開催を目指します。 不妊治療費の助成 ・ 県が不妊治療費の助成を開始したことに伴い、村においても検討を進めます。</p>	

「食育」の推進

【課題】
 ニーズ調査の結果から、子育てに関して悩んでいることで「食事や栄養に関すること」と回答した割合をみると、就学前児童保護者 35.5%、小学生保護者 24.5%となっており、保護者の3割が食事や栄養についての悩みを抱えています。乳幼児期からの食習慣の定着に向け、食育を推進することが必要です。

推進施策	担当課
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】 離乳食教室 ・ 年6回 ・ 栄養士からの離乳食についての話と調理実習を行ないます。 手作りおやつ教室 ・ 保育所の年長組の幼児と保護者に対し、栄養士からの手作りおやつの話と実習をとおして、食の大切さと親子で作る楽しさを実感するような教室を開催します。 健康についての講演会 ・ 朝食の必要性や挨拶の大切さなど様々な実践・経験に基づいた貴重な講演会を開催します。 ・ 今後も食に関する学習機会や情報の提供に努めます。</p>	

推進施策	担当課
食事づくり等の体験活動の推進	教育課 住民福祉課 食生活改善推進員
<p>【村の取組・方向性】 子ども料理教室 ・ 小学校高学年児童対象 ・ 15人×4回/年×2カ所 ・ 土曜日の利用 ・ 栄養士からの栄養・食事についての話と調理実習をとおして、食物の大切さを感じ、作る楽しさを実感するような教室を開催します。 手作りおやつ教室 ・ 今後も食事づくり等の体験活動の推進に努めます。</p>	

第4章 行動目標の設定

思春期保健対策の充実

【課題】

近年、青少年における薬物汚染等の現状は深刻化しており、また、インターネット等により違法薬物等が安易に入手可能である状況も懸念されています。今後、薬物等に関する教育を推進していくことが必要です。また、喫煙による健康被害の教育もさらに継続する必要があります。

推進施策	担当課
性に関する正しい知識の普及	教育課 各小中学校
【事業内容】 10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。	
【村の取組・方向性】 中学生健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校と連携を取り、正しい知識を持って、自分の身体の大切さを理解する機会を設けます。 	

推進施策	担当課
喫煙や薬物及び飲酒に関する教育	教育課 各小中学校
【村の取組・方向性】 中学生健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校と連携を取り、正しい知識を持って、自分の身体の大切さを理解する機会を設けます。 小中学校 各学校 年1回 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止の啓発を図ります。 	

小児医療の充実

<p>【課題】</p> <p>ニーズ調査の結果から、充実を図ってほしい子育て支援をみると、「医療機関の体制整備」が就学前児童保護者 25.8%、小学生保護者 25.5%となっており、小児医療体制へのニーズの高さが見られます。今後、小児医療体制の整備・拡充を図る必要があります。</p>

推進施策	担当課
小児医療の充実	住民福祉課
<p>【現状】 小児科専門医師は多良木町、あさぎり町、人吉市にいますが、各自かかりつけ医を決めています。</p> <p>【村の取組・方向性】 安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に取組みます。</p>	

推進施策	担当課
乳幼児医療費助成事業	住民福祉課
<p>【現状】 助成対象者は、就学前までの乳幼児で、手続き面では、利用頻度の高い公立病院との委任払い契約により、一層のサービス向上となったと思われます。また、申請者の負担を解消するために、申請時に印鑑持参が不要となり、申請書は代理人や郵送での申請ができるようになっていきます。</p> <p>【村の取組・方向性】 乳児及び幼児の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成を図ります。</p>	

推進施策	担当課
小児救急医療の充実	住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】 救急医療体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携を進め、積極的に取組みます。 	

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成

【課題】

中高生の70.4%が将来子どもが欲しいと考えていますが、実際に小さな子どもと触れ合う機会のない中高生は45.9%です。今後も中・高校生が小さな子どもと実際にふれあう事業などを継続して行っていきます。

推進施策	担当課
子どもを生き育てることの意義に関する教育など	住民福祉課
<p>【事業内容】 子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生き育てることの意義に関して教育・広報・啓発を進めます。</p> <p>【村の取組・方向性】 桜友会（青年団等）等へ広報・啓発を進めます。 出産祝金支給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童を養育する保護者に対し、1年以上本村に在住している第3子目以降の出産児の父又は母に対し、出生児1人につき100,000円の出産祝金を支給します。 ・ 家庭における生活の安定に寄与し、出生者数の増加、ひいては本村の過疎化解消の一助にします。 	

推進施策	担当課
中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	岩野保育所 湯山保育所 中学校・高等学校
<p>【事業内容】 中高生が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。</p> <p>【平成15年度実績】 保育体験学習 4回実施</p> <p>【村の取組・方向性】 保育所で園児と接することで、育児体験学習をします。</p>	

子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【課題】

小学生保護者の30.6%の方が教育についての悩みを抱えていますが、教育センターや教育相談所を利用されている方は3.1%です。今後はセンター、相談所がより利用しやすいものとなるよう努める必要があります。

ア. 確かな学力の向上

推進施策	担当課
子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	教育課 各小中学校
<p>【事業内容】 子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させます。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら学び自ら考え「生きる力」を育成する基礎・基本教育の充実 ・ 開かれた学校施設・地域と共有できる学習環境の整備 ・ 新しい学習指導要領に対応する指導体制の充実 	

推進施策	担当課
ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	教育課 各小中学校
<p>【事業内容】 学校以外の様々な分野の方に協力いただき、活力のある学校づくりを進めます。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土文化に接し、その素晴らしさを理解させる学習活動の推進に努めます。 ・ 岩野っ子タイムトンネルや湯山サミット等を活用し、学校以外の様々な分野についての体験学習機会を増やし、子ども達が地域の方達と一緒に生き生きと色々な体験ができる学校づくりを推進します。 	

第4章 行動目標の設定

イ. 豊かな心の育成

推進施策	担当課
道徳教育の充実	教育課 各小中学校
【村の取組・方向性】 人権尊重の社会の実現を目指し、豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子ども心に響く道徳教育の充実を図ります。	

推進施策	担当課
地域との連携による多様な体験活動の推進	教育課 各小中学校
【村の取組・方向性】 地域との連携による生活文化、生産文化、伝統文化などの総合的な伝統芸能伝承活動の促進や、芸術体験をとおして、心豊かな子どもたちの育成を図り、新たな文化創造の担い手に育成に努めます。	

推進施策	担当課
専門家による相談体制の強化	教育課 各小中学校
【事業内容】 いじめ、少年非行時の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化します。	
【村の取組・方向性】 学校と教育委員会とPTAと協力し、相談体制の強化に努めます。	

推進施策	担当課
子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり	教育課
【村の取組・方向性】 全村民による人材育成「ふるさとに親しみ、ふるさとを愛する心を持った人づくり」の推進に努めます。	

ウ. 健やかな体の育成

推進施策	担当課
学校におけるスポーツ環境の充実	教育課 各小中学校
<p>【事業内容】 地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業を充実させるだけでなく、学校におけるスポーツ環境全般を充実させます。</p> <p>【平成 15 年度実績】 岩野小学校グラウンド整備</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校の体育祭と村民体育祭の合同開催や小学校の運動会と各校区の合同開催等により、地域との連携を進めて行きます。 ・ 平成 16 年度で、水上中学校グラウンド整備を実施しており、更に学校におけるスポーツ環境全般の充実に努めます。 	

推進施策	担当課
健康教育の推進	教育課 水上村内健康教育委員会
<p>【事業内容】 生涯にわたる心身の健康の保持増進に、必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるために、子どもたちへの健康教育を推進します。</p> <p>【村の取組・方向性】 水上村内健康教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会 1 回、役員会 3 回、講演会 1 回 ・ 委員会会則にのっとり、児童生徒の健康生活の推進を図ります。 <p>家庭教育学級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校・中学校保護者対象に健康教育委員会で取り上げられた課題をテーマに継続的な学習会を開催していきます。 	

第4章 行動目標の設定

エ. 信頼される学校づくり

推進施策	担当課
教員に対する適正な評価の実施	教育課
<p>【事業内容】 教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価します。指導力不足教員に対しては厳格に対応し、適切な処遇を行います。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会の内容の充実 ・ 職能や経験年数に応じた研修への参加 	

推進施策	担当課
安全で豊かな学校施設の整備	教育課
<p>【事業内容】 子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。</p> <p>【村の取組・方向性】 開かれた学校施設・地域と共有できる学習環境の整備を推進します。</p>	

推進施策	担当課
児童生徒の安全管理	教育課 各小中学校
<p>【事業内容】 学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行います。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯訓練の実施をします。 ・ 子ども 110 番の家の周知と民家・商店への協力を依頼します。 	

推進施策	担当課
学校評議員制度の活用	教育課
<p>【事業内容】 学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ります。</p> <p>【村の取組・方向性】 適切な学校評価に基づいた学校経営状況を公開し、地域からの情報収集に努め、学校と地域が双方の情報を共有しながら地域社会に開かれた学校づくりを推進します。</p>	

推進施策	担当課
地域に根ざした特色ある学校づくり	教育課 各小中学校
<p>【事業内容】 地域の実情に応じた通学区域の弾力的な運営等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。</p> <p>【村の取組・方向性】 学校から地域へ地域から学校へと学社融合と特色ある学校づくりを図ります。</p>	

オ. 幼児教育の充実

推進施策	担当課
保育所における養護機能の充実（肥後っ子がやきプラン）	教育課 住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】 学校養護教諭との連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所が地域の関係行政機関、団体、地域組織とのネットワークを形成し、それらの機能が保育所保育に生かされるよう、保育の実施主体として支援していきます。 	

第4章 行動目標の設定

推進施策	担当課
保育士等の資質向上（肥後っ子かがやきプラン）	住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】 各保育所が、資質向上のための研修会に参加しやすい職員配置の条件を整えるとともに、研修の場を設け、保育士の資質向上に努めます。 保育士の育児休業等に対応するため、保育士や看護師の資格保持者の確保に努めます。</p>	

推進施策	担当課
保育内容、指導・援助方法の工夫改善 （肥後っ子かがやきプラン）	住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】 県が作成した指導事例集の活用啓発を図るとともに、随時、保育所訪問を行い、保育活動の実情を把握し、実践報告会（発表会）を設ける等により、各所の保育内容、指導・援助方法の工夫改善の促進に努めます。</p>	

推進施策	担当課
障害のある子どもの教育の推進（肥後っ子かがやきプラン）	住民福祉課 教育課
<p>【事業内容】 入所を希望する障害のある子どもの就園等について、保護者との十分な連携のもとに、障害の種類や程度など、一人ひとりの実態に応じた適切な対応に努めます。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や設備、保育士の配置等を検討し、よりよい条件整備に努めます。 ・ 保護者に対してもその思いを受け止め、必要に応じて専門機関からの助言をともに受ける等、連携し合いながら対処していきます。 	

推進施策	担当課
保育条件の整備（肥後っかがやきプラン）	住民福祉課
<p>【事業内容】 保育所における、教育・保育条件の整備を推進します。</p> <p>【現状】 岩野保育所が平成7年に改築、湯山保育所が平成11年に改築し、その後外装の塗り替えや畳の取り替えなど修繕で対応し、現状に即した施設・整備の充実を図っています。</p> <p>【村の取組・方向性】 臨時的に保育活動を支援する非常勤職員派遣 現状に即した施設・設備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機能化に対応する保育室 ・ 遊戯室・相談室等の新設及び拡充 ・ 安全管理設備の設置 ・ 乳児用ベッド等の整備 	

推進施策	担当課
子どもの育ちの連続性を図る条件整備 (肥後っかがやきプラン)	教育課 住民福祉課 各小学校
<p>【事業内容】 保育所、小学校関係者等で連絡を密にし、就学にあたって、子どもの実態や保護者のニーズに応じた相談の実施に努めます。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・小学校関係者での連絡協議会等を設置します。 ・ 就学指導委員会の充実を図ります。 	

推進施策	担当課
地域住民が喜びや生きがいを感じるかかわりの場としての保育所 (肥後っかがやきプラン)	住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開かれた保育所づくりを積極的に推進します。 ・ 地域の人材の開発や地域人材リストの作成等により、保育所への情報提供に努めます。 	

推進施策	担当課
保護者の保育ニーズへの対応（肥後っ子かがやきプラン）	住民福祉課
<p>【事業内容】 保護者や地域の保育ニーズを踏まえ、施設環境整備や人的措置など受け入れ体制を整えながら、よりよい対応に努めます。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 子育てが楽しいと感じることのできる支援のあり方を検討します。・ 親の意識高揚に向けての支援を図ります。	



家庭や地域の教育力の向上

【課題】

就学前児童保護者 29.0%、小学生保護者 26.5%の方が家庭教育に関する学級・講座への参加を希望していますが、実際に学級・講座を利用されている方は就学前児童保護者 9.7%、小学生保護者 18.4%です。今後は学級・講座がより利用しやすいものとなるよう積極的に広報活動等を進めていく必要があります。

ア. 家庭教育への支援の充実

推進施策	担当課
学習機会の提供（肥後っ子ががやきプラン）	教育課 岩野、湯山保育所 住民福祉課
<p>【事業内容】 地域の特性やニーズを踏まえ、保護者会やPTA等の協力のもと、保護者等が参加しやすい就学時健診等の機会を利用した子育て講座、妊娠期の母親学級などの機会を活用した子育て講座、父親・祖父母等のための子育て講座等や、家庭教育に関する講座開設の拡大を図ります。 また、家庭教育井戸端会議、中高生による子育て体験、本の読み聞かせなどの親子参加型の学習機会、子どもや親の交流の機会づくりや家庭教育手帳・ビデオの活用等の充実を図ります。</p> <p>【村の取組・方向性】 家庭教育学級 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校・中学校保護者対象に健康教育委員会で取り上げられた課題をテーマに継続的な学習会を開催していきます。 ・ 保育所の保護者を対象に、子育て情報提供と保護者の交流の場とします。 年4回 60人 祖父母学級 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回 30人 ・ 子育てのよきアドバイザーである祖父母を対象に、最近の子育て情報を提供します。 </p>	

第4章 行動目標の設定

推進施策	担当課
相談機会や情報の提供（肥後っ子かがやきプラン）	住民福祉課
<p>【事業内容】 家庭教育等に関して気軽に相談できる機会や、広報誌等による子育て情報の提供の充実を図ります。 また、公民館等を活用した子育てサークル活動の促進等、子育て中の仲間づくりや、子育てサポーターなどの、家庭教育の専門性を有した職員の育成と配置に努めます。</p> <p>【村の取組・方向性】 年 12 回 近隣町の育児サークルへの参加を紹介します。 広域的な和づくりを目的とします。</p>	

推進施策	担当課
子育てを社会全体で担う意識啓発（肥後っ子かがやきプラン）	住民福祉課
<p>【事業内容】 広報紙、ホームページ、各種セミナー等を通じて、子育てを社会全体で担う意識づくりに取り組めます。</p> <p>【村の取組・方向性】 共同参画に向けた意識の啓発及び共同参画を可能にする条件の整備を図ります。</p>	

イ. 地域の教育力の向上

推進施策	担当課
地域における子どもの多様な体験活動の充実	教育課
<p>【事業内容】 関係機関のネットワーク化を図りながら、公民館、公園などを利用した子どもが遊びやスポーツを通じて健やかに育つための居場所づくりの促進とともに、ボランティア活動等子どもたちの様々な地域活動、体験活動の場を提供していきます。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わんぱくキッズ（体験学習等）を継続して実施します。 ・ 文化創造活動を推進します。 ・ 国際感覚豊かな人材の育成を図ります。 ・ 国際交流機会の拡大を図ります。 	
推進施策	担当課
広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成	教育課
<p>【事業内容】 総合的地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ります。</p> <p>【村の取組・方向性】 生涯スポーツの振興に努めます。</p>	
推進施策	担当課
世代間交流の推進	教育課 住民福祉課 岩野・湯山保育所 社会福祉協議会
<p>【村の取組・方向性】 関係機関のネットワーク化を図りながら、公民館、公園などを利用した異年齢の子どもとの交流、高齢者との交流などを通じた社会性を育むための様々な体験活動を促進します。また、PTA等を中心に行われている「あいさつ運動」や「声かけ運動」等の取組は、子どもと家庭や地域のかかわりにおいても大切であり、今後さらに推進していきます。</p>	

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【課題】

書店、コンビニ等で性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、パソコンソフト等が販売されていることに加え、インターネット上には、子どもに有害なコンテンツが氾濫している状況から関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要です。

推進施策	担当課
子どもたちを有害環境から守るための取組	総務課 教育課 住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】</p> <p>関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、性、暴力等の有害情報について、関係業界に対する自主措置を働きかけます。</p>	



(4) 子育てを支援する生活環境の整備

安全な道路交通環境の整備

【課題】

就学前児童保護者の24.2%、小学生保護者の13.3%の方が子どもと外出している時、「遊び場周辺の道路が危険であることに困っている」ということがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、関係諸機関との連携を図りながら道路交通環境の整備に努めていく必要があります。

推進施策	担当課
幅の広い歩道の整備等	建設課
【村の取組・方向性】 ユニバーサルデザインの観点から高齢者・障害者・児童にやさしい道づくりを推進します。	

安心して外出できる環境の整備

【課題】

子育て中の41.9%の方が子どもとの外出先で、「トイレがおむつ替え等に無配慮なことに困っている」ということがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、子育て中の方が利用しやすい施設整備に努めていく必要があります。

推進施策	担当課
子育てバリアフリー化の推進	住民福祉課 企画観光課 建設課
【村の取組・方向性】 公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。	

第4章 行動目標の設定

安全・安心まちづくりの推進

【課題】

就学前児童保護者の12.9%、小学生保護者の21.4%の方が、「暗い通りや見通しのきかないところが多いと感じている」ことがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、防犯設備を整備するなどして子どもたちの安全を守る取組を進めていく必要があります。

推進施策	担当課
通学路や公園等における防犯設備の整備	総務課 企画観光課 建設課
【村の取組・方向性】 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進します。	

推進施策	担当課
安全・安心のまちづくり	総務課 企画観光課 教育課 建設課
【事業内容】 道路、公園、駐輪・駐車場、公衆便所、公営住宅の構造・設備の改善、及び防犯設備の整備を推進するとともに、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。	
【村の取組・方向性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯体制の強化及び防犯意識の高揚を図ります。 ・ 道路環境の向上、安全な公園・遊び場整備を推進します。 	

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

【課題】

ニーズ調査によると、育児休暇を取得された方は男性で2.1%、女性で27.3%です。今後は国、県、民間企業等と連携して育児休暇などに関する広報・啓発活動などを進め、村民の皆さんが多様な働き方を実現できるよう努めていく必要があります。

推進施策	担当課
多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供	住民福祉課
【平成 15 年度実績】 未実施 【村の取組・方向性】 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。	

仕事と子育ての両立の推進

【課題】

子育て支援のための学習等に男性の参加を促す必要があります。

推進施策	担当課
仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	住民福祉課 教育課
【平成 15 年度実績】 学童保育数 0 か所 わんぱくキッズ 1 か所 【村の取組・方向性】 学童保育数 1 か所 仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスや学童保育等を進めていきます。	

(6) 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【課題】
 交通事故にあった際、チャイルドシートの着用による乳幼児の被害の軽減には、大きな効果が期待されます。今後も、チャイルドシートの正しい使用の啓発を進めるとともに、チャイルドシートの購入費用が経済的負担となる状況の緩和に向け、リサイクル等の推進に努める必要があります。
 子供達の尊い命を交通事故から守るため、様々な取組が行われてきました。今後も悲しい事故が発生しないよう対策を講じます。

推進施策	担当課
交通安全教育の実施	総務課 教育課 各小学校
<p>【事業内容】 子どもや保護者の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。</p> <p>【平成 15 年度実績】 交通安全教室開催回数 1 ~ 2 回(各学校毎) 延べ参加者数 240 人 交通安全子供自転車大会への参加(各小学校)</p> <p>【村の取組・方向性】 交通安全教室開催回数 2 回 交通安全子供自転車大会への参加により、交通安全の推進</p>	

推進施策	担当課
交通安全教育指導者の育成	総務課
<p>【事業内容】 安全教育に当たる職員の指導力の向上に努めます。また地域の皆さんにも、交通安全教育の指導者として活躍していただくための講習などを開催します。</p> <p>【村の取組・方向性】 交通安全意識の整備</p>	

推進施策	担当課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	総務課
<p>【村の取組・方向性】 チャイルドシート購入補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の交通事故防止及び交通安全を確保のため、チャイルドシートの購入に要する経費に対する補助をします。購入経費の2分の1以内とし、1件当たり20,000円を限度として1児童につき2回（チャイルドシート・ジュニアシート）まで支給します。 	

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

<p>【課題】</p> <p>近年、子どもが登下校の際などに、犯罪被害に巻き込まれる危険性が増加してきています。一方で、地域住民のかかわりが希薄となる等、地域における子どもへの見守り機能の弱体化が懸念されます。今後は、子どもを犯罪被害から守るため、行政・関係機関・地域等が連携し、さまざまな取り組みを推進することが必要です。</p>

推進施策	担当課
犯罪等に関する情報の提供の推進	教育課 各学校・PTA 総務課
<p>【事業内容】 住民の皆さんの自主防犯行動の充実の為に、防犯等に関する情報の提供を推進します。</p> <p>【村の取組・方向性】 学校と地域が情報を共有化しながら、犯罪等に巻き込まれないよう情報の提供に努めます。</p>	

第4章 行動目標の設定

推進施策	担当課
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	教育課 各学校・PTA 総務課
<p>【事業内容】 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を積極的に行います。</p> <p>【村の取組・方向性】 学校と地域が連携し、犯罪や事故等に巻き込まれないよう情報の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども 110 番の家 ・ 防犯訓練の実施 ・ 交通安全教室の実施 ・ 小学校新入生への防犯ベル配布 	

推進施策	担当課
学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	教育課 各学校・PTA 総務課
<p>【事業内容】 子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等においての、PTA等のボランティアと連携したパトロール活動を推進します。</p> <p>【村の取組・方向性】 学校・PTAが連携し、学校付近や通学路等で交通量の多い交差点のパトロール活動を推進します。</p>	

推進施策	担当課
防犯講習の実施	教育課 各学校・PTA
<p>【事業内容】 子どもが犯罪の被害に遭わないよう、防犯講習の実施、及び機器の貸与を行います。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度に小学校の新入生全員に防犯笛の配布し、平成 17 年度は防犯ベルを配布します。 ・ 子どもが犯罪の被害に遭わないよう、防犯訓練を行います。 	

推進施策	担当課
「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動の支援	教育課
<p>【事業内容】 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である、「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。</p> <p>【平成 15 年度実績】 「子ども 110 番の家」登録数 31 か所</p> <p>【村の取組・方向性】 「子ども 110 番の家」登録数 31 か所 子ども達が犯罪に巻き込まれないよう、子ども 110 番の家に登録している世帯と連携し、未然防止に努めます。</p>	

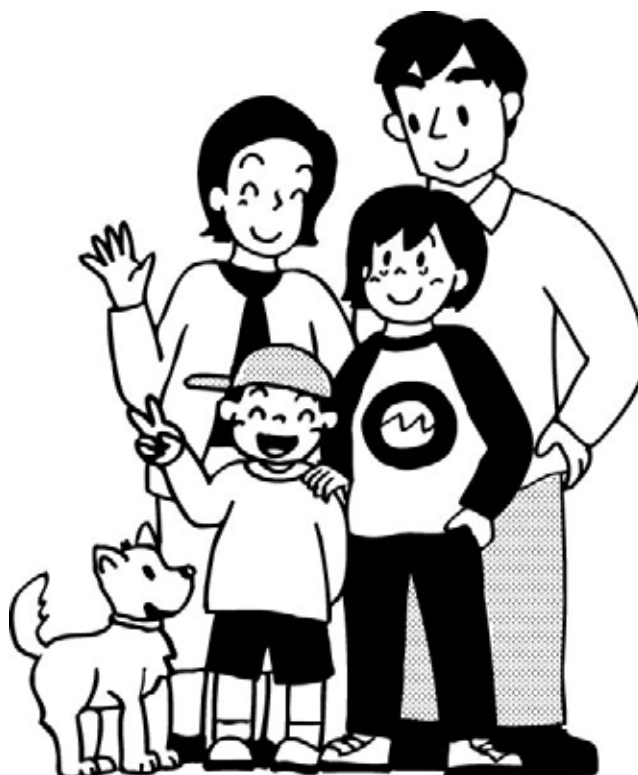
被害に遭った子どもの保護の推進

<p>【課題】</p> <p>ニーズ調査の結果によると中高生の 60.0%が虐待と思われる行為を「特に受けたことはない」と答えています。児童虐待の問題が深刻化している昨今、虐待を受けた子どもたちに対するケアの重要性が強く認識されており、諸機関が連携したきめの細かい対応を検討する必要があります。</p>
--

推進施策	担当課
被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施	教育課 小中学校
<p>【事業内容】 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングを実施します。</p> <p>【村の取組・方向性】 教育委員会や学校が連携し、家庭、地域社会の協力を得て、子どもに対するカウンセリングに努めます。</p>	

第4章 行動目標の設定

推進施策	担当課
学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施	教育課
<p>【事業内容】 保護者に対する助言など、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。</p> <p>【村の取組・方向性】 関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施します。</p>	



(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実

【課題】

就学前児童保護者の40.3%、小学生保護者の36.8%の方が、子どもを叱りすぎてしまったり、実際に手を上げてしまったことなどに悩みを感じています。どんなに些細なことでもそれが児童虐待につながることはないよう、総合的かつ様々なかたちで虐待の防止に取り組む必要があります。

推進施策	担当課
虐待防止ネットワークの設置	住民福祉課
<p>【事業内容】 児童虐待等に対処するため各関係機関との情報交換や連携、協力が円滑に行われ、個々のケースの解決につながるよう、虐待防止ネットワークの設置に向けて検討して行きます。</p> <p>【平成15年度実績】 未実施</p> <p>【村の取組・方向性】 水上村内学校健康教育委員会や関係機関等にて、児童生徒の健康安全等全般に対しての活動・協議等を実施していくネットワークを設置し、児童虐待を未然に防ぐよう努めて行きます。</p>	

推進施策	担当課
総合的な親と子の心の健康づくり対策	住民福祉課
<p>【事業内容】 母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の強化、グループワーク等による専門的な支援サービスメニューの充実を図ります。</p> <p>【村の取組・方向性】 乳幼児健診時の育児相談や電話での相談、また保育所において保育士への相談が気軽にできるよう努めます。</p>	

第4章 行動目標の設定

推進施策	担当課
家庭児童相談所と村児童相談窓口における取組	住民福祉課
<p>【事業内容】 虐待の未然防止、早期発見を中心に積極的に取組み、福祉事務所（家庭児童相談所）と連携し、村児童相談窓口における取組を充実させます。また主任児童委員、保育所、各小中学校等の積極的な活用も推進します。</p> <p>【村の取組・方向性】 虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、各関係機関と連携し、地域における児童相談体制の充実を図ります。</p>	

母子家庭・父子家庭等の自立支援の推進

<p>【課題】 母子、父子家庭の生活の安定と自立促進を図り、経済面や精神面からの援護体制の充実に取組むために、世帯が持つそれぞれの問題を的確に把握し、きめ細かな福祉サービスの展開を図る必要があります。</p>

推進施策	担当課
福祉サービス等利用に際しての配慮	住民福祉課
<p>【事業内容】 経済的自立、子どもの育児や教育、家事など様々な問題を抱え、精神的にも負担が大きくなっているケースも少なくありません。地域の母子、父子家庭等の現状を把握しつつ、適切な援護、支援を行っていきます。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・指導體制の充実を図ります。 ・ 生活の安定と自立への支援を行います。 ・ 組織団体の育成を支援します。 ・ 管内の母子、父子家庭との交流会を実施します。 ・ 村母子、父子家庭1日家族旅行を実施します。 	

推進施策	担当課
母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定	住民福祉課
<p>【村の取組・方向性】 国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定すること等により、母子家庭等に対する支援を充実します。</p>	

推進施策	担当課
相談体制の充実や情報提供	住民福祉課
<p>【事業内容】 母子家庭や父子家庭等に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。</p> <p>【村の取組・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報パンフレットの配布を行います。 ・ 母子会や父子家庭に対して説明会の実施をします。 	

推進施策	担当課
母子福祉団体の受注機会の増大への配慮	住民福祉課
<p>【事業内容】 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めます。</p> <p>【平成 15 年度実績】 福祉と文化のつどい、福祉団体運動会時にバザー等の実施。</p> <p>【村の取組み・方向性】 福祉と文化のつどい、福祉団体運動会時にバザー等の機会を提供し、母子福祉団体の活動に協力していきます。</p>	

第4章 行動目標の設定

障害児施策の充実

【課題】

乳幼児期における健康や発育状態の把握、疾病の早期発見や障害に対する相談窓口の充実を図るため、相談から課題対応まで関係機関の連携強化に努める必要があります。

推進施策	担当課
健康診査や学校における健康診断等の推進	住民福祉課 教育課
【村の取組・方向性】 障害の原因となる疾病や事故の予防、及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、学校における健康診断等を推進します。	

推進施策	担当課
適切な医療・福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備	住民福祉課
【事業内容】 障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進します。	
【村の取組・方向性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本計画の策定を推進します。 ・ 相談・治療・訓練体制の充実を図ります。 	

推進施策	担当課
保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れ	住民福祉課 教育課
<p>【平成 15 年度実績】 対象者なし</p> <p>【村の取組・方向性】 障害児受入保育所数 1 か所 障害児受入学童保育数 1 か所 今後も障害児の受入を推進して行きます。</p>	



3. 「特定14事業」に関する取組

(1) 「特定14事業」に係る目標事業量

「特定14事業」は、児童福祉法により、村が実施に努めることとされた「居宅における児童の養育支援」、「保育所等における養育支援」、「保護者に対しての相談、情報提供」の具体的な事業で、目標事業量は、計画の進捗状況を点検、評価するために設けられた目標値です。

特定14事業名	事業内容	平成15年度 実施事業量	平成21年度 目標事業量
通常保育事業	保育所における平日の通常保育	施設数2か所 定員105人	施設数2か所 定員90人
延長保育事業	平日における通常保育前または終了後の保育	未実施	ニーズがなく見送ります。
夜間保育事業	平日におけるおおむね20時以降の保育	未実施	ニーズがなく見送ります。
トワイライトステイ事業	急な用件で保育できない場合の夜間一時預かり保育	未実施	ニーズがなく見送ります。
休日保育事業	保育所における休日の通常保育	未実施	今後も検討を続けていきます。
放課後児童健全育成事業	放課後クラブ等による小学校低学年の放課後保育	未実施	施設数1か所 定員20人
一時保育事業	急な用件で保育できない場合の時間単位、半日単位での保育	未実施	ニーズがなく見送ります。
ショートステイ事業	児童療護施設などでの宿泊を伴う一時預かり保育	未実施	ニーズがなく見送ります。
病後児保育（派遣型）	病気回復期にある児童の自宅での派遣による保育	未実施	今後も検討を続けていきます。
病後児保育（施設型）	病気回復期にある児童の施設における保育	未実施	今後も検討を続けていきます。
特定保育事業	保育所での平日日中の非定期的な保育	未実施	ニーズがなく見送ります。
ファミリー・サポート・センター事業	支援を受けたい人と協力できる人とのネットワーク拠点整備	未実施	今後も検討を続けていきます。
地域子育て支援センター事業	子育てに関する相談や情報提供の拠点整備	未実施	今後も検討を続けていきます。
つどいの広場事業	子育て中の親が集まり、相談や交流のできる機会提供	未実施	ニーズがなく見送ります。

(2) 目標事業量設定の考え方

通常保育事業

アンケート調査によると、保育サービスの平日の利用意向は86.9%で、その内、主に希望するサービスとして保育所と答えている方が94.5%となっています。今後も高いニーズに応えるために継続し、内容の充実に努めます。

延長保育事業

午前7時30分～午後6時までの朝30分、夕方45分の時間延長で今後も対応を続けます。

夜間保育事業

アンケートによるとニーズがないので、早急な実施は必要ないと考えられます。今後、必要に応じて検討していきます。

トワイライトステイ事業

アンケート調査によるとニーズがないので、早急な実施は必要ないと考えられます。今後、必要に応じて検討していきます。

休日保育事業

ニーズがありますが、利用率や財政等を調査し今後の検討課題とします。

放課後児童健全育成事業

ニーズに対応するために施設数1か所、定員20人の新規事業を実施します。

一時保育事業

ニーズはありませんが、保護者の勤務形態等の事情を考慮し、通常保育で対応できるよう保育内容の充実を図ります。

ショートステイ事業

アンケート調査によると、保護者の用事により子どもを泊まりがけで預けなければならなかったことがあった際に、100%の方が親族・知人に預けていると答えていますので、早急な実施は必要ないと考えられます。今後、必要に応じて検討していきます。

病後児保育（派遣型）

ニーズはありませんが、核家族化に伴い病後児保育（派遣型）の必要性が出てくると思われるため、今後も検討を続けていきます。

病後児保育（施設型）

ニーズはありませんが、核家族化に伴い病後児保育（施設型）の必要性が出てくると思われるため、今後も検討を続けていきます。

特定保育事業

ニーズはありませんが、保護者の勤務形態等の事情を考慮し、通常保育で対応できるよう保育内容の充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業

ニーズはありませんが、核家族化に伴い必要性が出てくると思われるため、今後も検討を続けていきます。

地域子育て支援センター事業

ニーズはありますが、財政や必要量を検討するとともに、まずは保育所や学校の内容を充実することで対応します。

つどいの広場事業

ニーズはありませんが、乳幼児健診等の時間の活用や保育士への気軽に相談できる場を作っていきます。

第5章 行動計画の推進

1. 推進体制

「水上村次世代育成支援行動計画」の推進に際しては、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、情報公開していきます。

また、同時に後期5カ年の行動計画策定も視野に入れ、幅広く住民の意見を聴取していきます。

(1) 庁内推進体制

施策	事業	実施時期		担当課
		前期	後期	
庁内推進体制の整備 次世代育成支援行動計画の進捗状況については年度毎に正確に把握し、計画を総合的に推進する庁内連絡会議を設置します。	庁内連絡会議の設置	実施	継続	住民福祉課
行動計画進捗状況の公表等 行動計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	行動計画進捗状況の公表等	実施	継続	住民福祉課

(2) 庁外推進体制

施策	事業	実施時期		関連団体
		前期	後期	
住民参加の推進体制の整備	各団体・組織との連絡調整	実施	継続	住民福祉課

2. 今後の課題

本村における平成15年度の児童人口は220人で、平成11年度と比較すると25人(10.2%)の減少となっています。

このように、しっかりと目に見えて進んでいる少子化・過疎化とともに、核家族化の進行、就労形態の多様化など、子どもと家庭を取りまく環境は大きく変化し、児童虐待の顕在化、思春期の問題などは、一部の特別な子どもや家庭の問題ではなくなっています。

この現状に対して、行政だけでなく村民・地域社会が一つになり、限られた財政と社会資源の中で具体的にできることから取り組んでいなければなりません。

また、昨今、UターンやIターンで新しく村民になられた方が安心して村に定住できるよう配慮することも重要です。

ニーズ調査によると、就学前児童の親94.5%が主に希望するサービスとして保育所をあげています。また、小学生の親79.8%が14時～16時の放課後の子どもの居場所として学校にいることをあげています。

少子化で異世代間の交流が少なくなり、仲間づくりができにくいといわれている中で、本村での子育てについての交流は、やはり保育所、学校、そして家庭が中心です。

保育所、学校での交流を充実させるとともに、地域の方々が子供達に目を向けてくれるよう、広報などを通して意識の普及啓発に努め、子どもを生き育てようと思うような支援体制を限られた財政と社会資源の中での創意工夫すること、『この村で育てたい』の声がきこえる恵まれた自然と地域みんなの子育て応援に取組みます。

資料編

1. 児童人口推計

推計方法

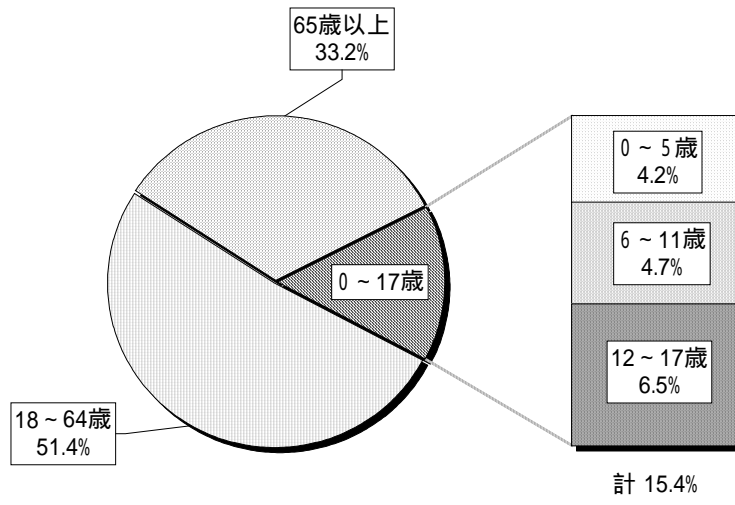
- 住民基本台帳(平成11年～15年の各4月1日時点)および外国人登録の実績値を使用し、コーホート変化率法(センサス変化率法)を用い推計しました。
- 0～17歳の児童の平成17～21年度における年齢別推計人口は次のとおりです。

表(資料)-1 年齢別児童人口推計

年度齢	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比
合計	418人	15.9%	414人	15.8%	398人	15.4%	395人	15.4%	392人	15.4%
0歳	14	0.5	15	0.6	15	0.6	17	0.7	16	0.6
1歳	15	0.6	16	0.6	17	0.7	17	0.7	19	0.7
2歳	16	0.6	16	0.6	17	0.7	18	0.7	18	0.7
3歳	15	0.6	16	0.6	16	0.6	17	0.7	18	0.7
4歳	20	0.8	15	0.6	16	0.6	16	0.6	17	0.7
5歳	18	0.7	24	0.9	18	0.7	19	0.7	18	0.7
小計	98	3.7	102	3.9	99	3.8	104	4.0	106	4.2
6歳	20	0.8	18	0.7	24	0.9	18	0.7	19	0.7
7歳	20	0.8	21	0.8	19	0.7	25	1.0	19	0.7
8歳	30	1.1	20	0.8	21	0.8	19	0.7	25	1.0
9歳	23	0.9	29	1.1	19	0.7	20	0.8	18	0.7
10歳	33	1.3	23	0.9	29	1.1	19	0.7	20	0.8
11歳	32	1.2	33	1.3	23	0.9	29	1.1	19	0.7
小計	158	6.0	144	5.5	135	5.2	130	5.1	120	4.7
12歳	32	1.2	32	1.2	33	1.3	23	0.9	29	1.1
13歳	19	0.7	32	1.2	32	1.2	33	1.3	23	0.9
14歳	24	0.9	19	0.7	32	1.2	32	1.2	33	1.3
15歳	26	1.0	24	0.9	19	0.7	32	1.2	32	1.3
16歳	36	1.4	25	1.0	23	0.9	18	0.7	31	1.2
17歳	25	0.9	36	1.4	25	1.0	23	0.9	18	0.7
小計	162	6.1	168	6.4	164	6.3	161	6.3	166	6.5

*総人口比は、端数処理の関係で小計の数値が合わない場合があります。

図(資料)-1 平成 21 年度推計値における人口構成



2. 子育て支援に対する意識・ニーズ

(1) 就学前児童・小学生保護者の意識・ニーズ

実施概要

- 就学前児童用、小学校児童用の2種類の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により、平成16年2月に調査を実施しました。
- 就学前児童用については、村内に在住する0歳～5歳の就学前の子供をもつ保護者を調査対象とし、調査票は保育所や幼稚園を通じて、また、在宅児童については郵送にて配布・回収しました。
- 小学校児童用については、村内に在住する小学校1年生～6年生の子供をもつ保護者を調査対象とし、調査票は小学校を通じての配布・回収としました。
- 配布数・回答数は次のとおりです。

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	94	62	66.0%
小学校児童用	112	98	87.5%

抜 粋

～ 保育サービス～

保育サービスの利用希望（「利用したい」）	
平日	86.9 %
土曜日	72.6 %
日曜日・祝日	29.0 %
保育サービスを利用したい主な理由	現在就労中（59.3%）
平日の保育状況	
「家庭で保護者がみている」	44.0 %
「保育所」	73.8 %

～ 放課後児童クラブ～

放課後児童クラブの利用希望（「利用したい」）		
	平日	22.3 %
	土曜日	36.0 %
放課後児童クラブの利用状況（「利用している」）		
	平日	13.7 %
	土曜日	12.9 %

～ 子育て支援サービス～

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
認知状況 「知らない」	ファミリーサポートセンター (67.7%)	ファミリーサポートセンター (72.4%)
利用状況 「利用したことかある」	行政の情報・相談サービス (88.7%)	教育相談センター・教育相談室 (85.7%)
利用意向 「利用したい」	保育所や幼稚園の園庭等開放 (71.0%)	つどいの広場 (29.6%)

～ 子育てについて～

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
不安感・負担感 を感じる	43.5 %	44.9 %
最も悩んでいること	病気や発育・発達 (38.7%)	子供を叱りすぎに感じる (33.7%)
充実してほしい 施策	子連れで楽しむ場の増設 (54.8%)	子連れで楽しむ場の増設 (33.7%)

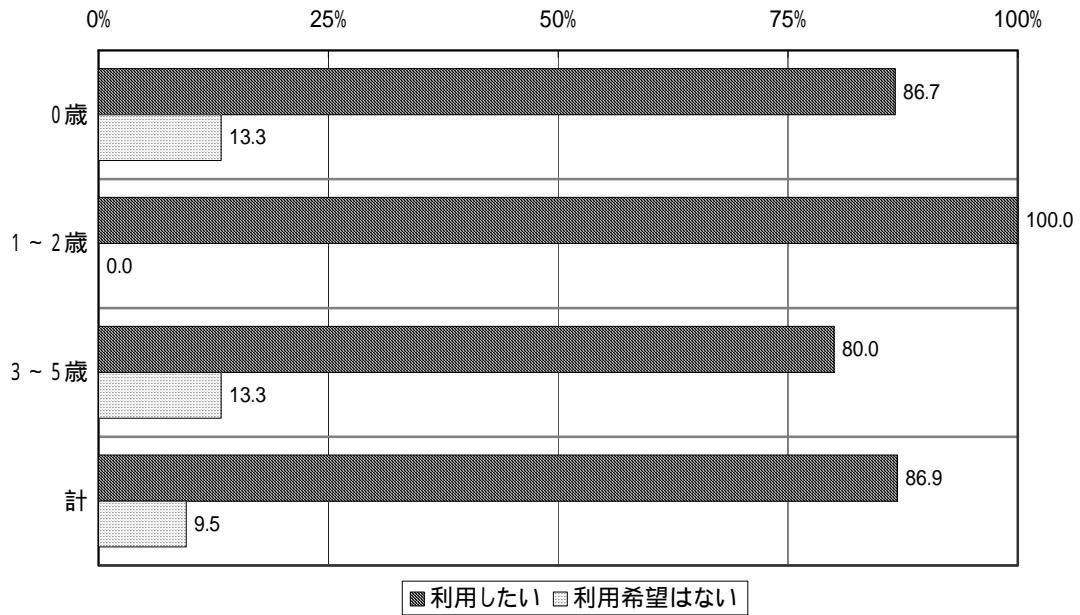
保育サービスについて

ア. 保育サービスの利用希望

(ア) 平日の利用希望

「利用したい」が86.9%を占め、「利用希望はない」が9.5%という結果となっています。また、「利用したい」は1～2歳が100.0%と最も高率で、次いで0歳の86.7%となっています。

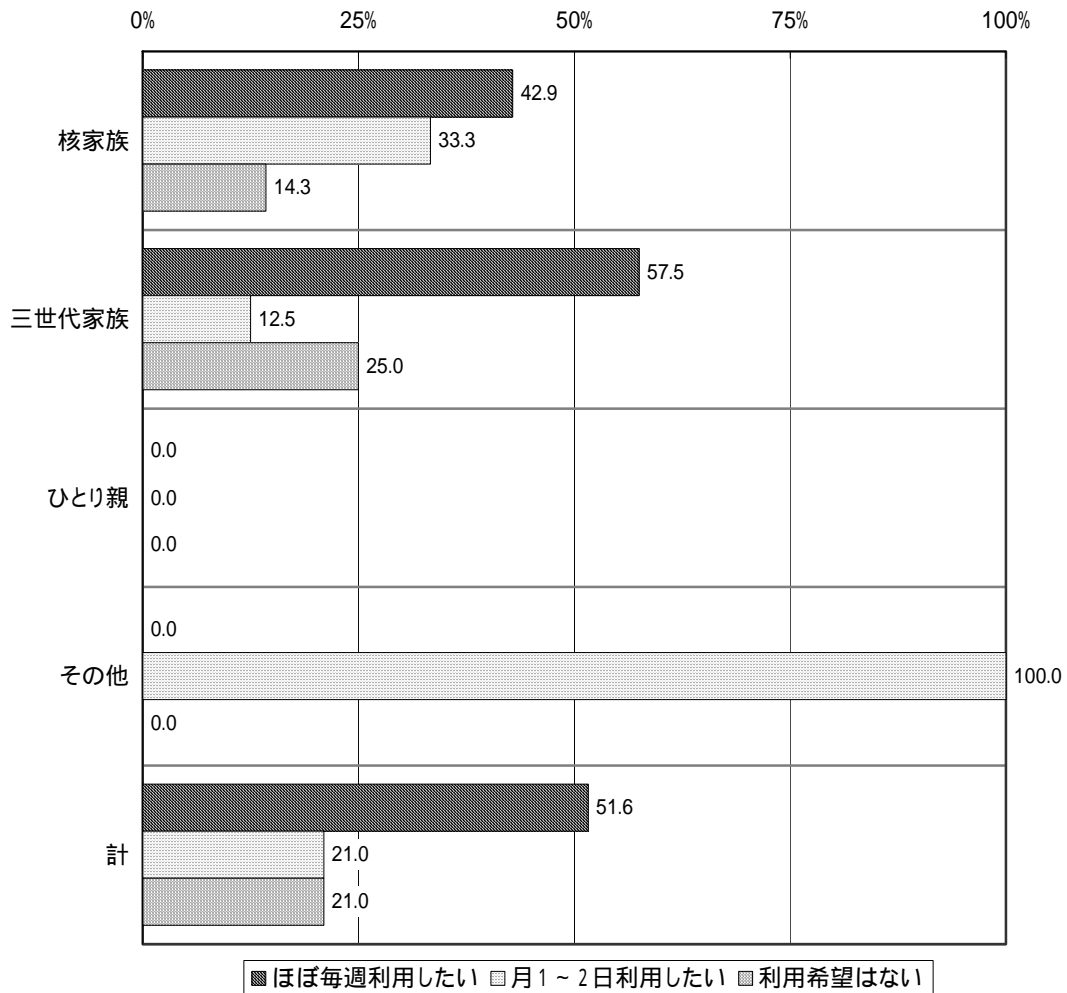
図(資料)-2 保育サービス等の利用希望 (平日)/n=84



(1) 土曜日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が 51.6%、「月 1～2 日利用したい」「利用希望はない」がそれぞれ 21.0%という結果になっています。

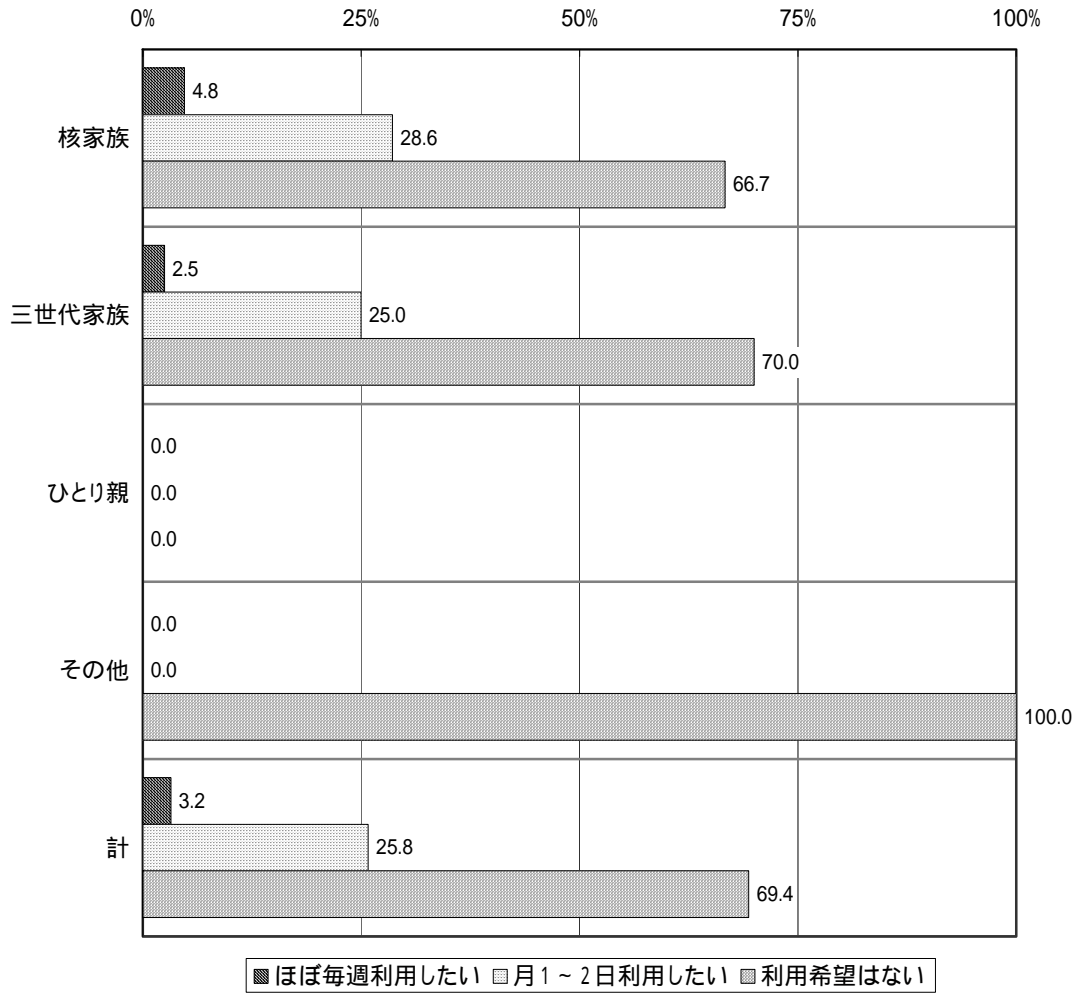
図(資料)-3 保育サービス等の利用希望 (土曜日)/n=62



(ウ) 日曜日・祝日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が 3.2%、「月 1～2 日利用したい」が 25.8%、「利用希望はない」が 69.4%という結果になっています。

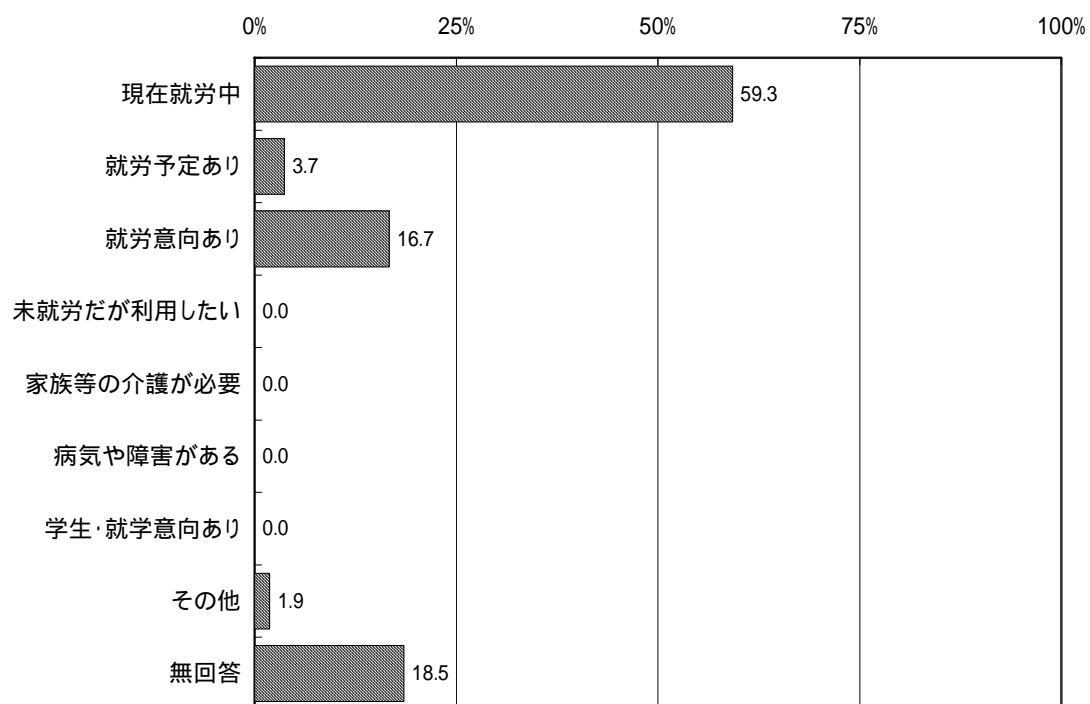
図(資料)-4 保育サービス等の利用希望 (日曜日・祝日)/n=62



イ. 保育サービス等を利用したい主な理由（平日）

「現在就労中」が59.3%と最も高率で、「就労意向あり」16.7%、「就労予定あり」3.7%と続いています。

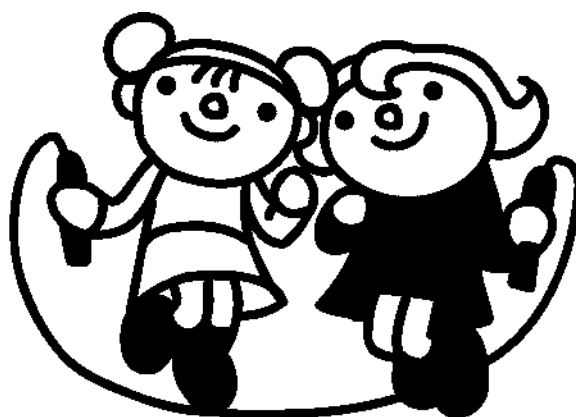
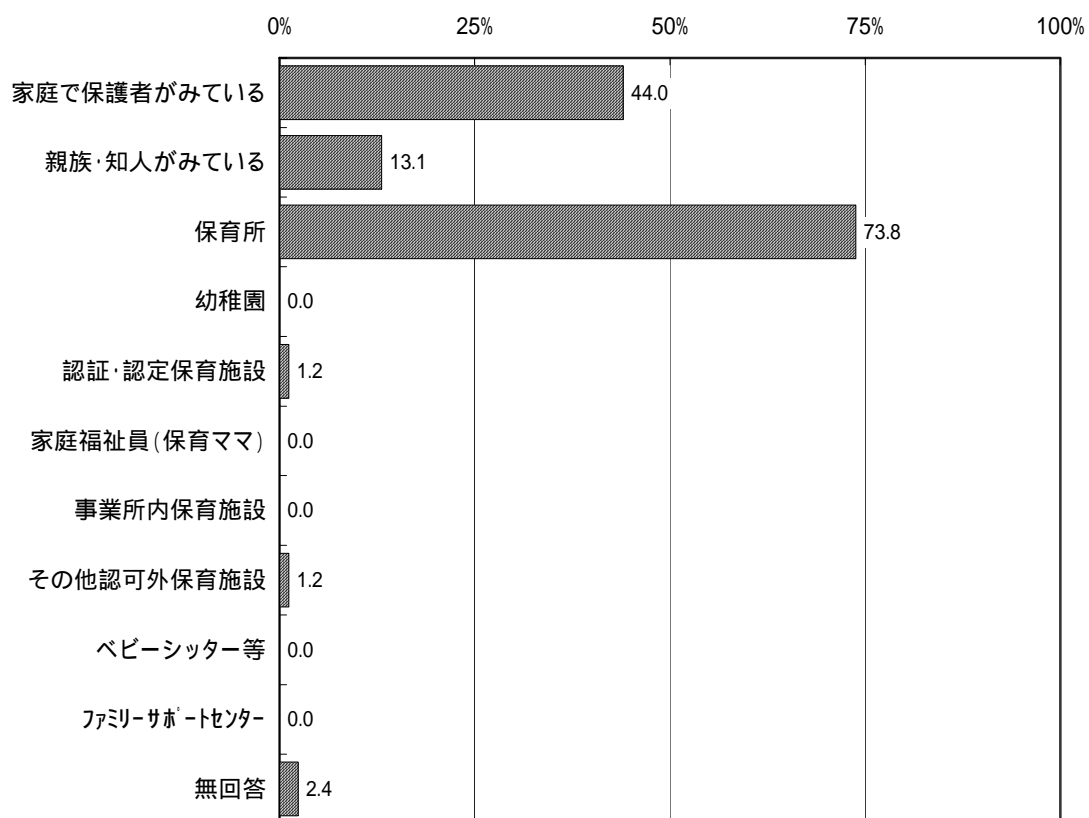
図(資料)-5 保育サービス等を利用したい主な理由（平日）/n=54



ウ. 保育サービスの利用状況（平日）

「保育所」が73.8%と最も高率で、「家庭で保護者がみている」44.0%、「親族・知人がみている」13.1%の順になっています。

図(資料)-6 保育サービスの利用状況（平日）/n=84〔重複回答〕



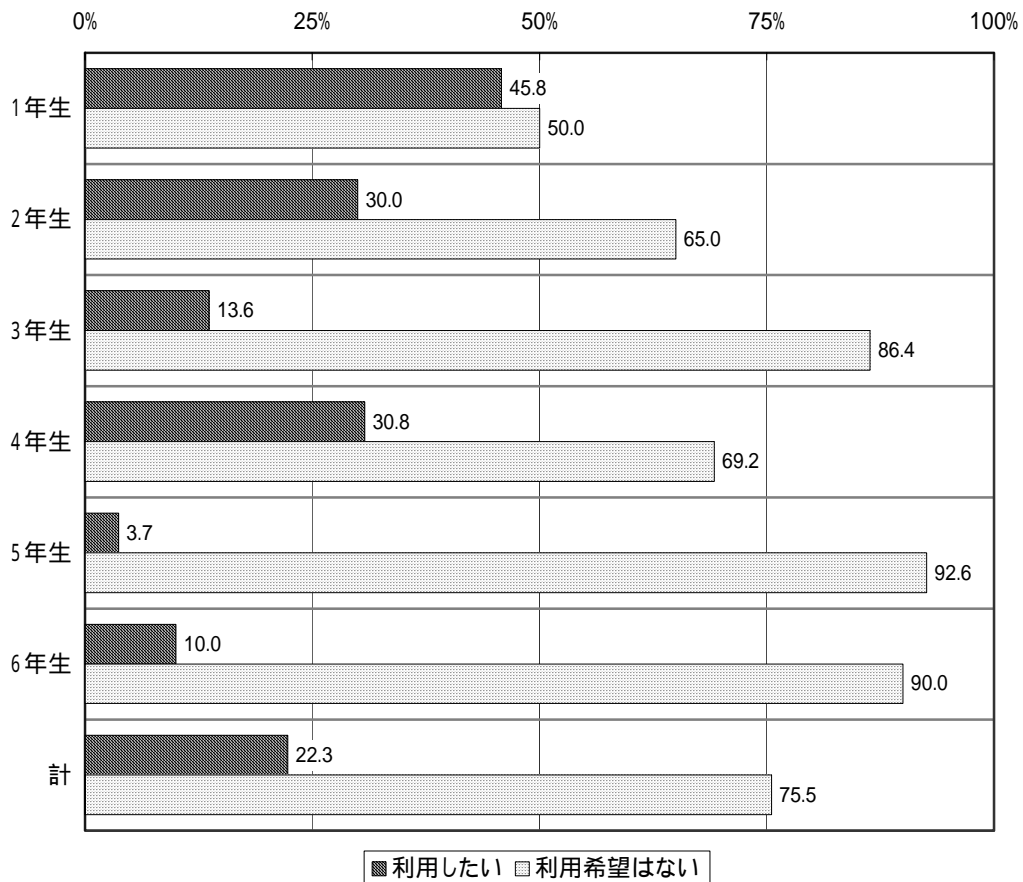
放課後児童クラブについて

ア. 放課後児童クラブの利用希望

(ア) 平日の利用希望

「利用したい」が22.3%、「利用希望はない」が75.5%という結果になっています。また、「利用したい」は1年生が45.8%と最も高率で、4年生30.8%、2年生30.0%と続き、「利用希望はない」は5年生92.6%、6年生90.0%、3年生86.4%の順になっています。

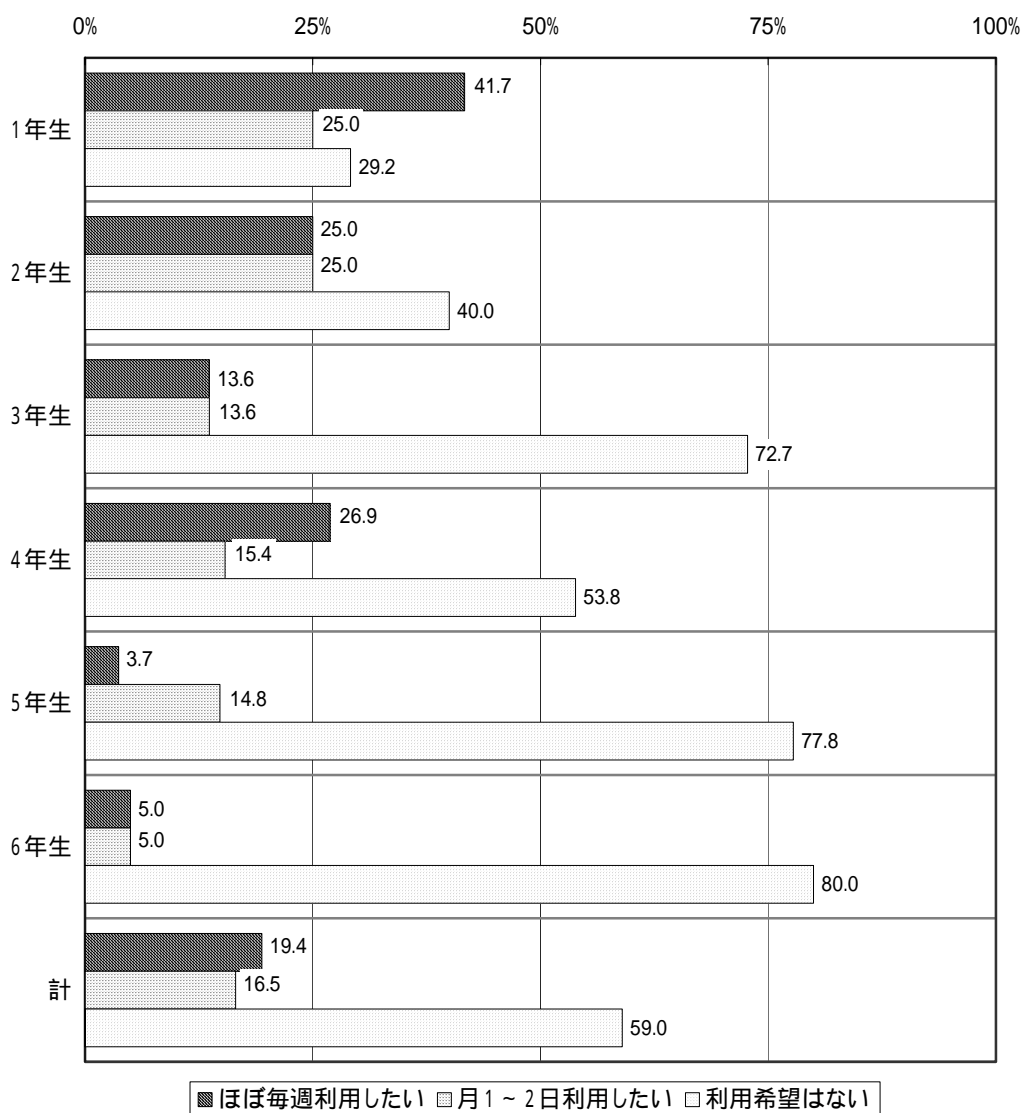
図(資料)-7 放課後児童クラブの利用希望(平日)/n=139



(1) 土曜日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が19.4%、「月1～2日利用したい」が16.5%、「利用希望はない」が59.0%という結果になっています。また、「ほぼ毎週利用したい」は1年生が41.7%と最も高率で、4年生26.9%、2年生25.0%と続き、「月1～2日利用したい」は1年生と2年生が25.0%、4年生15.4%の順になっています。

図(資料)-8 放課後児童クラブの利用希望(土曜日)/n=139

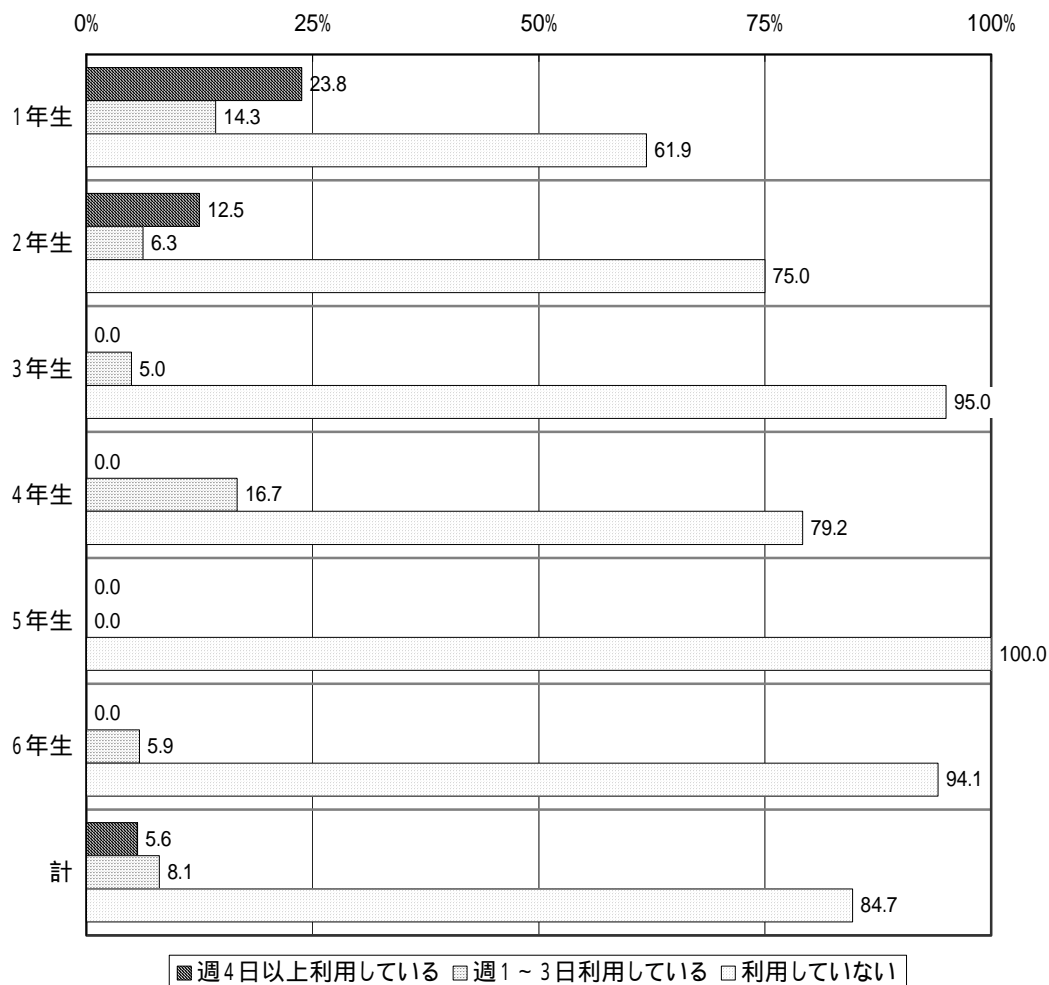


イ. 放課後児童クラブの利用状況

(ア) 平日の利用状況

「週4日以上利用している」が5.6%、「週1～3日利用している」が8.1%、「利用していない」が84.7%という結果になっています。また、「週4日以上利用している」は1年生が23.8%と最も高率で、2年生12.5%と続き、「週1～3日利用している」は4年生16.7%、1年生14.3%、2年生6.3%の順となっています。

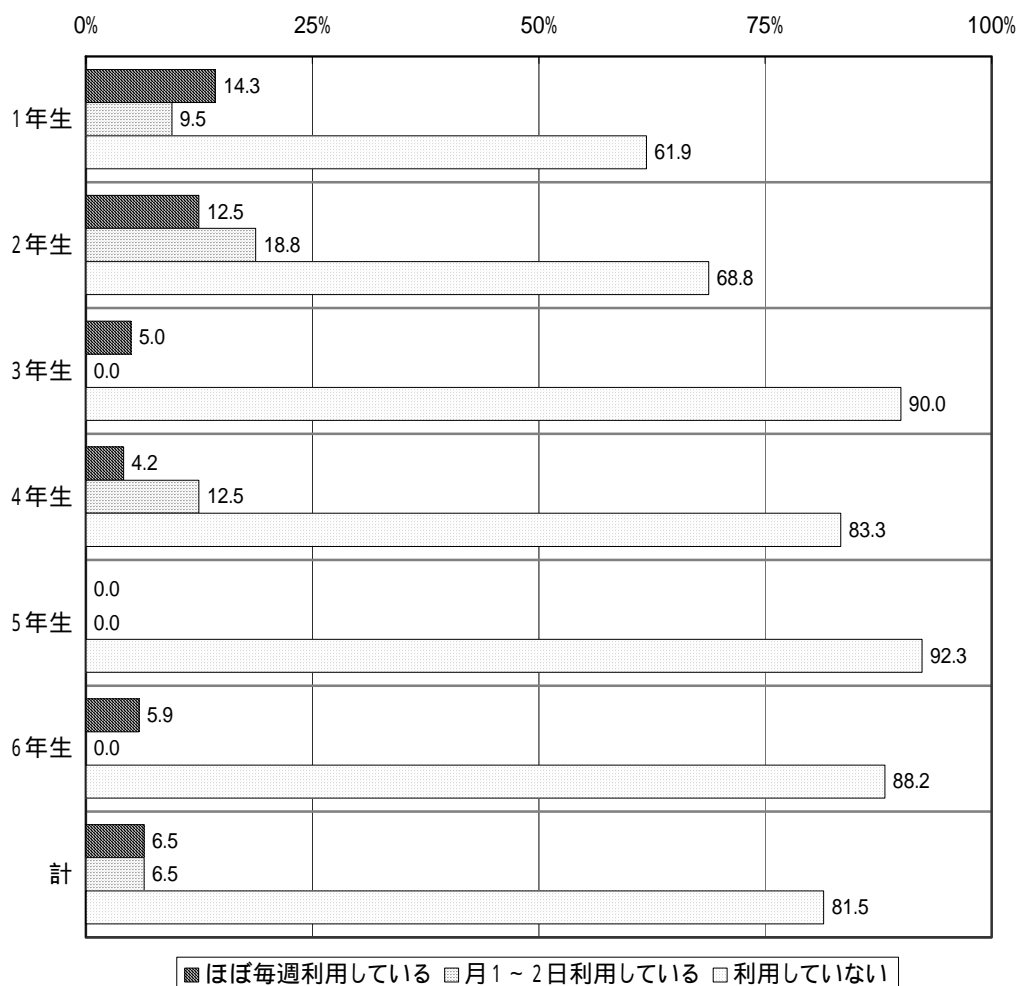
図(資料)-9 放課後児童クラブの利用状況(平日)/n=124



(1) 土曜日の利用状況

「ほぼ毎週利用している」「月1～2日利用している」がそれぞれ6.5%、「利用していない」が81.5%という結果になっています。また、「ほぼ毎週利用している」は1年生が14.3%と最も高率で、2年生12.5%、6年生5.9%の順になっています。

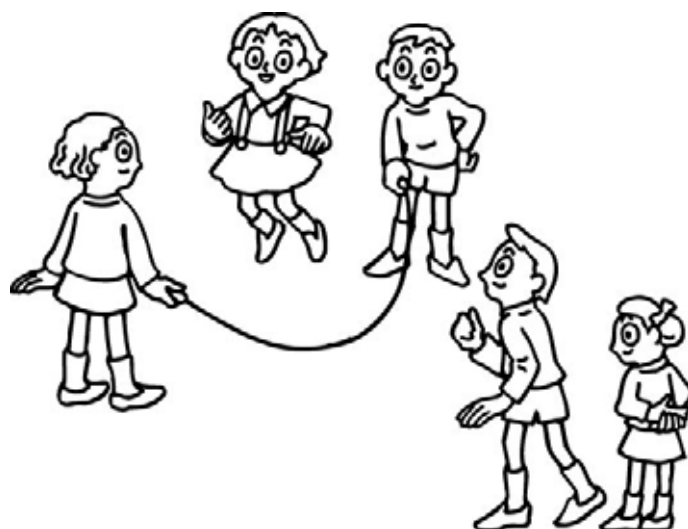
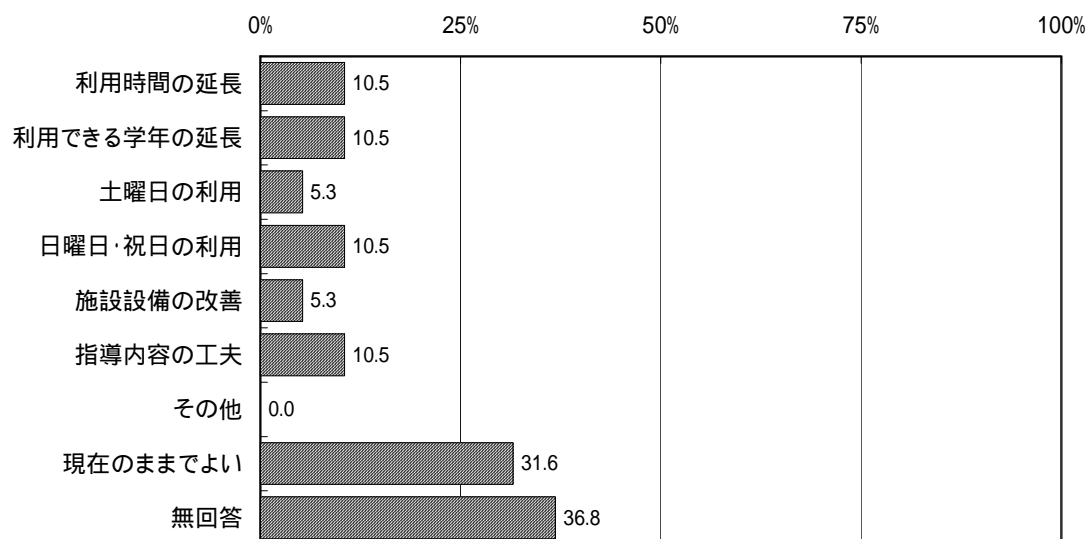
図(資料)-10 放課後児童クラブの利用状況(土曜日)/n=124



ウ. 放課後児童クラブへの要望

「現在のままでよい」が31.6%と最も高率で、続いて「利用時間の延長」「利用できる学年の延長」「日曜日・祝日の利用」「指導内容の工夫」がそれぞれ10.5%となっています。

図(資料)-11 放課後児童クラブへの要望/現利用者 n=19〔重複回答〕



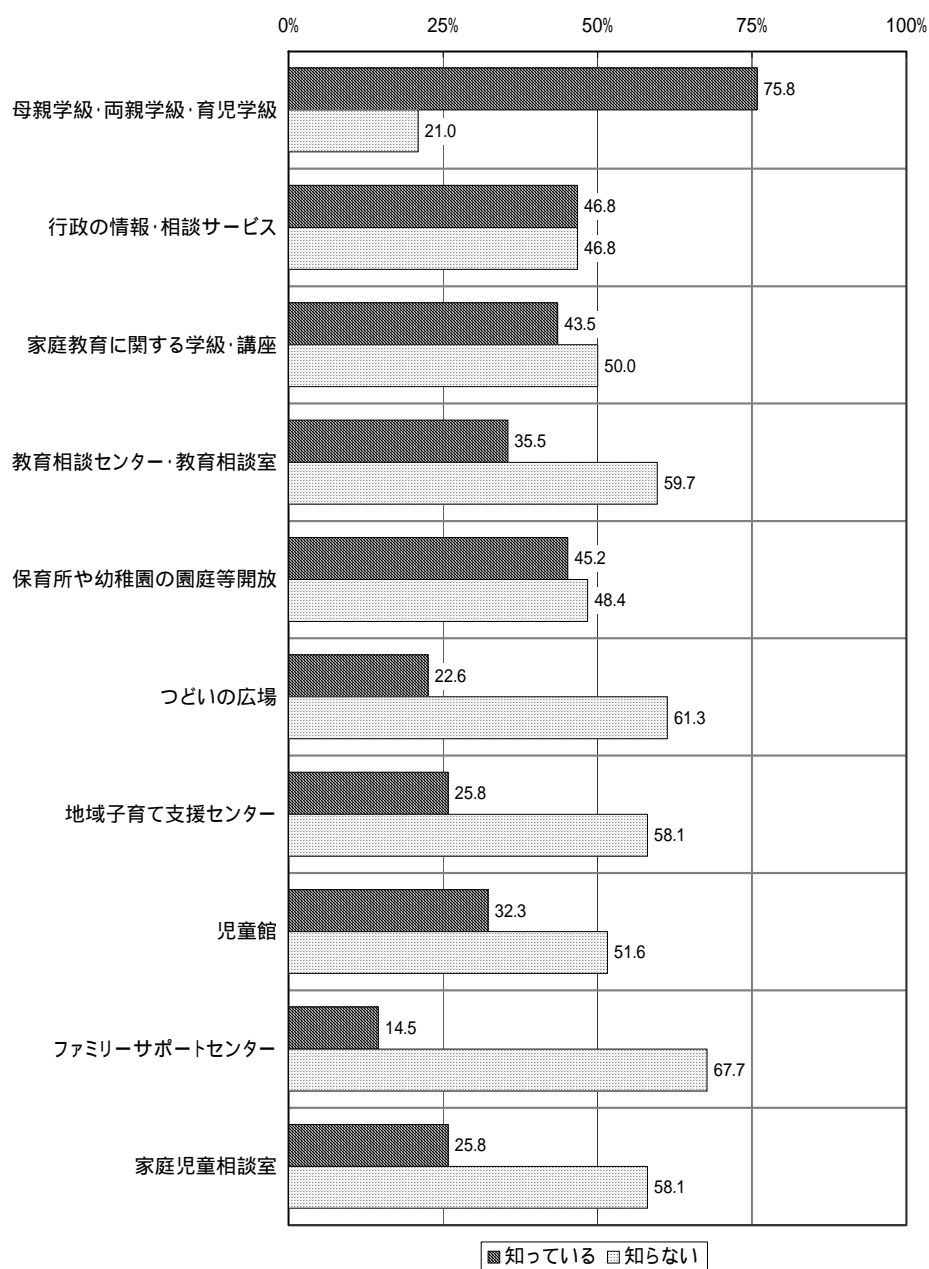
子育て支援サービスについて

ア. 子育て支援サービスの認知状況

(ア) 就学前児童の保護者

『知っている』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が75.8%と最も高率で、「行政の情報・相談サービス」46.8%、「保育所や幼稚園の園庭等開放」45.2%と続き、「ファミリーサポートセンター」が14.5%で最も低率となっています。

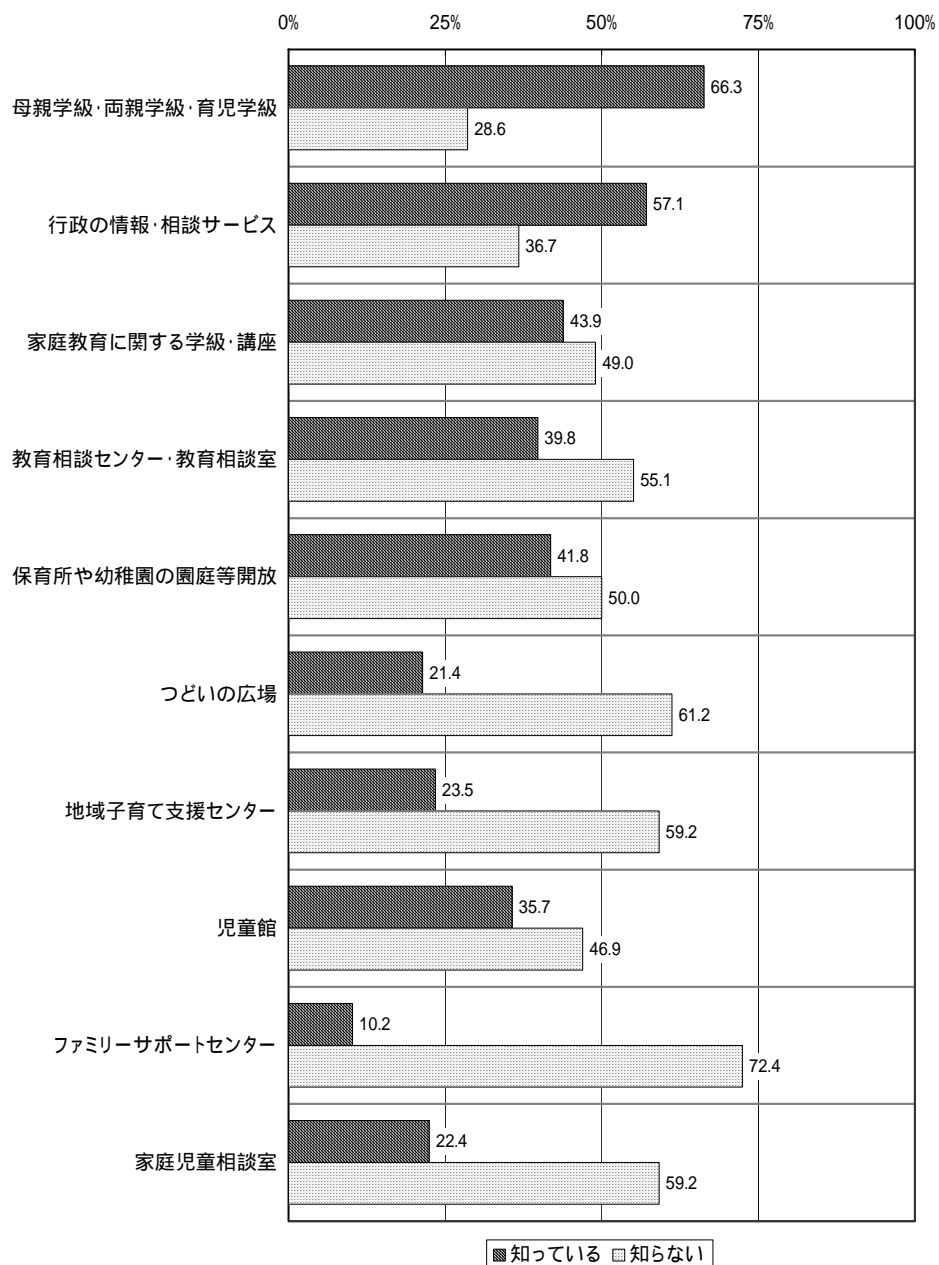
図(資料)-12 就学前児童の保護者の認知状況/n=62



(1) 小学生児童の保護者

『知っている』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が66.3%と最も高率で、「行政の情報・相談サービス」57.1%、「家庭教育に関する学級・講座」43.9%と続き、「ファミリーサポートセンター」が10.2%で最も低率となっています。

図(資料)-13 小学生児童の保護者の認知状況/n=98

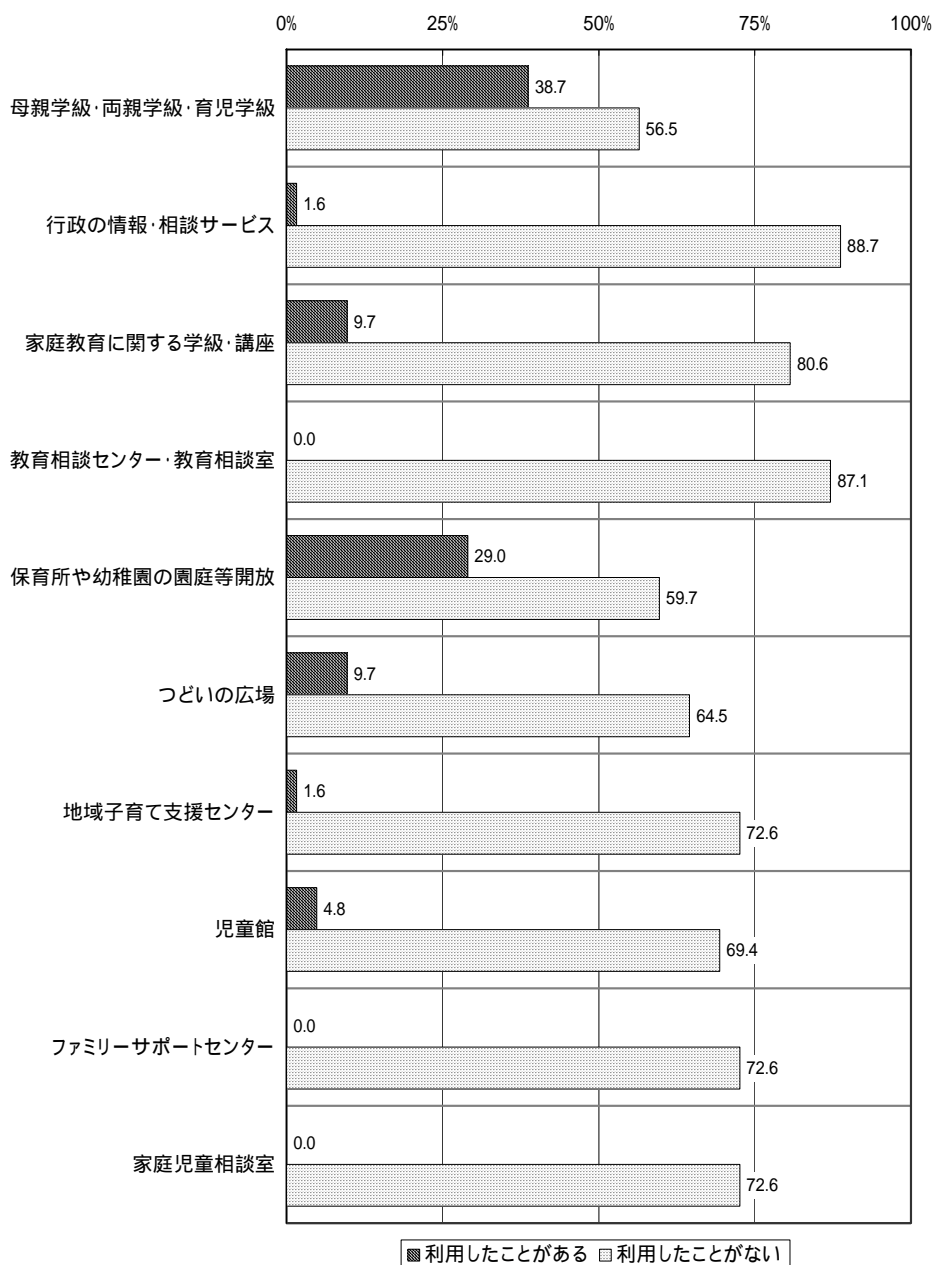


イ. 子育て支援サービスの利用状況

(ア) 就学前児童の保護者

『利用したことがある』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が38.7%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」29.0%、「家庭教育に関する学級・講座」9.7%と続き、「教育相談センター・教育相談室」、「ファミリーサポートセンター」、「家庭児童相談室」はそれぞれ該当なしとなっています。

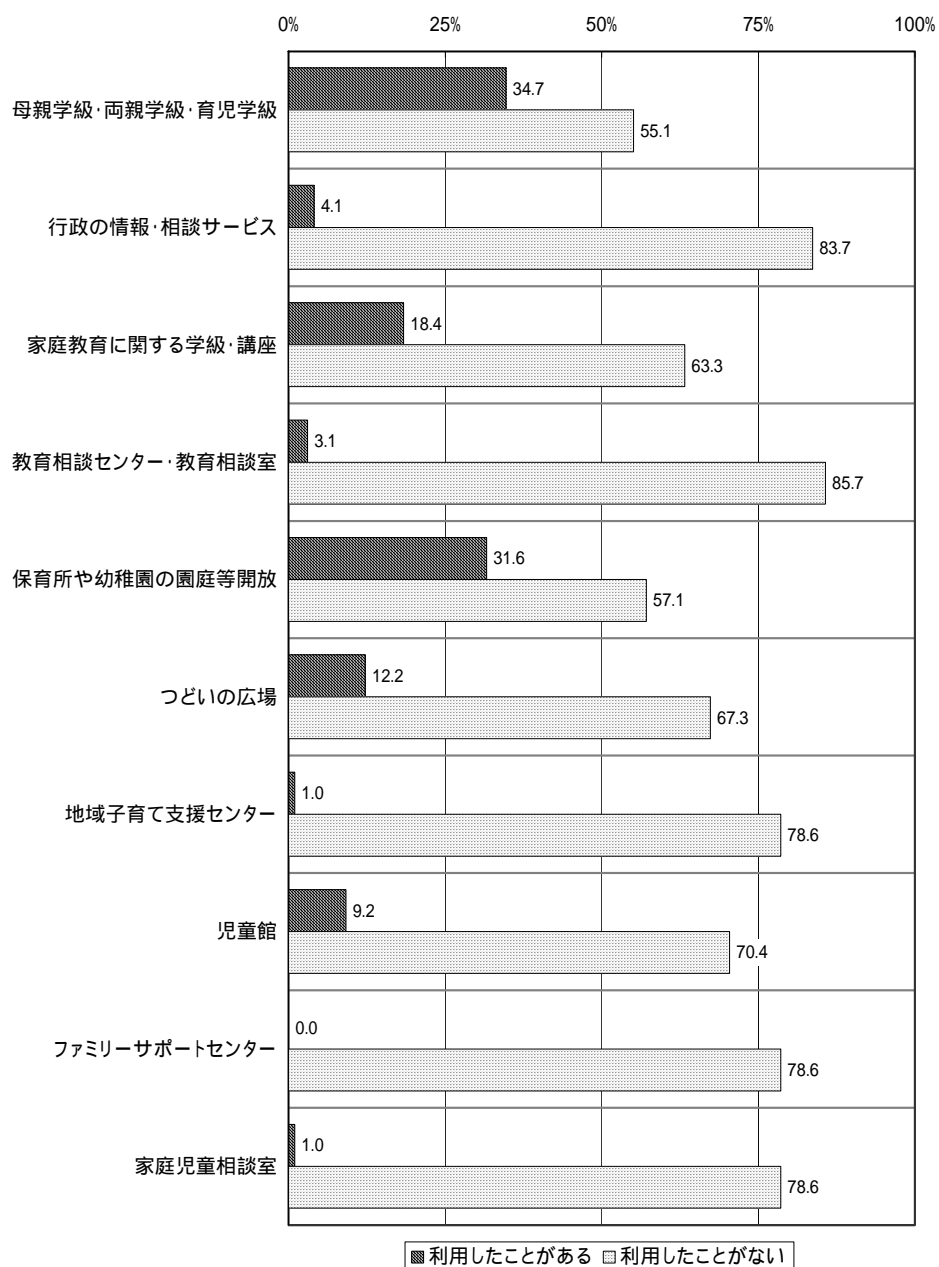
図(資料)-14 就学前児童の保護者の利用状況/n=62



(1) 小学生児童の保護者

『利用したことがある』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が34.7%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」31.6%、「家庭教育に関する学級・講座」18.4%と続き、「ファミリーサポートセンター」は該当なしとなっています。

図(資料)-15 小学生児童の保護者の利用状況/n=98

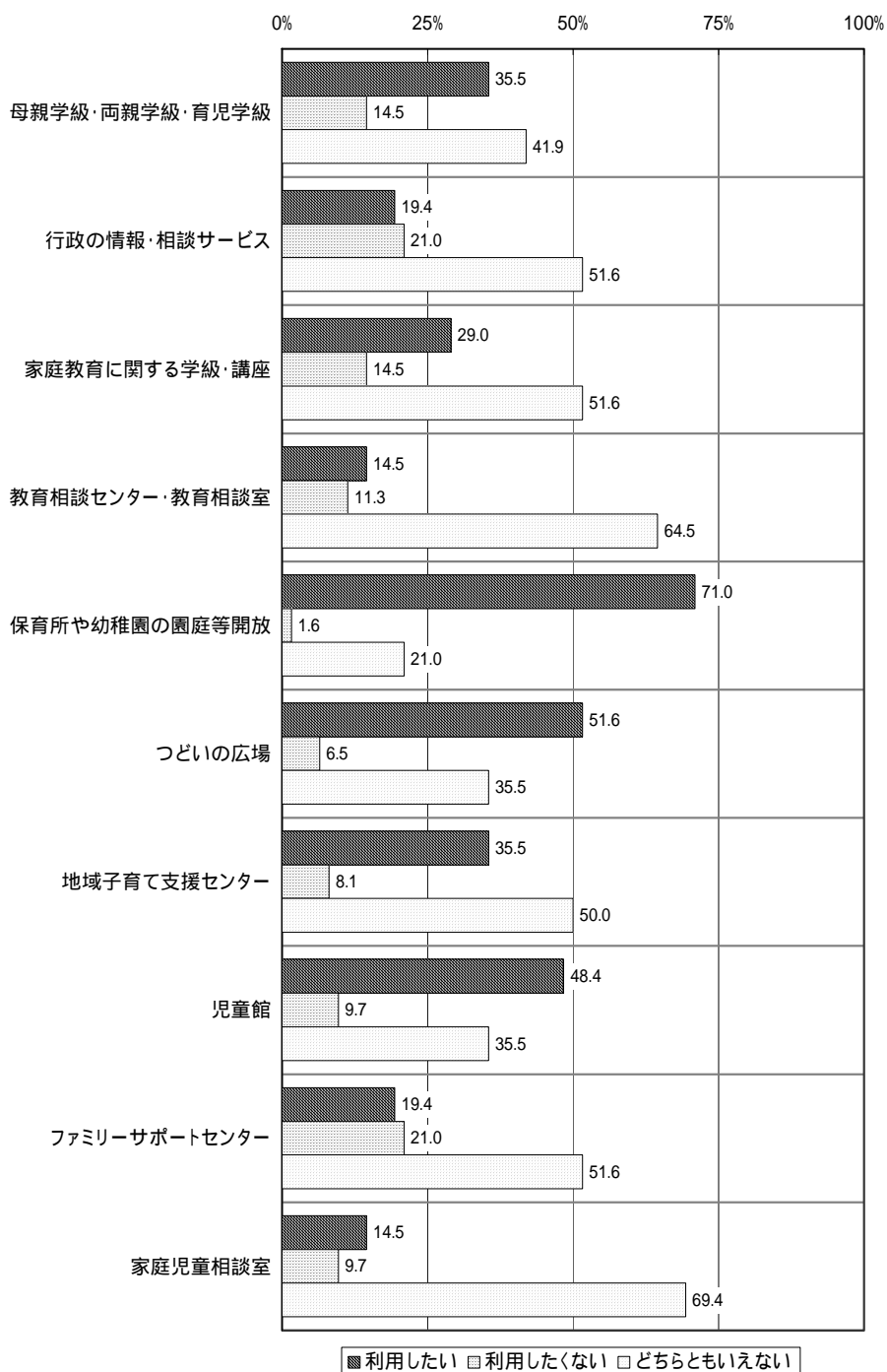


ウ. 子育て支援サービスの利用意向

(ア) 就学前児童の保護者

『利用したい』をみると、「保育所や幼稚園の園庭等開放」が71.0%と最も高率で、「つどいの広場」51.6%、「児童館」48.4%と続き、「教育相談センター・教育相談室」、「家庭児童相談室」がそれぞれ14.5%で最も低率となっています。

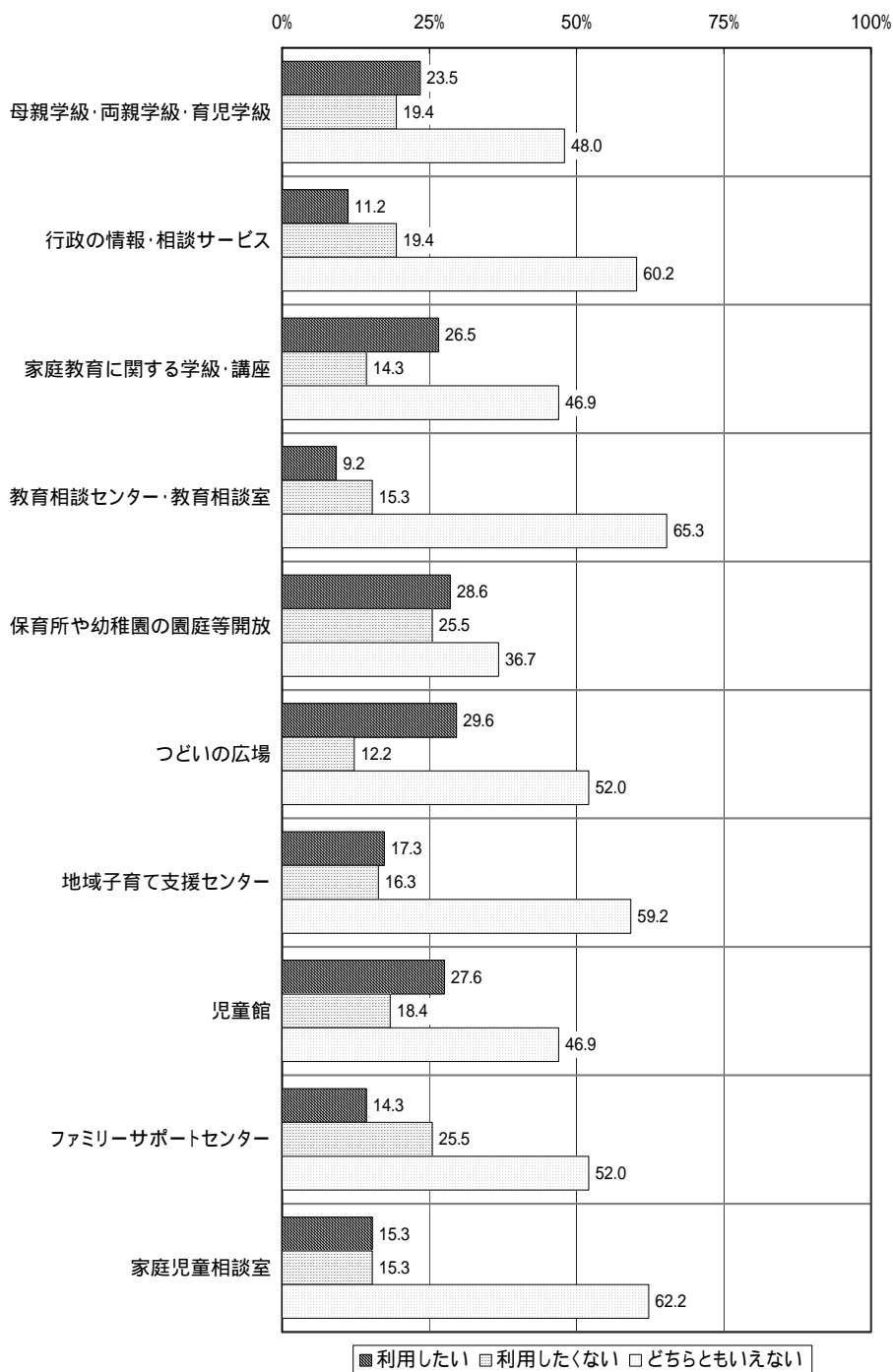
図(資料)-16 就学前児童の保護者の利用意向/n=62



(1) 小学生児童の保護者

『利用したい』をみると、「つどいの広場」が29.6%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」28.6%、「児童館」27.6%と続き、「教育相談センター・教育相談室」が9.2%で最も低率となっています。

図(資料)-17 小学生児童の保護者の利用意向/n=98



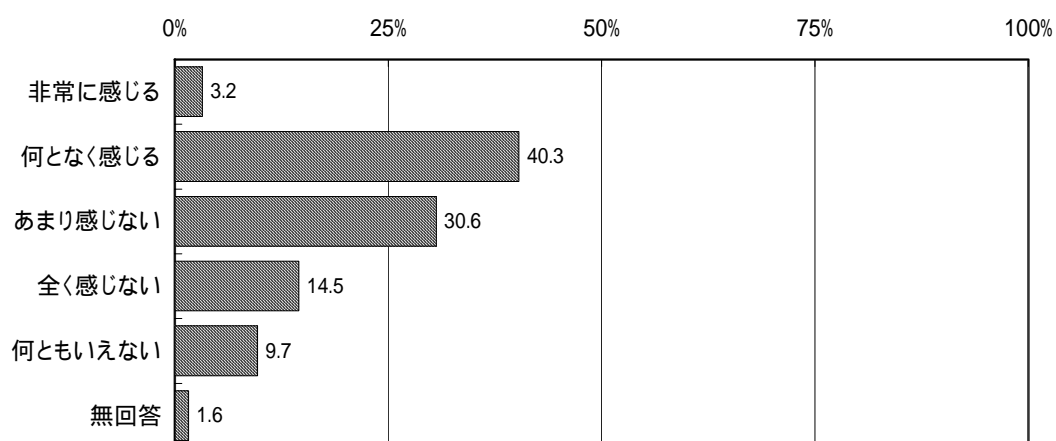
子育てについて

ア. 子育てに関する不安感・負担感

(ア) 就学前児童の保護者

「非常に感じる」が3.2%、「何となく感じる」が40.3%であり、両者を合わせると43.5%が『感じる』と回答しています。また、「あまり感じない」は30.6%、「全く感じない」は14.5%となっています。

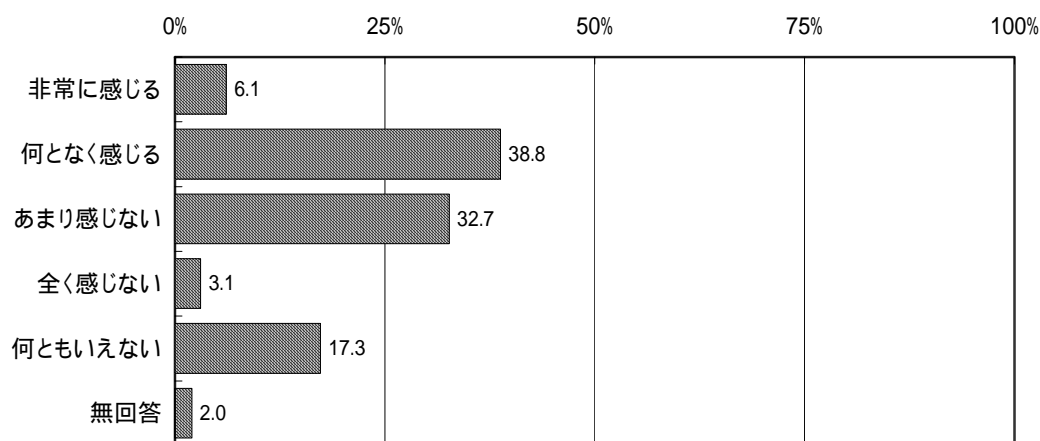
図(資料)-18 就学前児童の保護者/n=62



(イ) 小学生児童の保護者

「非常に感じる」が6.1%、「何となく感じる」が38.8%であり、両者を合わせると44.9%が『感じる』と回答しています。また、「あまり感じない」は32.7%、「全く感じない」は3.1%となっています。

図(資料)-19 小学生児童の保護者/n=98

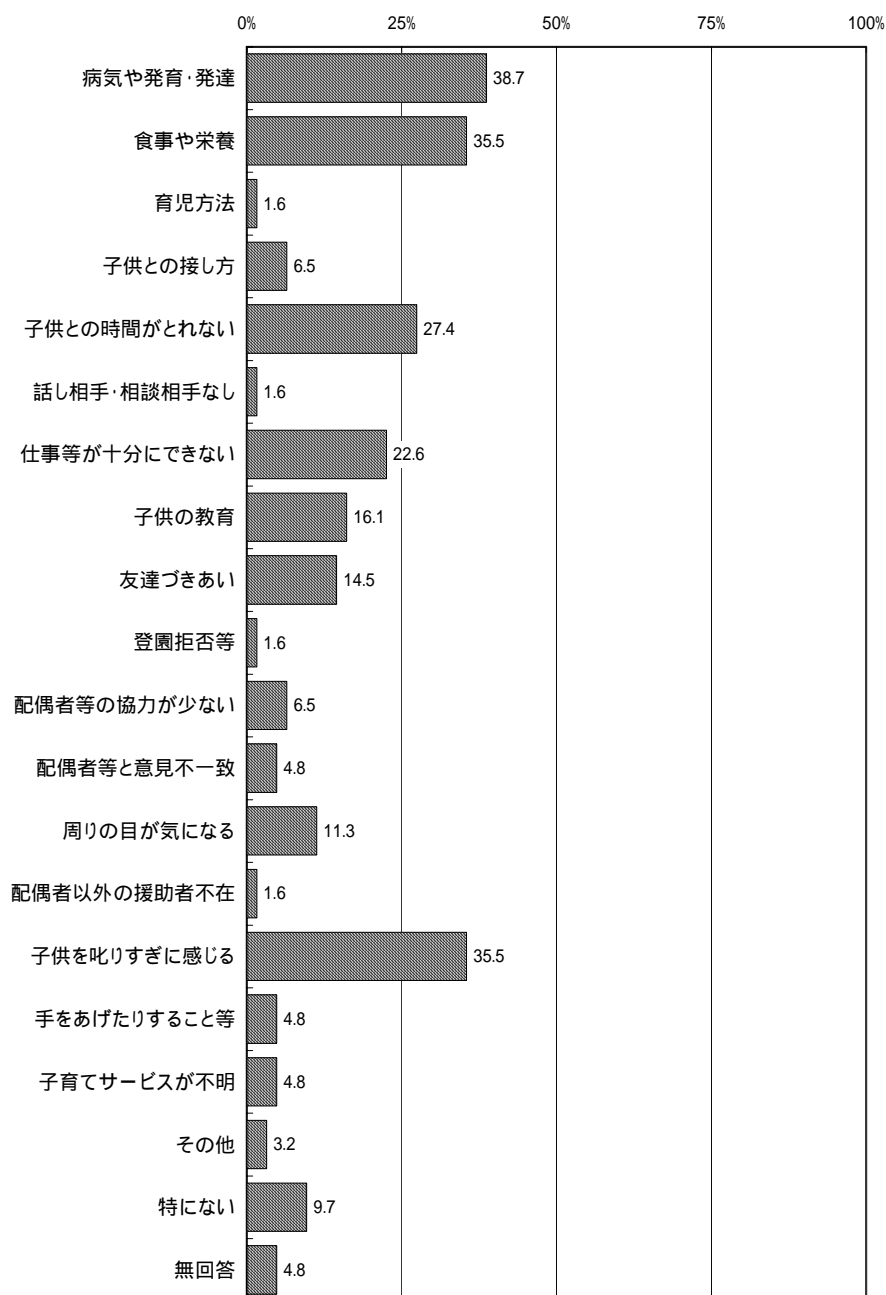


イ. 子育てについて悩んでいること

(ア) 就学前児童の保護者

「病気や発育・発達」が 38.7%と最も高率で、以下、「食事や栄養」「子供を叱りすぎに感じる」35.5%となっており、9.7%が「特にない」と回答しています。

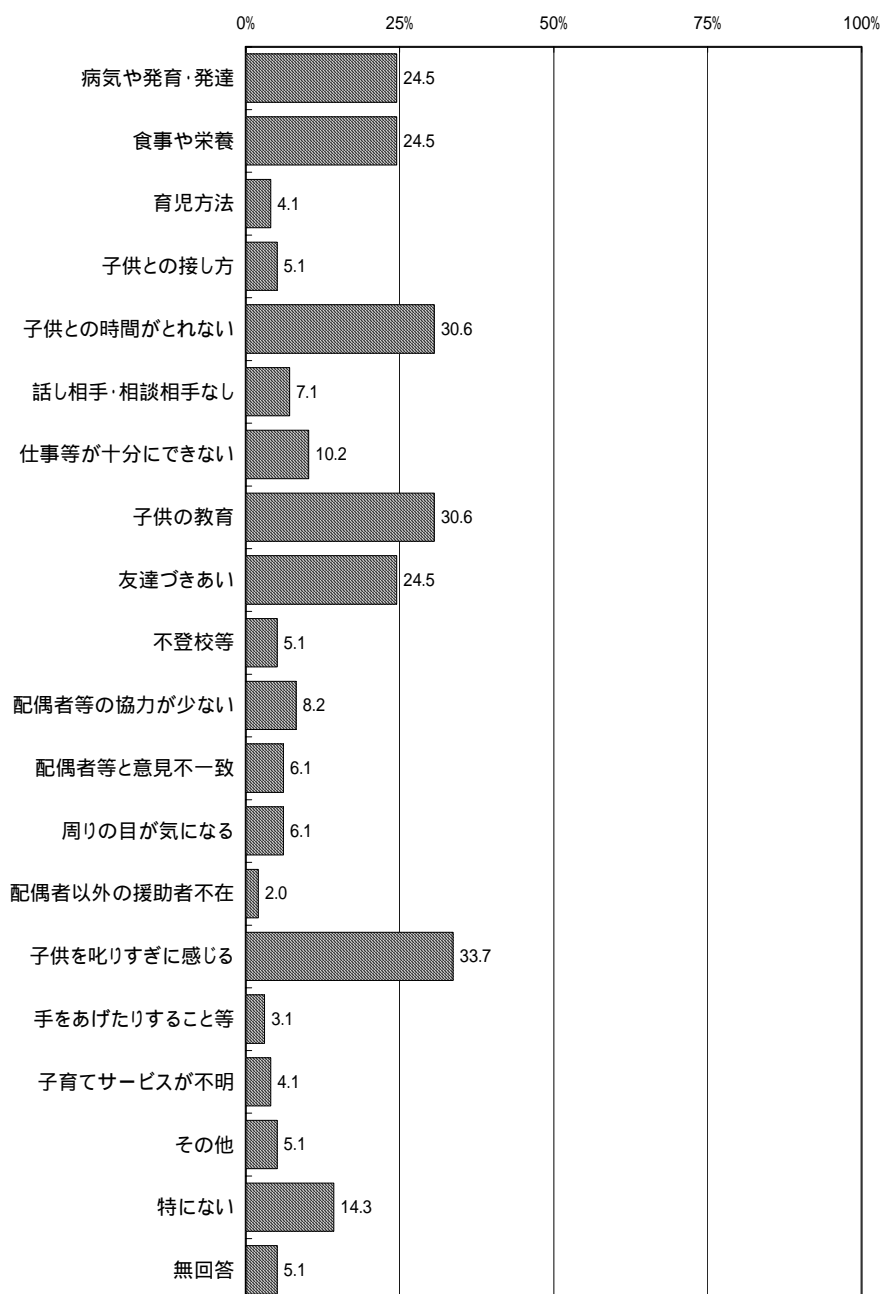
図(資料)-20 就学前児童の保護者/n=62〔重複回答〕



(1) 小学生児童の保護者

「子供を叱りすぎに感じる」が 33.7%と最も高率で、以下、「子供との時間がとれない」「子供の教育」30.6%の順となっており、14.3%が「特にない」と回答しています。

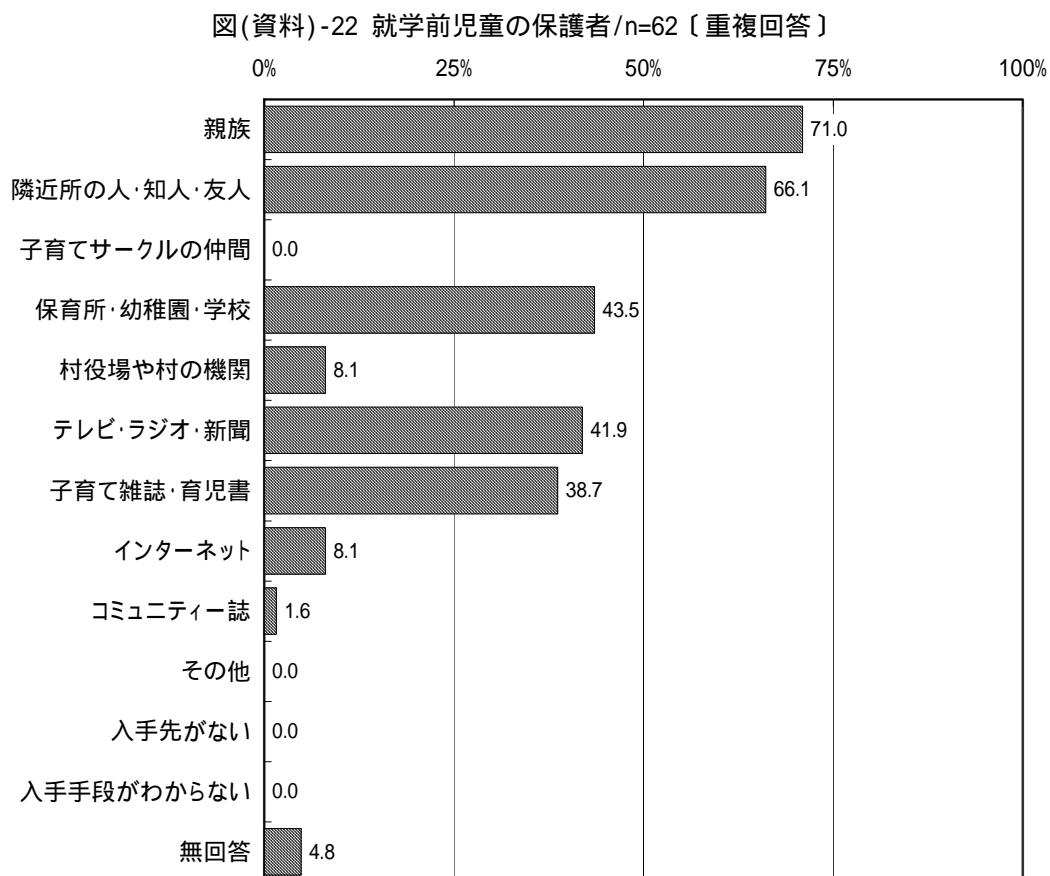
図(資料)-21 小学生児童の保護者/n=98〔重複回答〕



ウ. 子育てに関する情報の入手先

(ア) 就学前児童の保護者

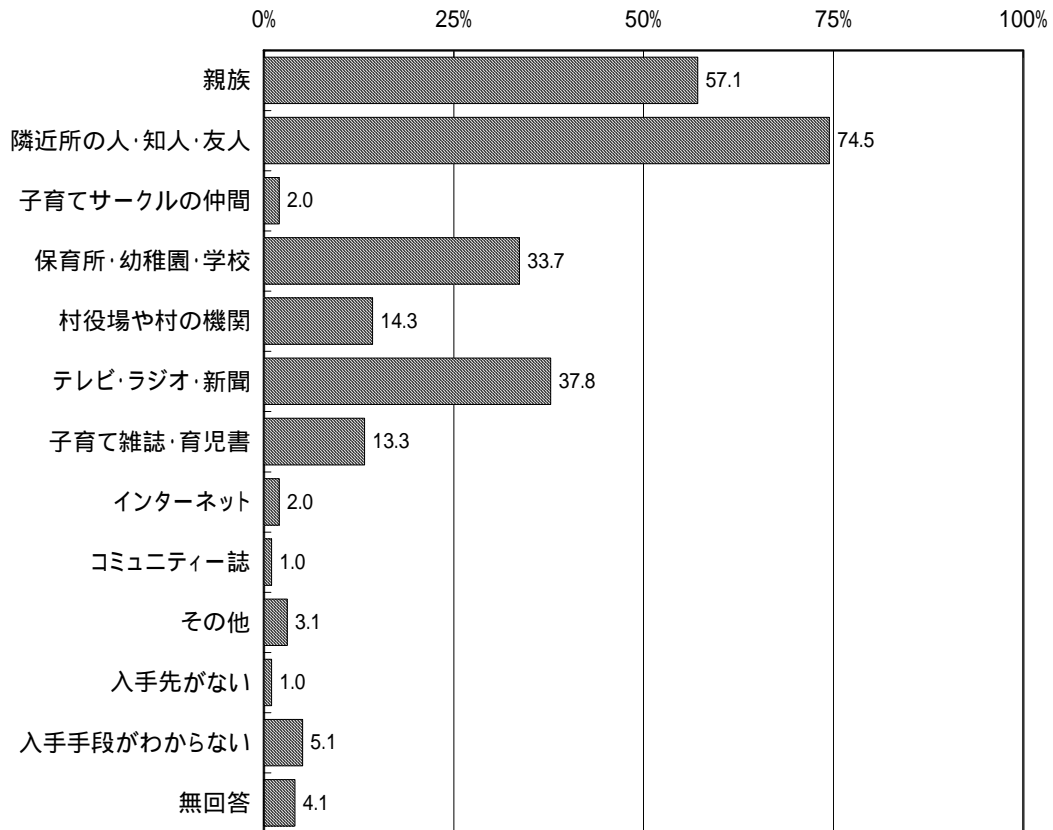
「親族」が71.0%と最も高率で、以下、「隣近所の人・知人・友人」66.1%、「保育所・幼稚園・学校」43.5%と続いています。



(1) 小学生児童の保護者

「隣近所の人・知人・友人」が74.5%と最も高率で、以下、「親族」57.1%、「テレビ・ラジオ・新聞」37.8%と続いています。また、1.0%が「入手先がない」、5.1%が「入手手段がわからない」と回答しています。

図(資料)-23 小学生児童の保護者/n=98〔重複回答〕

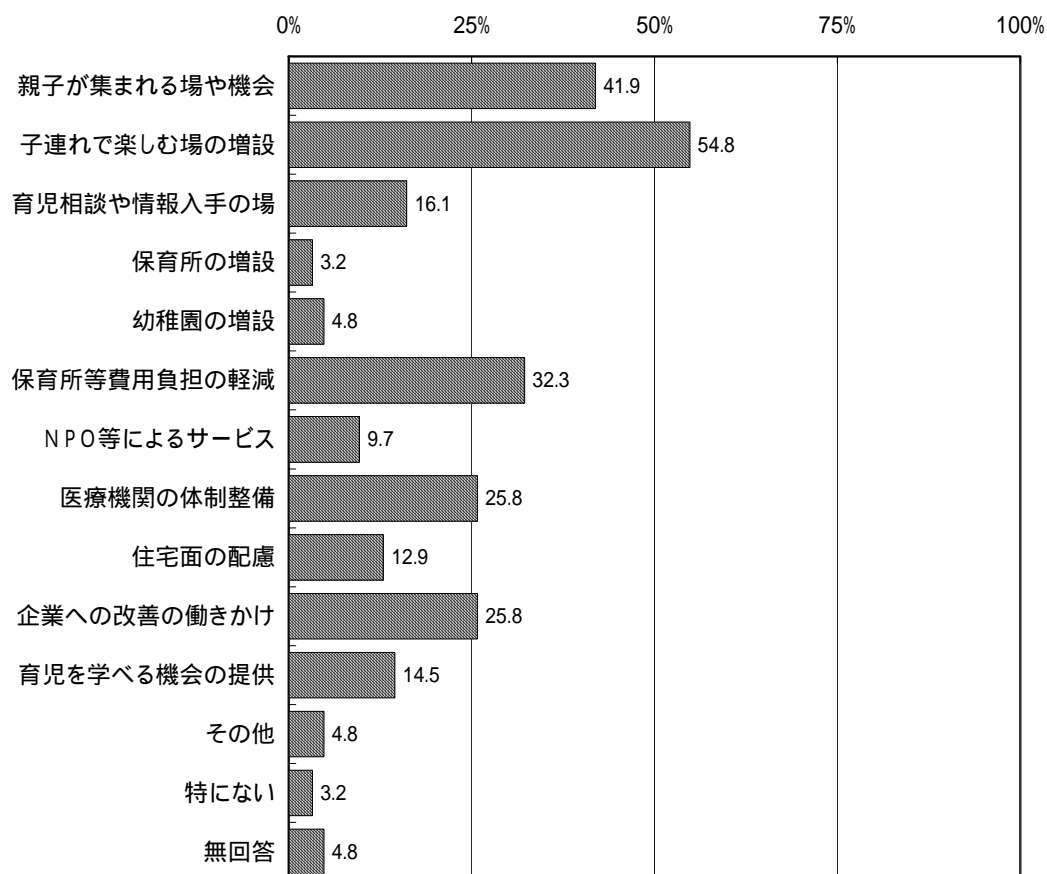


エ. 子育て支援について充実してほしい施策

(ア) 就学前児童の保護者

「子連れで楽しむ場の増設」が54.8%と最も高率で、以下、「親子が集まれる場や機会」41.9%、「保育所等費用負担の軽減」32.3%の順となっています。また、3.2%が「特にない」と回答しています。

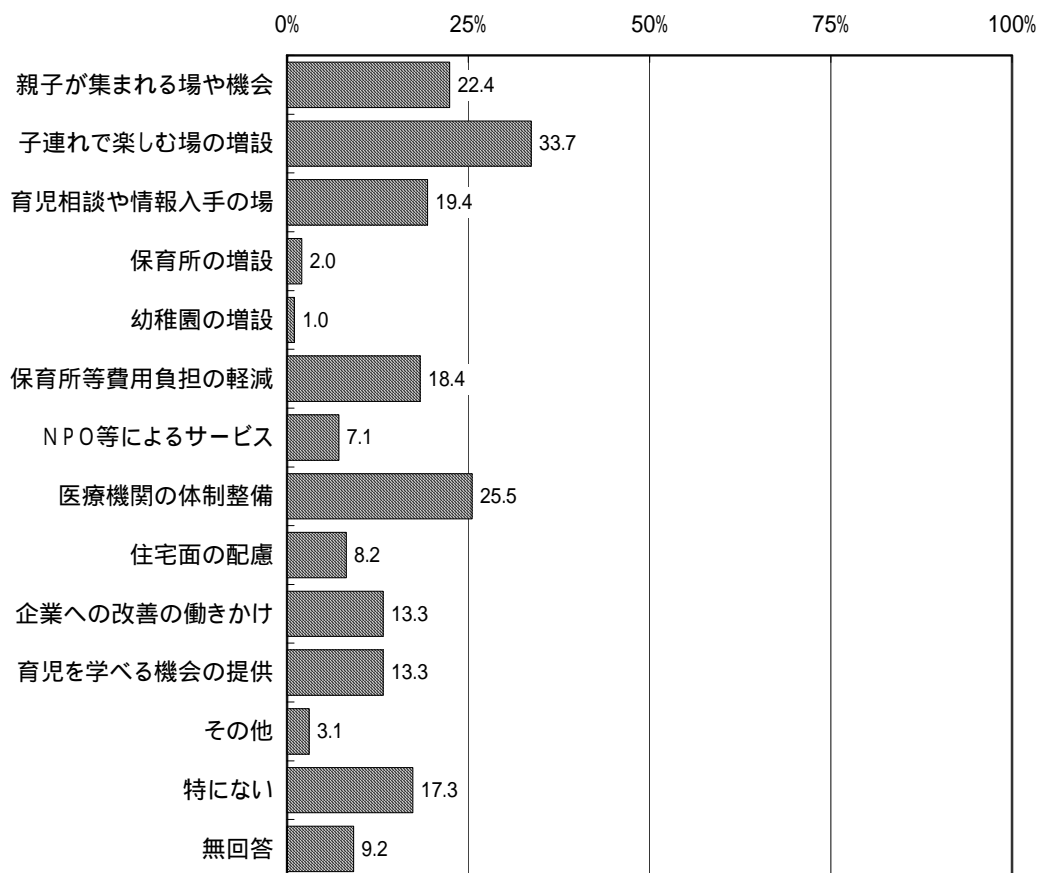
図(資料)-24 就学前児童の保護者/n=62〔重複回答〕



(1) 小学生児童の保護者

「子連れで楽しむ場の増設」が 33.7%と最も高率で、以下、「医療機関の体制整備」25.5%、「親子が集まれる場や機会」22.4%の順となっています。また、17.3%が「特にない」と回答しています。

図(資料)-25 小学生児童の保護者/n=98〔重複回答〕



(2) 母親・父親の子育てに関する意識・ニーズ

実施概要

- 母親、父親の2種類の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により、平成16年2月12日～平成16年2月20日に調査を実施しました。
- 両調査ともに、村内に在住する就学前児童あるいは小学校児童を持つ母親、父親を調査対象としました。
- 配付数・回答数は次のとおりです。

	配布数	有効回答数	有効回答率
母親用	84	61	72.6%
父親用	76	54	71.1%

抜 粋

～ 子育てについて～

	母 親	父 親
子育ての楽しさと辛さの度合 「いつも楽しい」と「楽しい方が多い」	83.6 %	75.9 %
子育てで最もよかったこと	子どもから学ぶことが多い(95.1 %)	家族との会話が弾むようになった(81.5 %)
自分の活動で優先していること	母 親	父 親
現実の優先事項	仕事等と育児は同等(32.8%)	どちらかといえば仕事等(40.7%)
希望する優先事項	仕事等自分の活動に専念(34.4%)	仕事等と育児は同等(40.7%)
子育てへのかかわり方の認識	母 親	父 親
本人 「十分である」と「ある程度十分」	91.8 %	68.5 %
配偶者等 「十分である」と「ある程度十分」	父親への評価 75.4 %	母親への評価 87.0 %

～ 子育て支援サービスについて～

	母親	父親
保育サービスに最も期待すること	長時間就労対応、短時間・不規則就労対応 (39.3%)	長時間就労対応 (38.9%)
保育以外の支援サービスに最も期待すること	遊ばせる場等の提供 (50.8%)	遊ばせる場等の提供 (57.4%)

～ 仕事と子育ての両立について～

	母親	父親
子育てをしながら働く上で最も問題となっていること	子育ての時間が足りない (56.5%)	子育ての時間が足りない (38.3%)

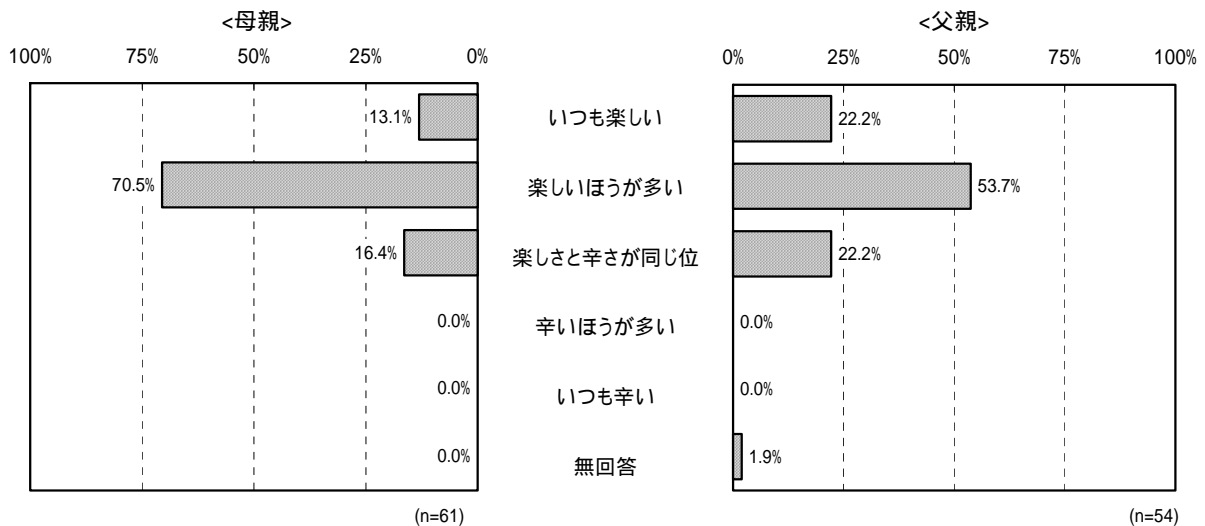
子育てについて

ア. 子育ての楽しさと辛さの度合い

母親の回答としては、「楽しいほうが多い」が最も高率で70.5%、次いで「楽しさと辛さが同じ位」の16.4%となっています。

父親の回答としては、「楽しいほうが多い」が最も高率で53.7%、次いで「いつも楽しい」「楽しさと辛さが同じ位」の22.2%となっています。

図(資料)-26 子育ての楽しさと辛さの度合い



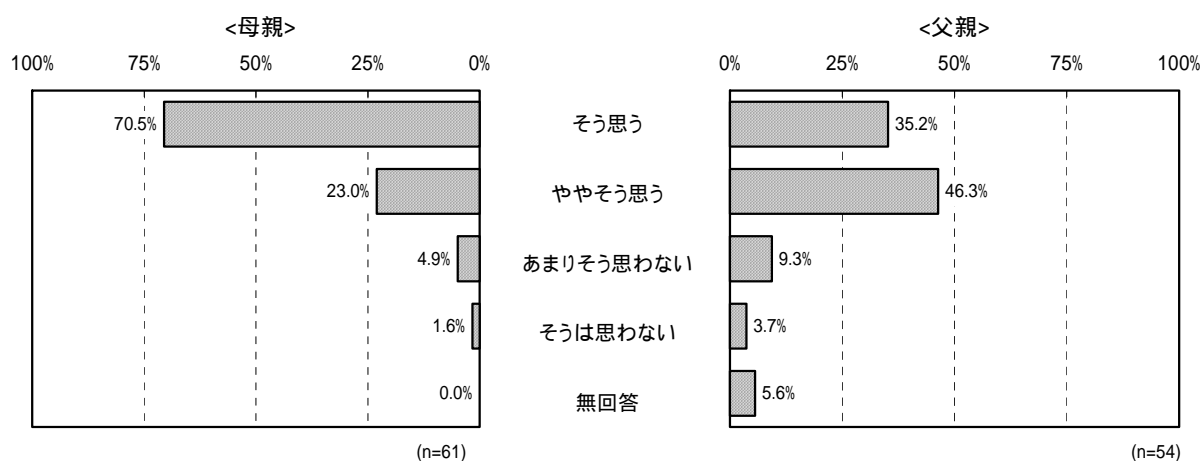
イ. 子育てでよかったこと

(ア) 家族との会話が弾むようになった

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 70.5%、次いで「ややそう思う」の 23.0% となっています。

父親の回答としては、「ややそう思う」が最も高率で 46.3%、次いで「そう思う」の 35.2% となっています。

図(資料)-27 家族との会話が弾むようになった

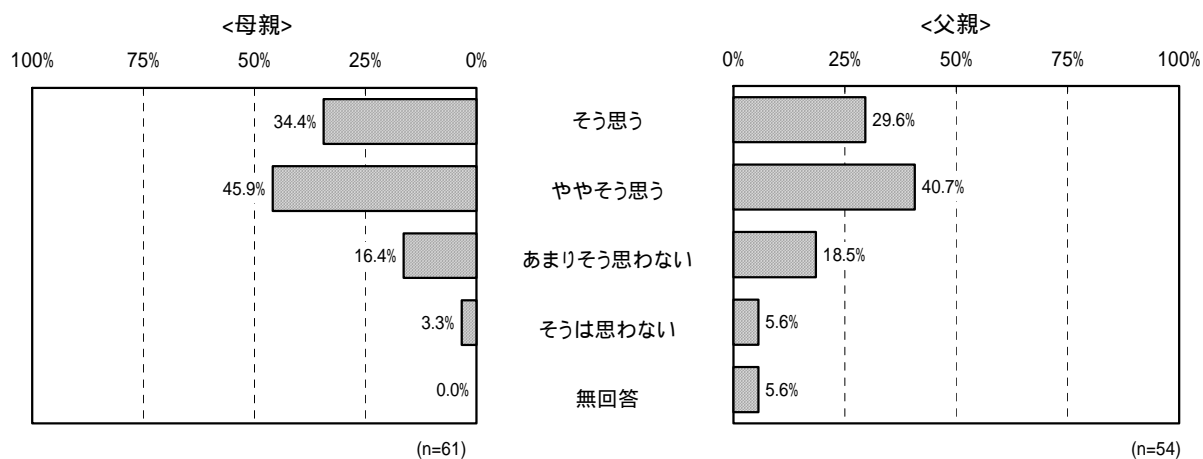


(イ) 配偶者等との信頼が深まった

母親の回答としては、「ややそう思う」が最も高率で 45.9%、次いで「そう思う」の 34.4% となっています。

父親の回答としては、「ややそう思う」が最も高率で 40.7%、次いで「そう思う」の 29.6% となっています。

図(資料)-28 配偶者等との信頼が深まった

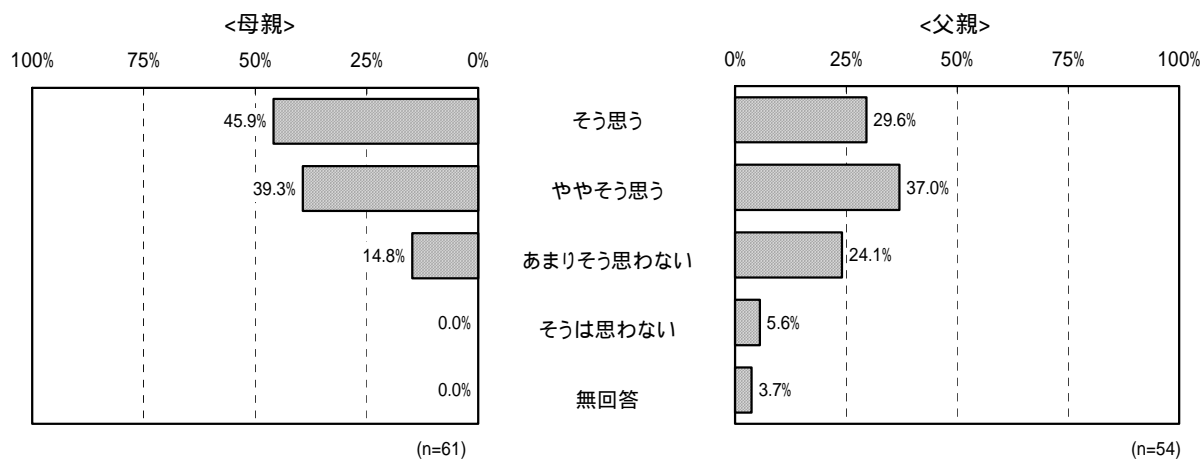


(ウ) 子供を通じて付き合いが広がった

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 45.9%、次いで「ややそう思う」の 39.3% となっています。

父親の回答としては、「ややそう思う」が最も高率で 37.0%、次いで「そう思う」の 29.6% となっています。

図(資料)-29 子供を通じて付き合いが広がった

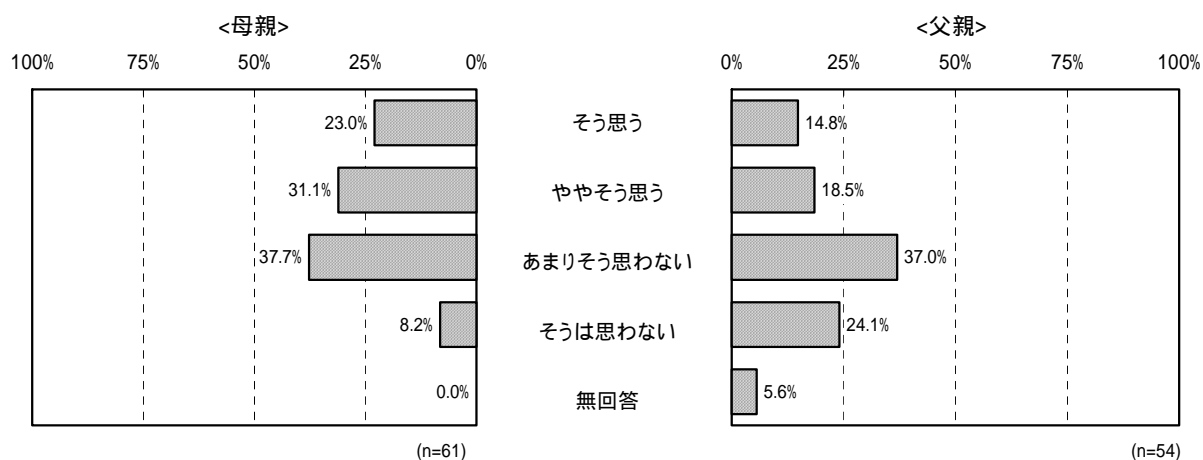


(I) 経験が仕事・趣味等に役立った

母親の回答としては、「あまりそう思わない」が最も高率で 37.7%、次いで「ややそう思う」の 31.1% となっています。

父親の回答としては、「あまりそう思わない」が最も高率で 37.0%、次いで「そうは思わない」の 24.1% となっています。

図(資料)-30 経験が仕事・趣味等に役立った

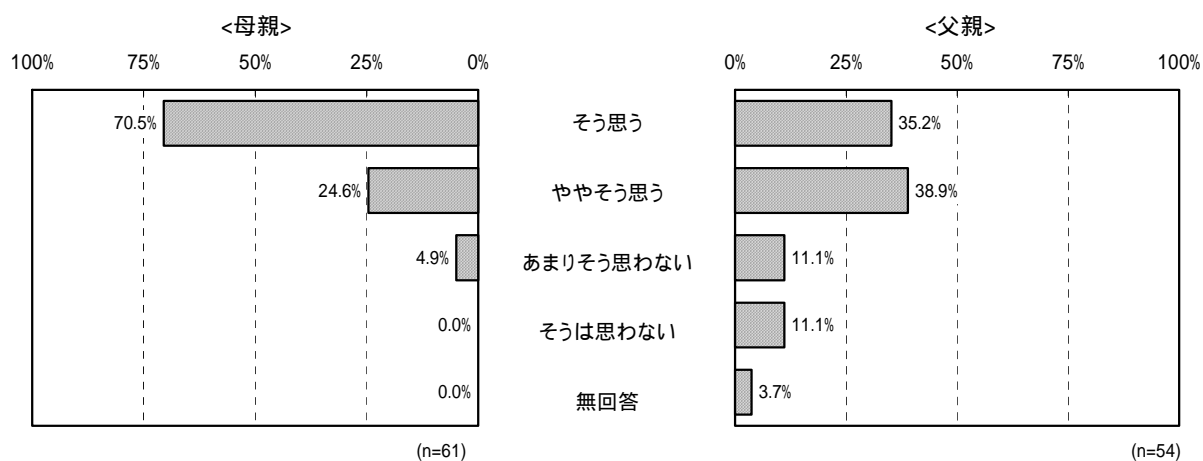


(オ) 子どもから学ぶことが多い

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 70.5%、次いで「ややそう思う」の 24.6% となっています。

父親の回答としては、「ややそう思う」が最も高率で 38.9%、次いで「そう思う」の 35.2% となっています。

図(資料)-31 子どもから学ぶことが多い

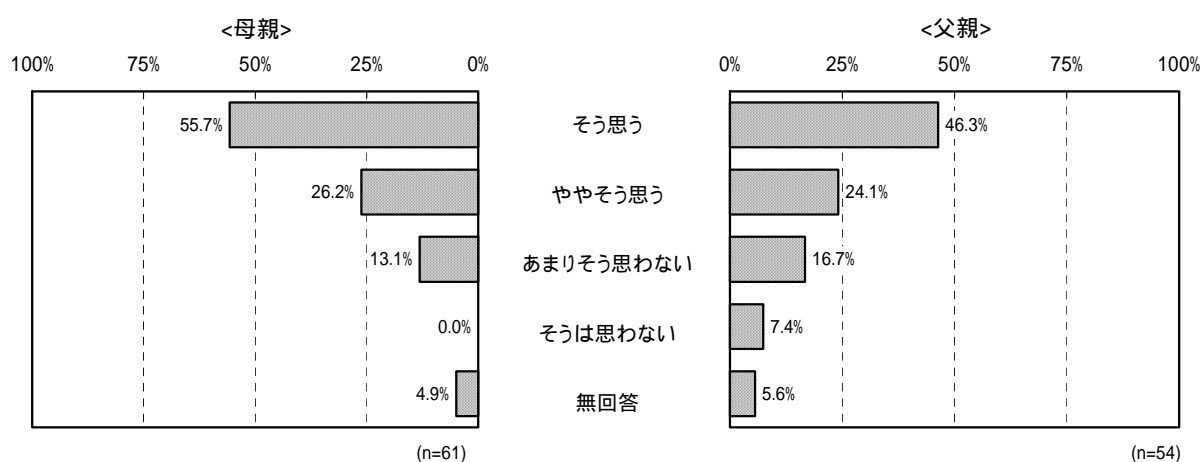


(カ) 自分をかけがえなく思えた

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 55.7%、次いで「ややそう思う」の 26.2% となっています。

父親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 46.3%、次いで「ややそう思う」の 24.1% となっています。

図(資料)-32 自分をかけがえなく思えた



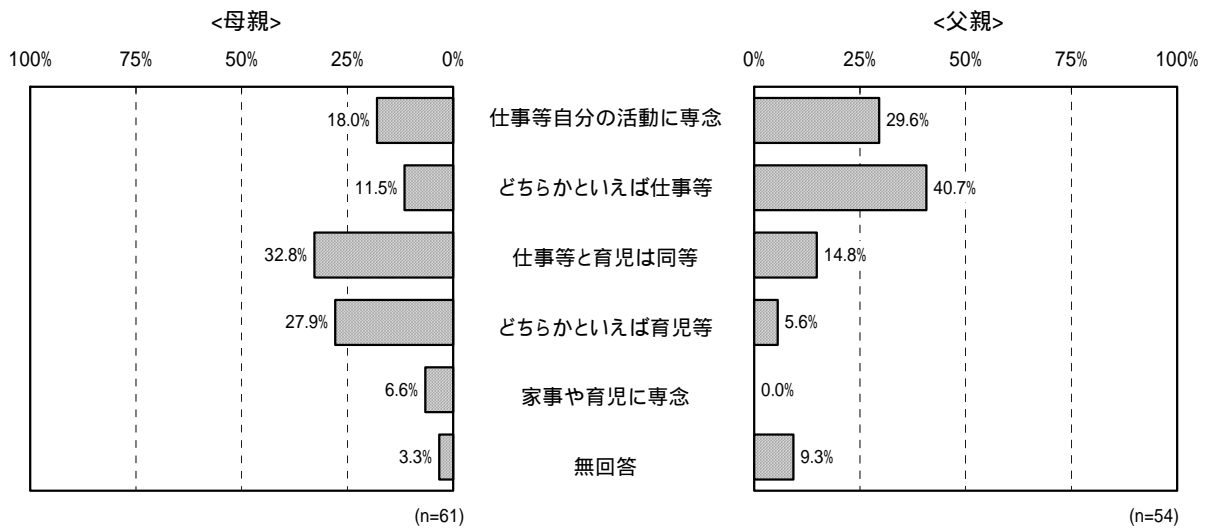
ウ. 子育て、仕事や趣味等自分の活動における優先状況

(ア) 自分の活動における現実の優先状況

母親の回答としては、「仕事等と育児は同等」が最も高率で 32.8%、次いで「どちらかといえば育児等」の 27.9%となっています。

父親の回答としては、「どちらかといえば仕事等」が最も高率で 40.7%、次いで「仕事等自分の活動に専念」の 29.6%となっています。

図(資料)-33 自分の活動における現実の優先状況

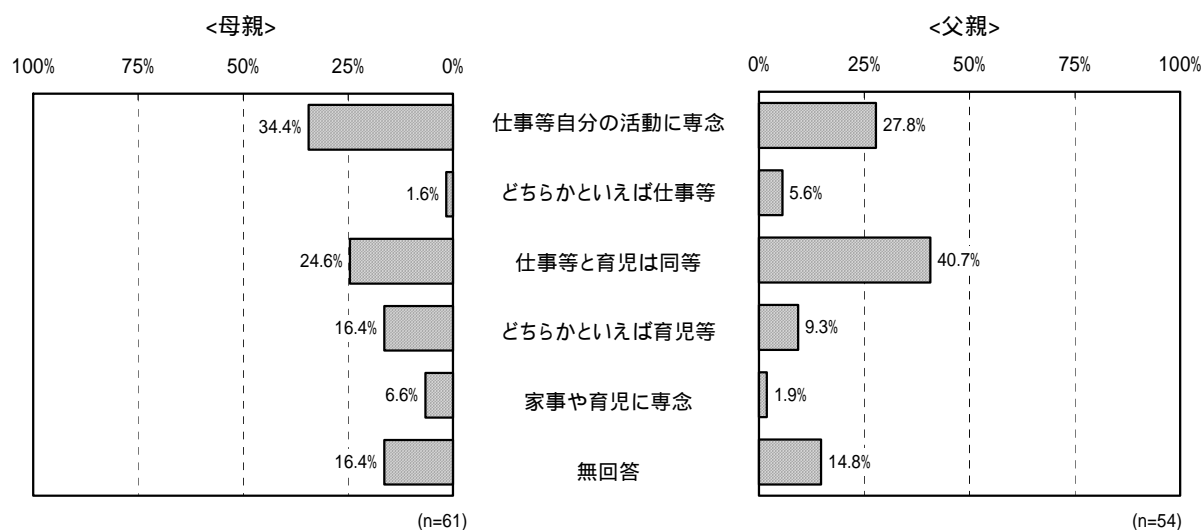


(1) 自分の活動で希望する優先状況

母親の回答としては、「仕事等自分の活動に専念」が最も高率で34.4%、次いで「仕事等と育児は同等」の24.6%となっています。

父親の回答としては、「仕事等と育児は同等」が最も高率で40.7%、次いで「仕事等自分の活動に専念」の27.8%となっています。

図(資料)-34 自分の活動で希望する優先状況



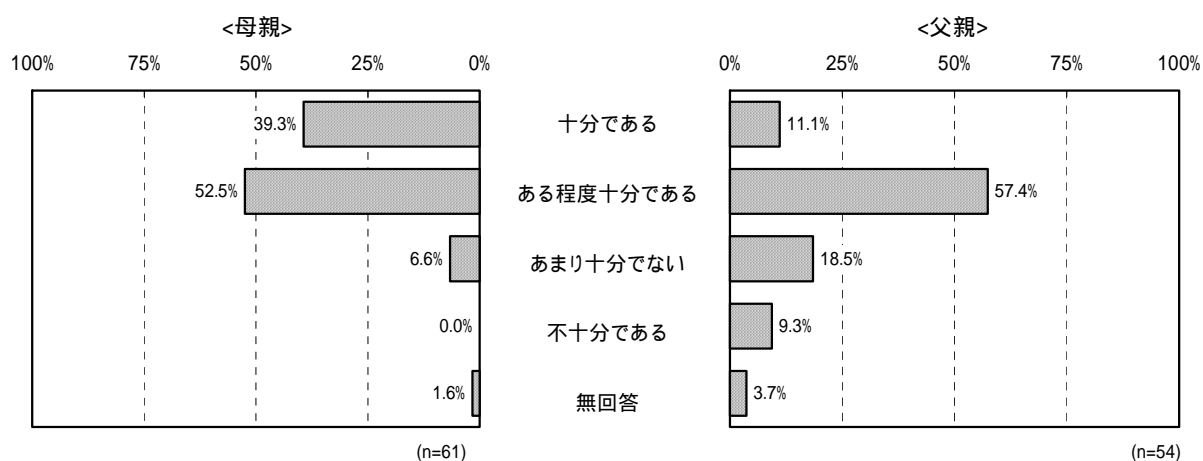
エ. 子育てへのかかわり認識

(ア) 本人の認識

母親の回答としては、「ある程度十分である」が最も高率で52.5%、次いで「十分である」の39.3%となっています。

父親の回答としては、「ある程度十分である」が最も高率で57.4%、次いで「あまり十分でない」の18.5%となっています。

図(資料)-35 本人の認識

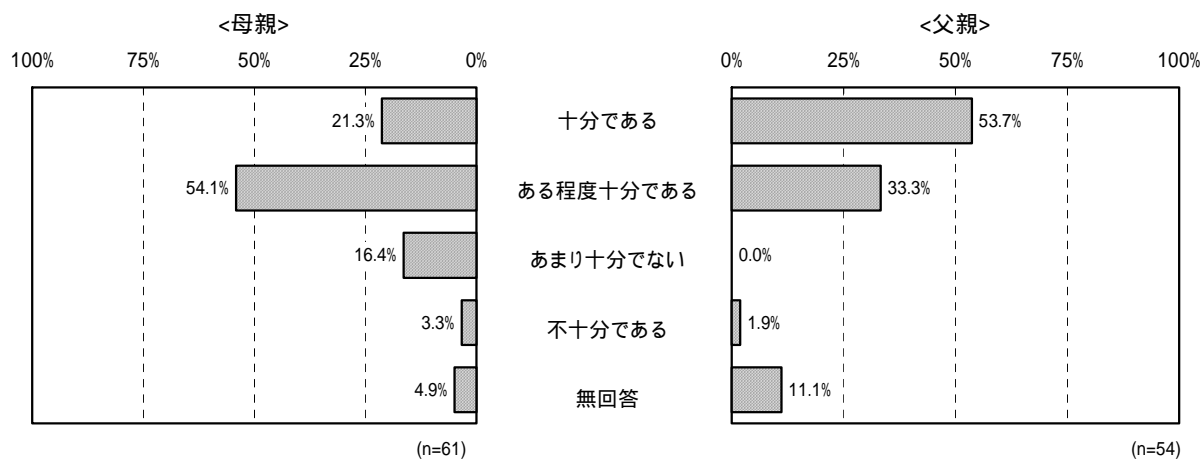


(イ) 配偶者等に対する認識

母親の回答としては、「ある程度十分である」が最も高率で54.1%、次いで「十分である」の21.3%となっています。

父親の回答としては、「十分である」が最も高率で53.7%、次いで「ある程度十分である」の33.3%となっています。

図(資料)-36 配偶者等に対する認識



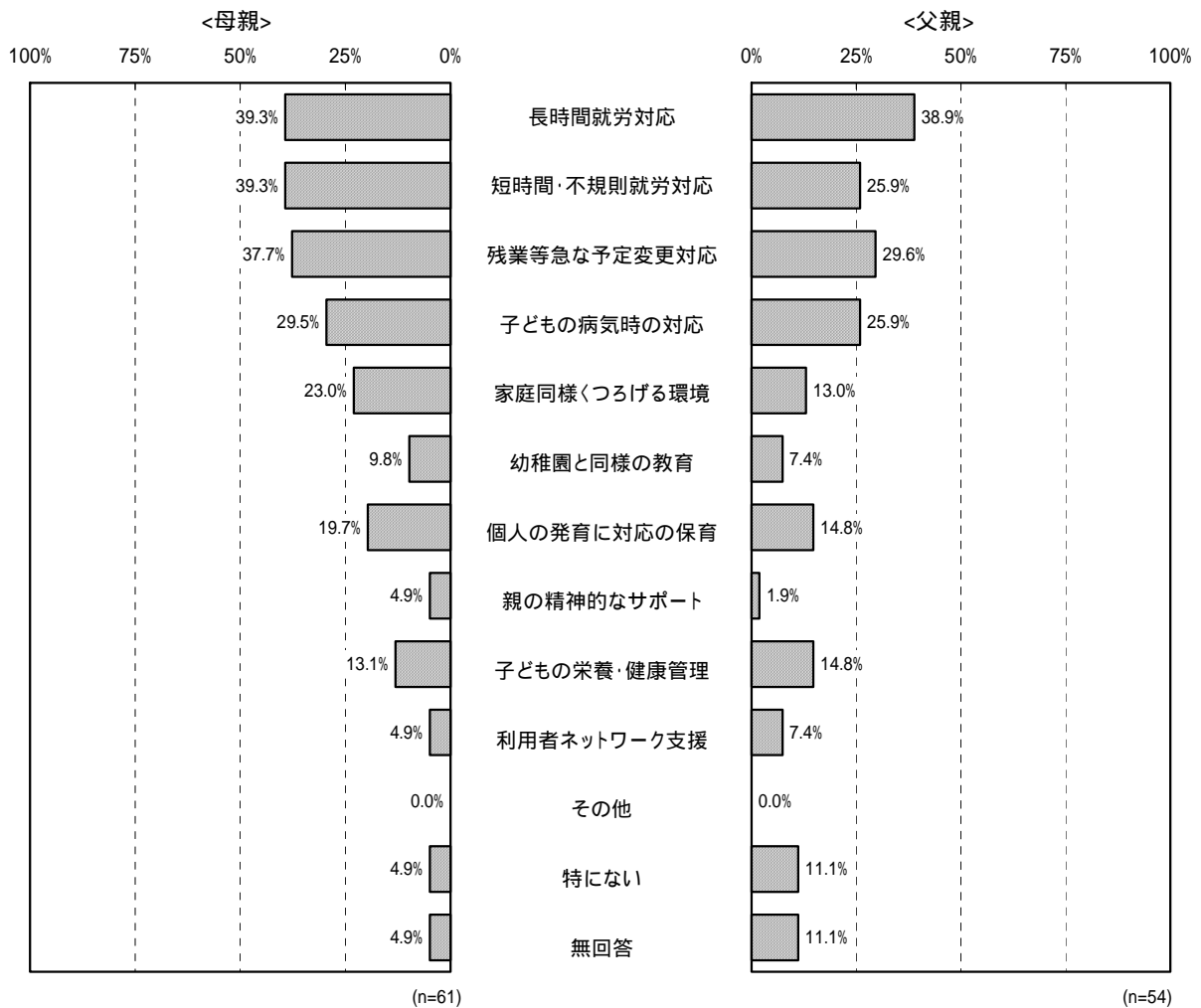
子育て支援サービスについて

ア. 保育サービスに期待すること

母親の回答としては、「長時間就労対応」「短時間・不規則就労対応」が最も高率で 39.3%、次いで「残業等急な予定変更対応」37.7%の順となっています。

父親の回答としては、「長時間就労対応」が最も高率で 38.9%、次いで「残業等急な予定変更対応」29.6%、「短時間・不規則就労対応」「子どもの病気時の対応」25.9%の順となっています。

図(資料)-37 保育サービスに期待すること

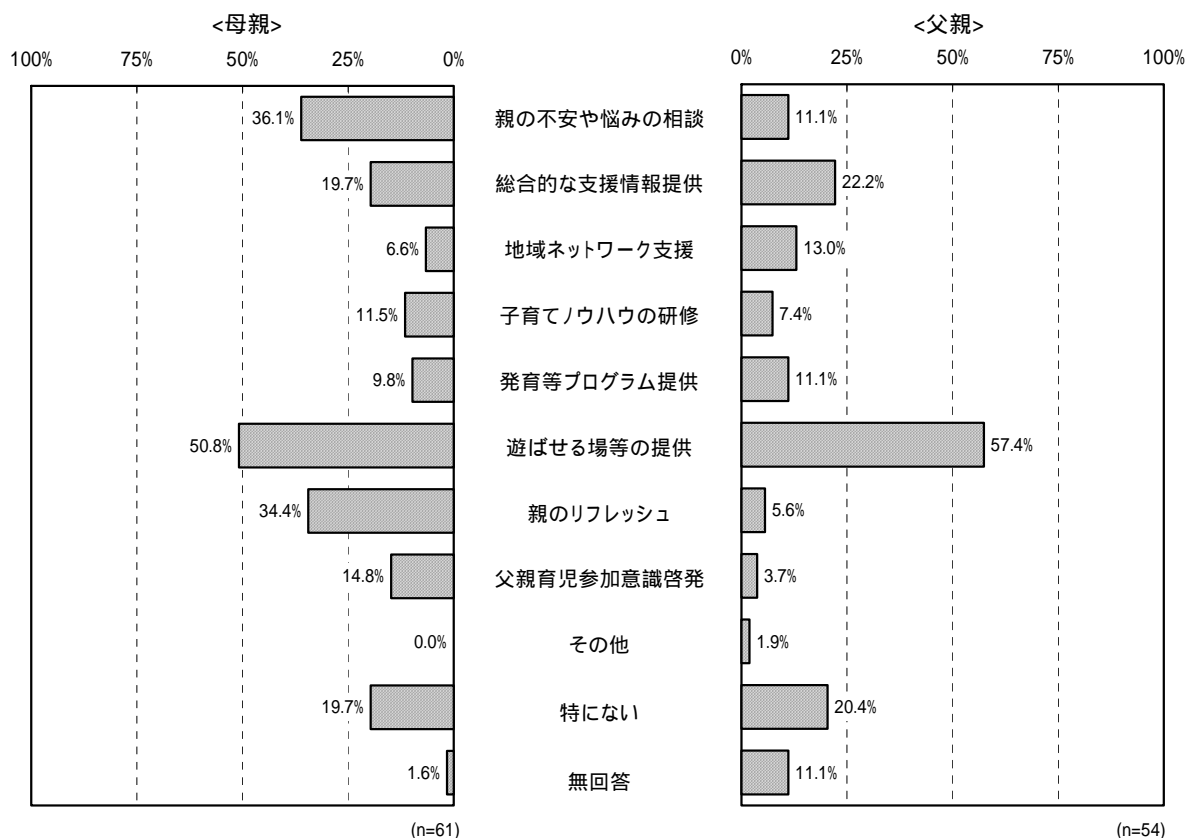


イ. 保育以外の子育て支援サービスに期待すること

母親の回答としては、「遊ばせる場等の提供」が最も高率で50.8%、次いで「親の不安や悩みの相談」36.1%、「親のリフレッシュ」34.4%の順となっています。

父親の回答としては、「遊ばせる場等の提供」が最も高率で57.4%、次いで「総合的な支援情報提供」22.2%、「特にない」20.4%の順となっています。

図(資料)-38 保育以外の子育て支援サービスに期待すること

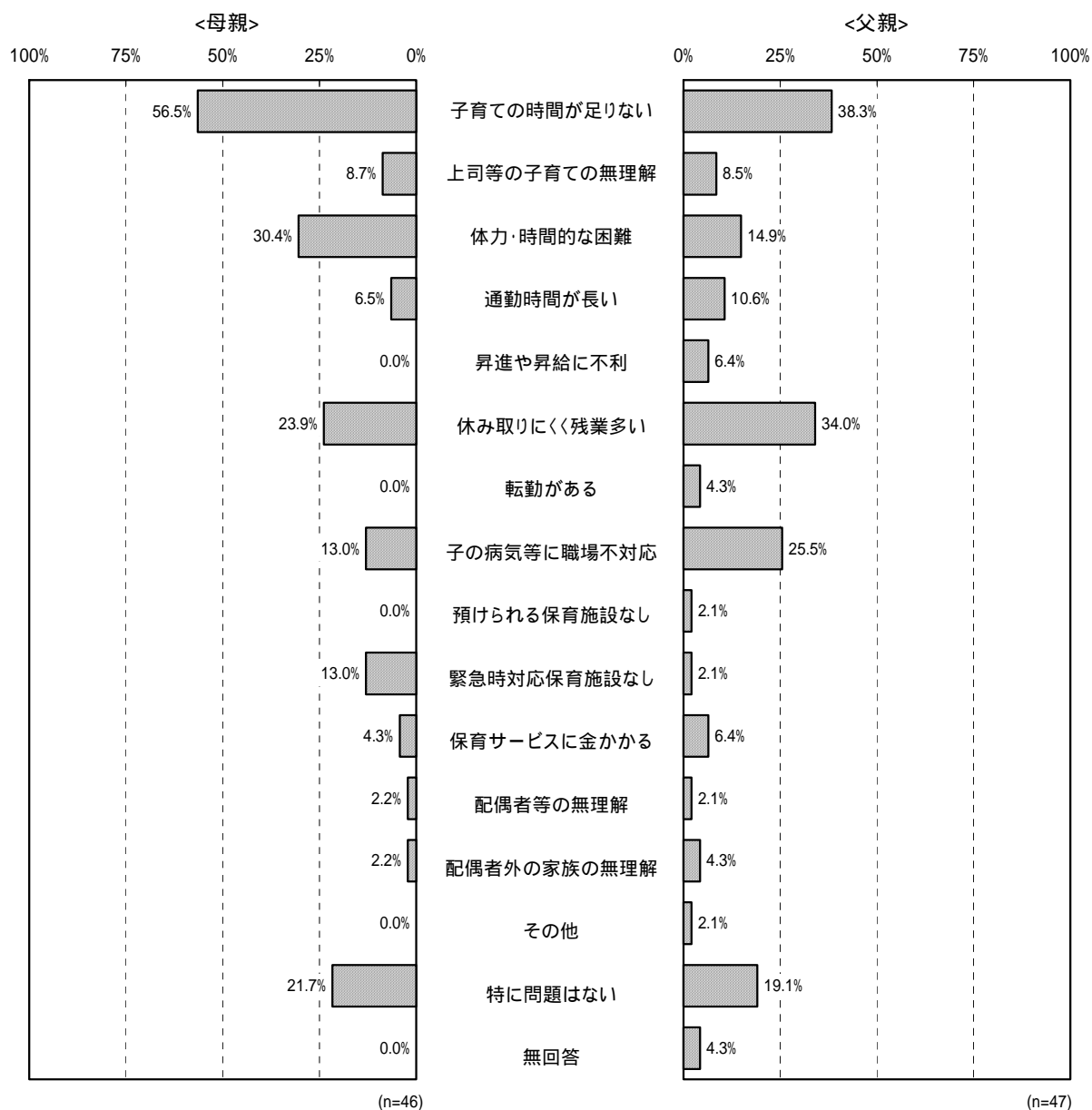


仕事と子育ての両立について

母親の回答としては、「子育ての時間が足りない」が最も高率で 56.5%、次いで「体力・時間的な困難」30.4%、「休み取りにくく残業多い」23.9%の順となっています。

父親の回答としては、「子育ての時間が足りない」が最も高率で 38.3%、次いで「休み取りにくく残業多い」34.0%、「子の病気等に職場不対応」25.5%の順となっています。

図(資料)-39 仕事と子育ての両立について



(3) 中高生の将来意識

実施概要

- 村内に在住する中学生(全員)及び高校生(全員)を調査対象としました。また、プライバシー保護のために無記名方式としました。
- 調査は平成16年2月に実施しました。
- 配布数・回答数は次のとおりです。

配布数	有効回答数	有効回答率
183	135	73.8%

抜 粋

～ 仕事について～

	男 性	女 性
仕事に対するイメージ	お金をかせげる (46.0%)	お金をかせげる (35.2%)
仕事についての希望	能力を發揮できる (76.2%)	能力を發揮できる (80.3%)

～ 結婚について～

	男 性	女 性
結婚の意思 「ぜひ結婚したい」と「できれば結婚したい」	57.1 %	73.3 %

～ 子どもを持つことについて～

	男 性	女 性
子どもを持つ希望 「ぜひほしい」と「できればほしい」	65.1 %	76.1 %

～ 将来の居住意向～

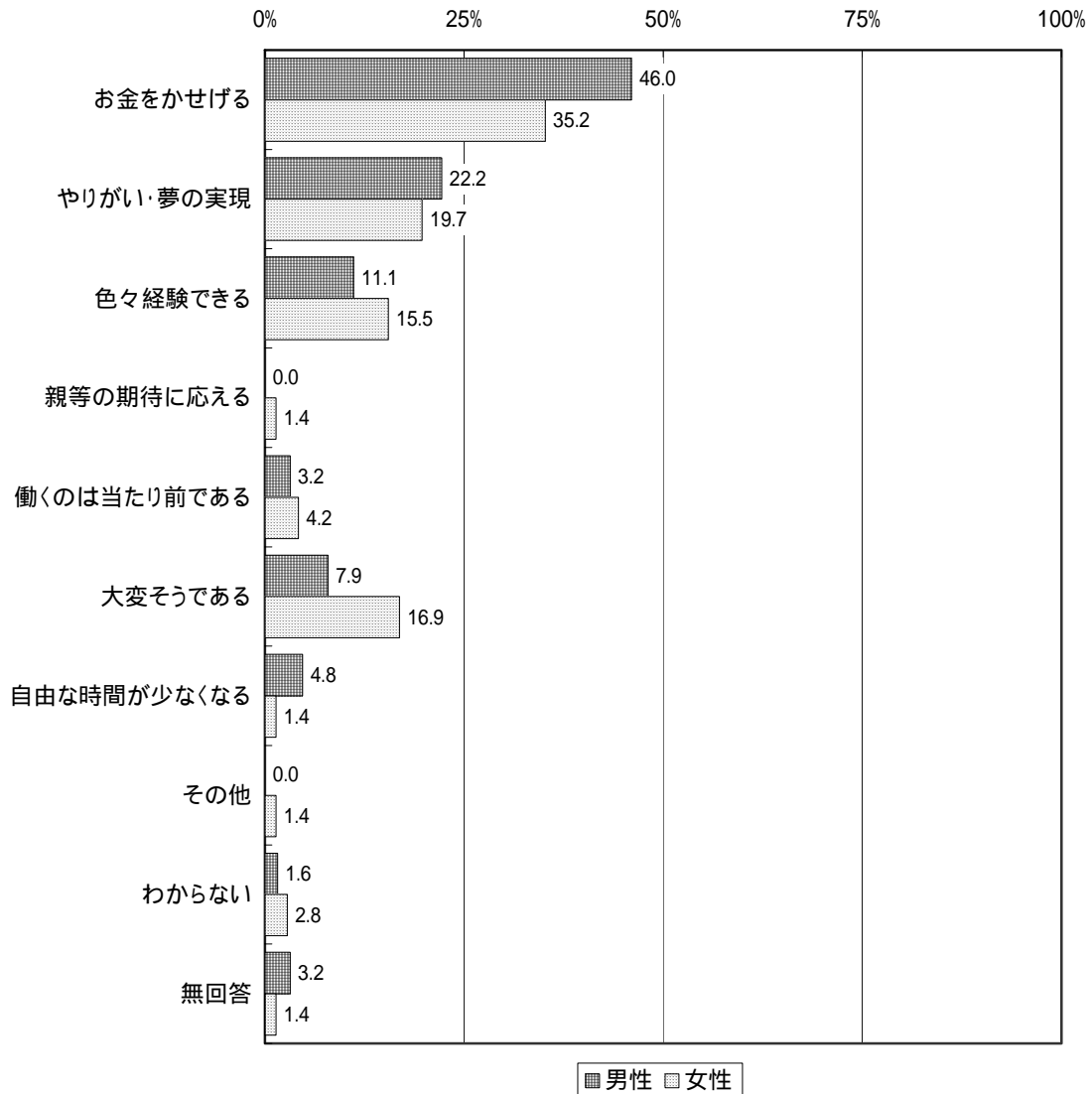
	中学生	高校生
大人になっても生活しつづけたい 「思う」と「おおむね思う」	26.9 %	27.5 %

仕事について

ア. 仕事に対するイメージ

「お金をかせげる」が40.7%(男性46.0%、女性35.2%)と最も高率で、「やりがい・夢の実現」20.7%(男性22.2%、女性19.7%)、「色々経験できる」13.3%(男性11.1%、女性15.5%)、「大変そうである」12.6%(男性7.9%、女性16.9%)の順となっています。

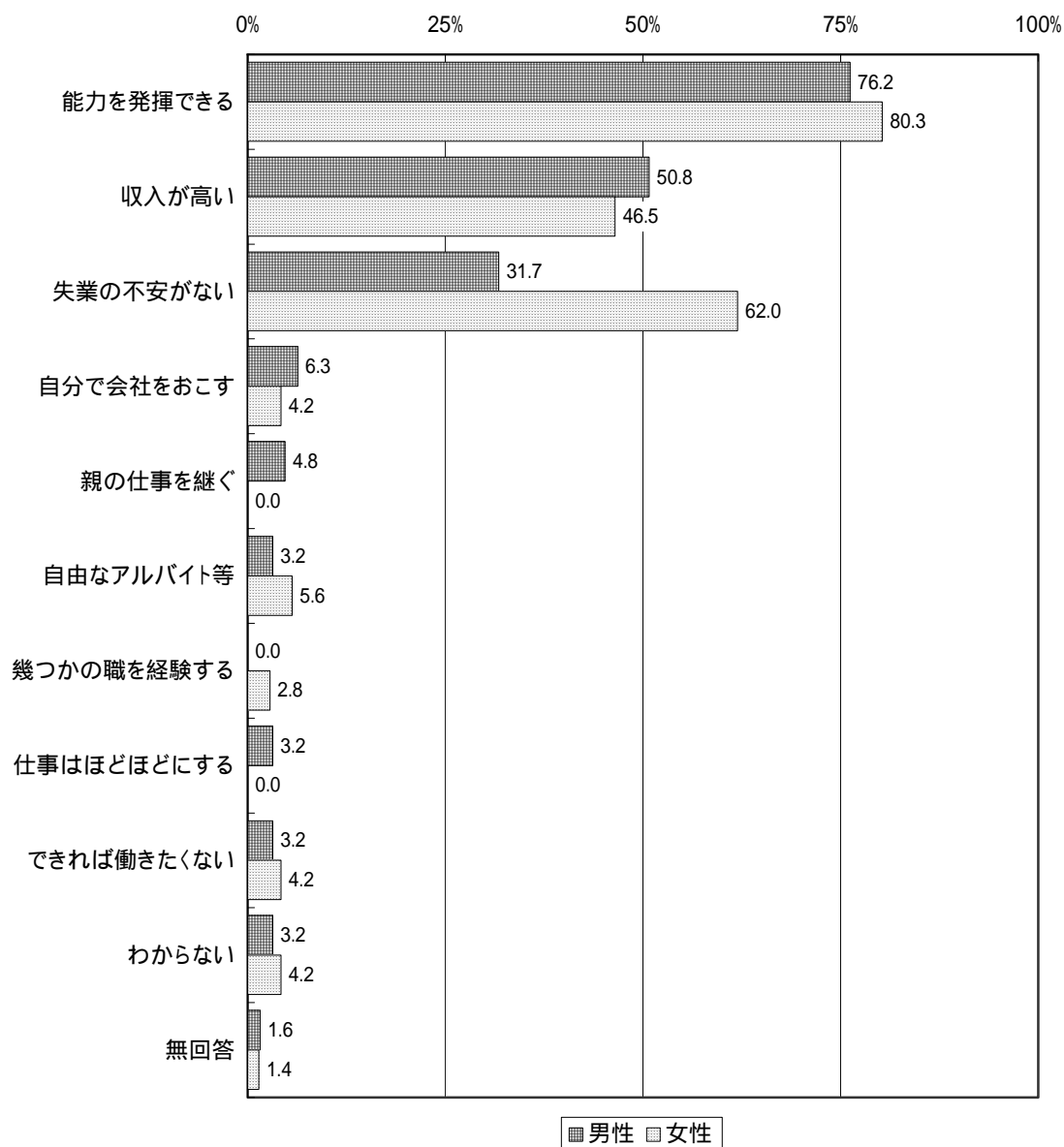
図(資料)-40 仕事に対するイメージ/男性 n=63, 女性 n=71



イ. 仕事についての希望

「能力を発揮できる」が78.5%(男性76.2%、女性80.3%)と他を大きく上回り、「収入が高い」48.9%(男性50.8%、女性46.5%)、「失業の不安がない」48.1%(男性31.7%、女性62.0%)と続いています。また、「できれば働きたくない」は3.7%(男性3.2%、女性4.2%)となっています。

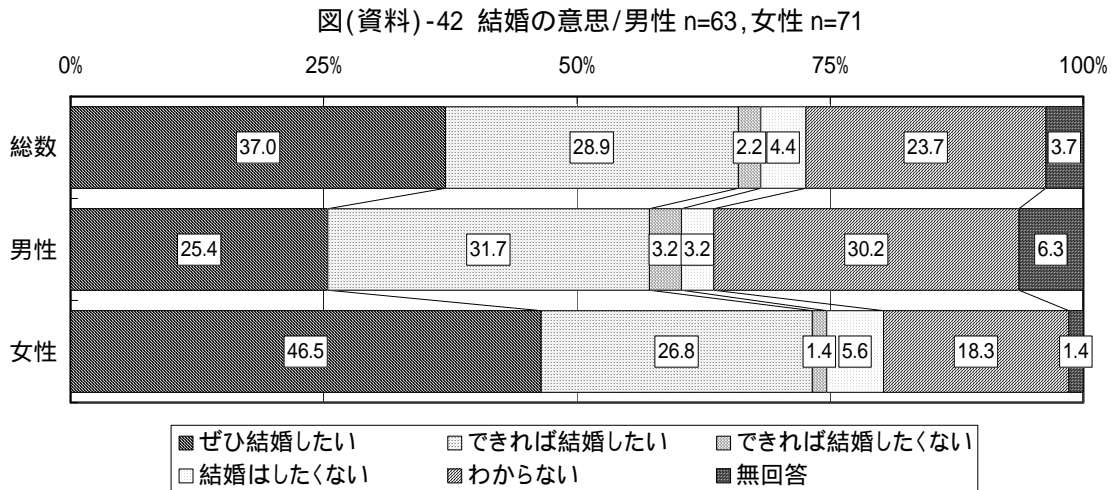
図(資料)-41 仕事についての希望/男性 n=63, 女性 n=71〔重複回答〕



結婚について

ア. 結婚の意思

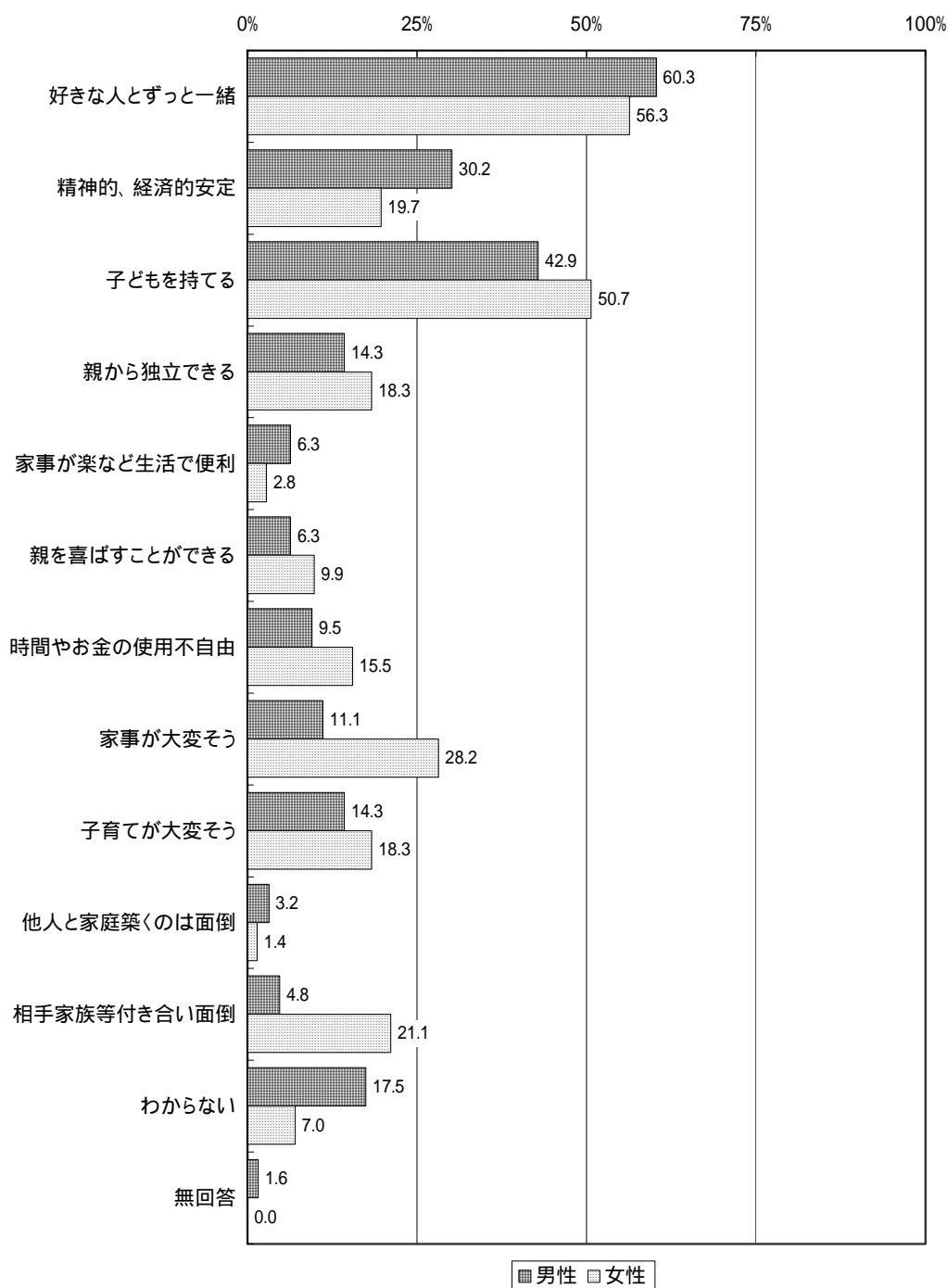
「ぜひ結婚したい」が37.0%、「できれば結婚したい」が28.9%で、両者を合わせると65.9%が『したい』と回答しており、「できれば結婚したくない」は2.2%、「結婚はしたくない」は4.4%となっています。性別にみると、『したい』は男性57.1%、女性73.3%と女性のほうが高率となっています。



イ. 結婚に対するイメージ

「好きな人とずっと一緒」が57.8%(男性60.3%、女性56.3%)と最も高率で、「子どもを持てる」46.7%(男性42.9%、女性50.7%)、「精神的、経済的安定」25.2%(男性30.2%、女性19.7%)、「家事が大変そう」20.0%(男性11.1%、女性28.2%)、「親から独立できる」17.0%(男性14.3%、女性18.3%)と続いています。

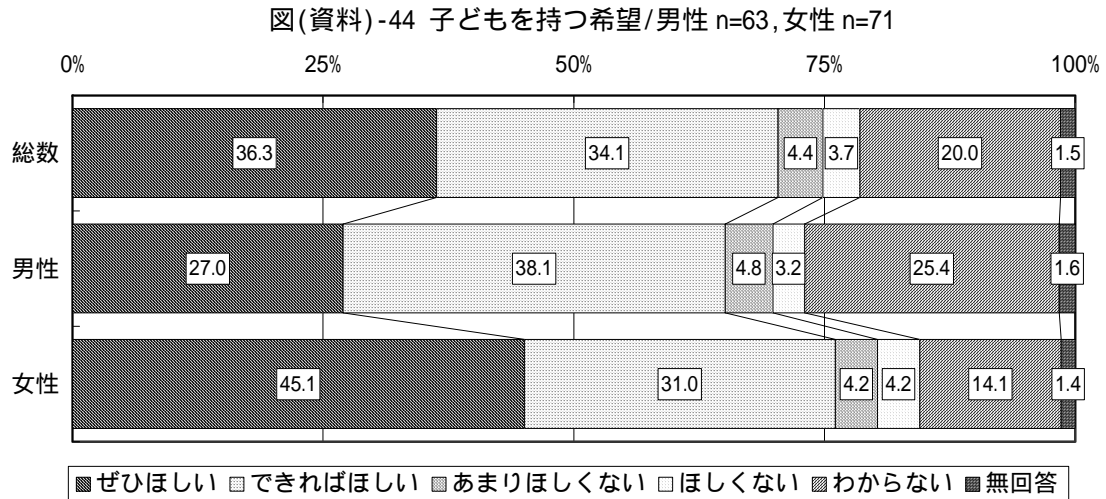
図(資料)-43 結婚に対するイメージ/男性 n=63, 女性 n=71 [重複回答]



子どもを持つことについて

ア. 子どもを持つ希望

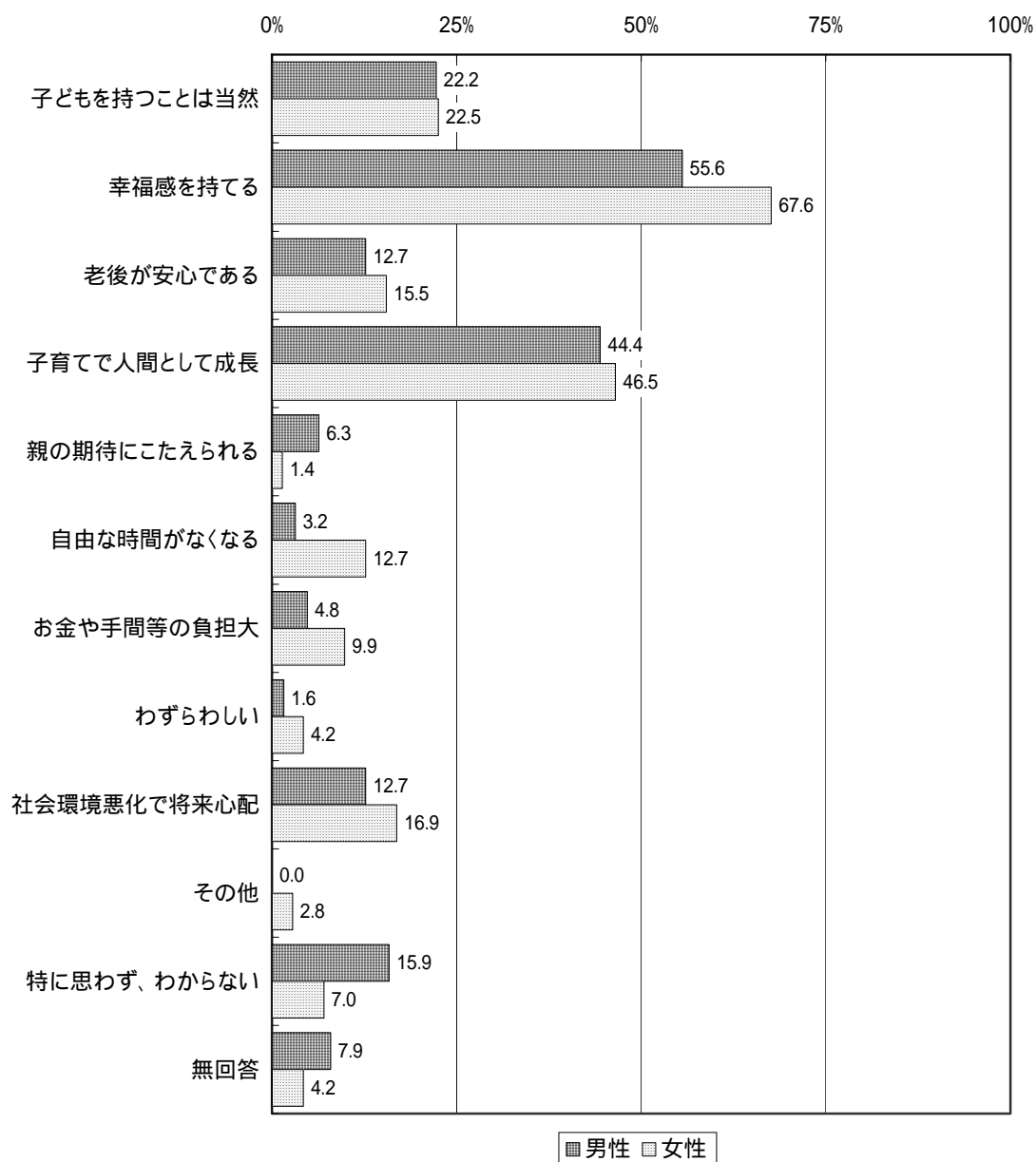
「ぜひほしい」が36.3%、「できればほしい」が34.1%で、両者を合わせると70.4%が『ほしい』と回答しています。性別にみると、『ほしい』は男性65.1%、女性76.1%と女性のほうが高率となっています。



イ. 子どもを持つことへの意識

「幸福感を持てる」が61.5%(男性55.6%、女性67.6%)と最も高率で、「子育てで人間として成長」45.2%(男性44.4%、女性46.5%)、「子どもを持つことは当然」22.2%(男性22.2%、女性22.5%)、「社会環境悪化で将来心配」14.8%(男性12.7%、女性16.9%)、「老後が安心である」14.1%(男性12.7%、女性15.5%)と続いています。

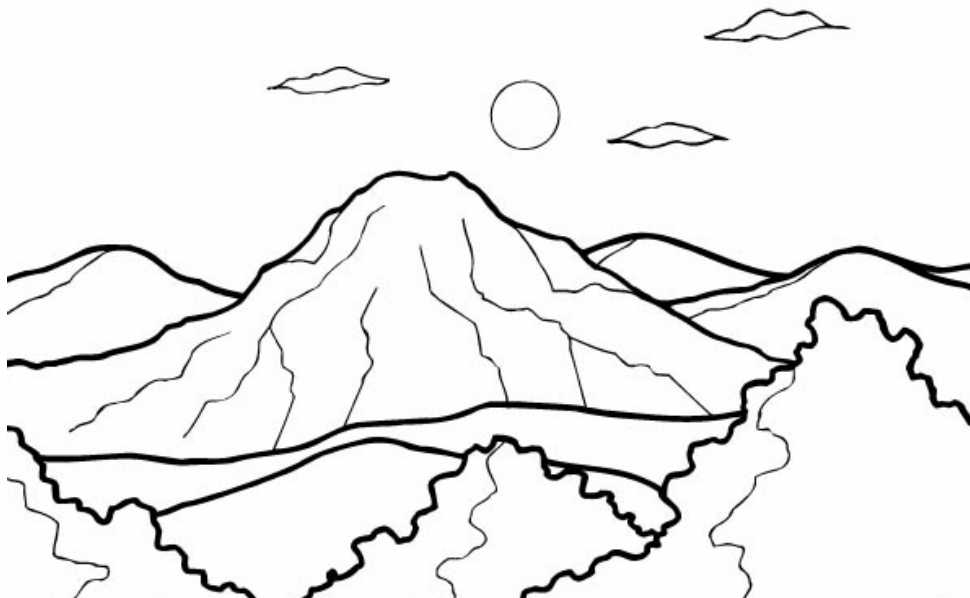
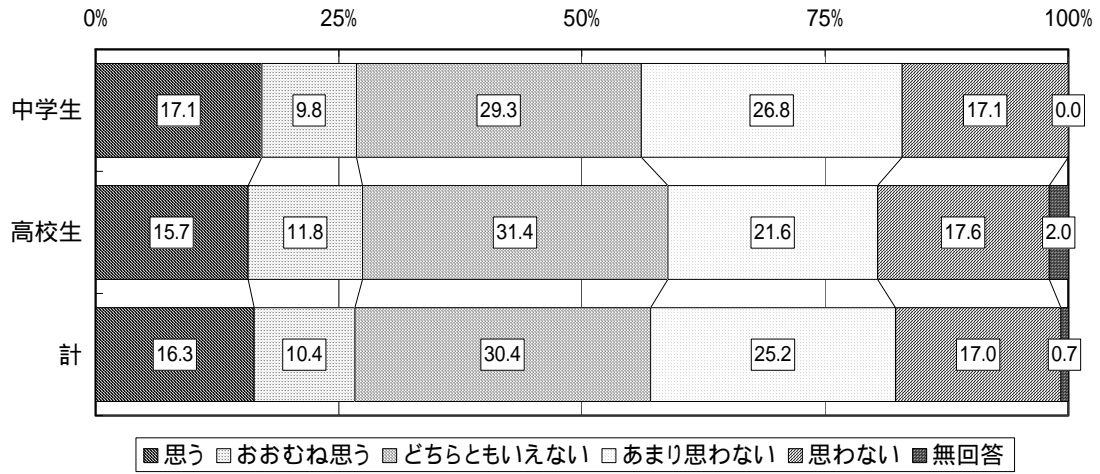
図(資料)-45 子どもを持つことへの意識/男性 n=63,女性 n=71〔重複回答〕



将来の居留意向

「思う」が16.3%、「おおむね思う」が10.4%であり、両者を合わせると26.7% (中学生26.9%、高校生27.5%)が『思う』と回答しています。

図(資料)-46 大人になっても本村で生活し続けたい/中学生 n=82, 高校生 n=51



3. 委員名簿

17名の委員により策定（氏名等は省略させていただきます。）

水上村次世代育成支援行動計画

発行日 平成17年3月

発行 水上村 住民福祉課

〒868-0795 熊本県球磨郡水上村大字岩野90番地
電話(0966)-44-0311(代表)